日 本 年 金 機 法 案 照

0 生年 金 険 法 昭 和二十 九 年 法 律第百十 五 号) 抄

適 用事 所

第六 条 次に次 掲 \mathcal{O} 各 げ . る事 号 \mathcal{O} 業 1 \mathcal{O} ず れ か に 該 又 当 す 務 る 事 業 所 いつて、 若 しく 常 は 事 理業五務 人所 以 上以 \mathcal{O} 下 従 単 業 員 事 を 業 使 用 所 す と るも いう。 \mathcal{O} 又 は 船 舶 を 適 用 事 業 所とする。

 \mathcal{O} 製 造 加 工 修理又は 体の 事時

トヘホニハロイ 土物 木 建 築 \mathcal{O} 他工作 物 包装、 設、 改造、は 保存への 修 更、 破 壊、 解 体 又 は そ \mathcal{O} 準 備 0

事

業

電 鉱 物 \mathcal{O} 採 掘 又そ は 発生、 \mathcal{O} 事 業

気又は 力 \mathcal{O} 導 又 は 供 給 \mathcal{O} 事 業

貨 物又は 又掃お旅動 客 $\overline{\mathcal{O}}$ 運送 \mathcal{O} 事 伝 業

貨 物 積 4 ろし の事 業

焼 却 清 又 \mathcal{O} 事 業

ワヲルヌリチ 物 \mathcal{O} 販 売 険は 配給の古人はと殺し 事

金 融 又 は 保 0 貨事業

物 \mathcal{O} 保管 又 は 賃 事 業

媒 介周 旋 \mathcal{O}

集 金、 研案 究内 ススは調査の 事業 \mathcal{O} 事事 業業

 \mathcal{O}

力 報療 助 ぬ産その: 他 医 療 \mathcal{O} 事 業

日 道

タ 社会福祉者教育、研究 法 (昭和二十六年) 年法 律 · 第 四 + 五. 号) に 定める社会福 祉 事 業 及 び 更生 保護 事 業法 伞 成 七 年 法 律第八 + - 六号) に 定める 更

生保 護 事 業

掲げ るも 玉 地 方 業 所 又 は 事 務 所 で あ つて、 常 時従 業員 を使 用 す る ŧ \mathcal{O}

う。 兀 年法 船員 員法に 律 使 第 七 昭 十三 和二 一十二年法は 号) 第 三条に規 乗 律 第 百 号) 定する場合に 第一条に規定する船員公共団体又は法人の事 (第五: あ つては、 事業所の事業の二を除れ き、 条の 以 以規下定 下 次下単に 単 に 「船員 「船船 舶 舶 という。)とし 所有者とされる者。 という。) て船舶 以 下所 単有に者 (船 船 員 舶 保 所 有 険 者 法 昭 11 和 十

3 2 号 角さ れる者が てする船が ŋ の船組 む 業所船 舶 は +適用 九条 事 業主とみなす。

0 事 業規 以定 外 での事 業舶所の 事舶 来主は、 カイオ は 社 i会保: 険 庁 長官 \mathcal{O} 認 可 を受けて、 当該 事 業 所 を 」 適用事 業所とすることができる。

- 以 同 可 を得 け ようとするとき 会保 庁 に L な 所 け \mathcal{O} れ ならは な 該 事 所 に 使 用 さ れ る 者 十二 一条に 規 定 する者 を除
- 人の 条 前 項 \mathcal{O} 可 を受け 項 ようとするとき 適 用 事 業 所 \mathcal{O} 事 業主 は 業 社 会保 所 険庁 長 官 \mathcal{O} 認い 可 を受け 事 所 に 使 用 当 さ 該 れ 事 る 業 者 所 を適 第 十二 用 事 条 業 に 所 規 で 定する者 なくすることがで を除く。 兀 分
- 八 \mathcal{O} 三以上 条 が の 二 の同 以上 意 を得 \mathcal{O} 適 用事 業所 会保 険庁 (船 7長官に申請では、当該事で 船を除 <_)の事 しなけ り事業主が同一 ^{*}。 ・ればならない。 る 場 一合に は、 当 該 事 業 主 は 社 会保 険 庁 長 官 \mathcal{O} 承 認 を受け 当
- 2 前 項の承 上 \mathcal{O} 認 が あ新 0 一の適日 用 所とすることが 六条 事 で な いつたも 0) とみない

かできる

- 第十 が 適 用 事 業 所 以 以外の事業所に使いたときは、当該 別に使用されて当該二以上の る七十一の適用 -歳未満 の者 者 は、第六 社 会の 保適 険 用 庁 長官 \mathcal{O} 認な可く を 受 くけて、 厚 生年 金 保 険 \mathcal{O} 被 保 険 者となること
- 2 可 所 なら

できる。

事

業

を

事

業

第 + (資格の得事) 前項の認可 条 の確認でを受け による被いるには、 被 保その 者 事 は業 社会事 保 業 険 主 庁の 長 同 官の認可な問意を得ない をけ 受れ げば て、 被な 保い 険 者 \mathcal{O} 資 格 を 喪失することが で きる。

喪

- 第 八 険 者 被保険者 \mathcal{O} 資 格 \mathcal{O} については、行政手続法(平成五、第二十七条の規定による届出若の取得及び第十四条第三号に該当者の資格の取得及び喪失は、社会 成五年法律第八十八号)第三出若しくは第三十一条第一項該当したことによる被保険者社会保険庁長官の確認によへ いつて、 規定格そ \mathcal{O} \mathcal{O} 十二条及び第十四条を除く。による請求により、又は職権の喪失は、この限りでない。の効力を生ずる。ただし、第 +条 第 項 \mathcal{O} 定 ょ る
- 2 第前保保 認は、 第三章の関する。 う Ł \mathcal{O} とす
- 3 (定 · 頂 一項の の が が 時決 定) 確認 に (第 十二よ 0条を除く。 ソスは職権 、。) の に を で 行 に 規 定 は 適 用 な
- 第二 た をそ 7期間 \mathcal{O} に 限るも 期 社会保証 間 0 月数 とし 険 で 庁 長官 除 カュ L つは、 て 得 た額 報被酬保 支払の基準の基準 を報酬 月 額 礎 年 ლとなつた日数がL 年七月一日現に使用 として、 シ年の九月,標準報酬! 十用 -七日未 さ 月 額 れ を決 る事 満 へであろいます 八定する。 る月 お がい 7 あ るときは、同日前三日 月 その 間 の月を除く。 業所 で に継 受け 続 L たて 使

用

のさ

総れ

- 0 規 定 ょ つ て 決定され た標 準 報 酬月 額 は その
- 3 月 から九り 項 月 \mathcal{O} 規 ま らでの 定 7, 取ず六月 日 か \mathcal{O} 月 カュ か 5 。 ら ŧ 標 月一日までの 準 報 酬 月 額 を改 間に は定され、R に被保険者の 又の (は改定されるべき被保険者については、その年に限資格を取得した者及び第二十三条又は第二十三条のから翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。) ŋ 適 \mathcal{O} 規 用 %定により. L な 七

者 社の 資 格 を した際 0 決 定

- 決定する 会保 険 庁 長 官 は 被 保 険 者 \mathcal{O} 資 格 を 取 得 L た 者 が あ るとき は 次 0) 各号に 規 定する額 を 報 酬 月 額とし て、 標 進 報 酬 月 額
- んして得り た 他 定 期 間 相 に 当する ょ 0 て 報 酬 が 定 8 5 れる場合には 被 保 険 者 0 資 格 を 取 得 L た 日 \mathcal{O} 現 在 0 報 酬 \mathcal{O} 額 を そ 0 期 間 0 総 日 数
- 間、出来高又はまた額の三十倍に知 請 負によっ て 報 酬 が 定 8 5 れ る場合 に は、 被 保 険 者 0) 資 格 を 取 得 た 月 前 月 間 に 当 該 事 業 所 で、 同 様 \mathcal{O} 業

従 よってない、同様 0 膕 を け が け た も報 の酬 にの を 亚 均 L 保額

- 従 \mathcal{O} 定 かに 同 算定 様 \mathcal{O} 報酬 することが を受け る者 困 が で 受 あ î る た て は 険 者 0 資 格 を 取 得 L た 月 前 月 間 そ 0 地 方 同 様 0
- \mathcal{O} 間に被 前 項の規 号 保 険 定 \mathcal{O} によつて決定され 者 以上 \mathcal{O} 資 格 に を取り 該当する報酬 得 L た者 た標準 を受け に については、中報酬月額 る場 一合に は 翌 年 は、 被 保 \mathcal{O} に報酬の額 それぞれ 八 **月** ま で 格 に の各取い 月のし て、 た前月三 標 準 報か号 らの 酬 月そ 規 の定 額 とすの 年に ょ が入り、八月 つて 算定 **分** 月 L た 日 額 か \mathcal{O} "ら 十 合 月三十 日 ま

改

定

- て、 日以 著しく高 月 上でなけ 額 低を 会保 を 改 生じた場合において、必要がればならない。)に受けた報に険庁長官は、被保険者が現に 定 することができる。 あ酬使 ると総用さ 認額れ 配めるとき! で除れる事業所! は、 しに て 得 お そ 1 ての額を報が、これで継続し、 酬 その た三 額者月 の間 と)標準報 · (各月· L て、 ことも、 そ酬 0) 月 額 著 の基 報 < 酬 一礎とな 高 支 低 払 を \mathcal{O} 生 9 基 た 報 U 礎 た とな 月 酬 の月 9 꽢 額た 月か比数 らべ
- 2 年の八日前項の日本 月) 規定 まで によ つて改定され \mathcal{O} 各月の 標 準 た標 報 酬 月準 額製 す月 る額は は、 そ \mathcal{O} 年 \mathcal{O} 八 月 七 月 から十二月 ま で \mathcal{O} 1 ず れ か \mathcal{O} 月 カュ 5 改 定さ れ た ŧ \mathcal{O} に 0 11 て は

- 、、と冬了した被保険者が、当該育児休業等等号)第二条第一号に規定する育児休業又は同法電第二十三条の二 社会保険庁長官は、育児休業、介(育児休業等を終了した際のごえ、 り で す あ 了 のる月があれる日の翌日 会保 条に 床険庁長官に に係る三歳に にお るとき V は、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除いて使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、1時出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事以保険者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に規定する資 いて「育児休舎」 だ業等終一 ごう労働 て「育児休業等終了日」という度に準ずる措置による休業(以う労働者の福祉に関する法律 事業、 除 して 了日 つ、 主を経由して厚生労 得 こた額を報酬月額として、標準報酬支払の基礎となつた日数1の翌日が属する月以後三月間 働 以下 省令 . う。 (平成 で定め 育 三 1数が十 おお 児 年 るところによ 報 休 法 (育児休 て当該 酬 七日未 等」 月 第 育と 業 を 等 満
- \mathcal{O} 前 八月 \mathcal{O} 額 定 \mathcal{O} 該翌 算 定 \mathcal{O} 月 0 が七月から十二月て改定された標準 例 ま 報 で 酬 の月 い額 ずれ は、 かの月である場合育児休業等終了日 はの は、翌年のまな 翌年のま 八月)、 まで てニ の月 各月 の過 標準に 報 日 酬の 月 属 額 す と る す 月 \mathcal{O} 캦 月 カゝ \mathcal{O}

又 は 被 保 第 第二十一条第 保険者の報酬品 れ 5 0) 規定 たにかかので、 月 額 が、 第二十二条第一項が、第二十一条第一 わら 社会保険庁長官が算 項、 一項、第二十二条第一 第二十三条第 定する額 一項 が若しくこ 項 を当該被 若 はく 保 前は 険 条前 者 第 条 第一 \mathcal{O} 項の項 報 規定規 とす によ 定 に つて ょ 0 算 て 定 算 L 定 た することが 額 が が著しく不当でとが困難でも であ

2 二十二条第 以 上の事 項 第二十三条第一項若しくは業所で報酬を受ける被保険 前条第 者について報酬 項又は 前 月額を算定する場合に 項 0 規 定によつて算定 お L 1 た て は、各種別月額 額 の合算額をその 0) 2 者 1 て、 \mathcal{O} 報 第二十 酬 月 額 とする。 条第 項

る 保 険 者 たる被に 保報 険 酬 者月 額

兀 七 カュ 5 第 船 二十条まで 員 及 び \mathcal{O} 第 標 十準三報 条 酬 の月 規額 定の の決 例 定 によ 及 び改 る。 定 に 0 11 て は 第 + 条 か 5 前 条 ま で 0 規 定 に か か わ 6 ず 船 員 保 険

与 0) 決 定

円 超 未 第二十四条の規定は、標進超えるときは、これを百五十円(第二十条第二項の規定に 兀 \mathcal{O} 端 条 \mathcal{O} を と生じたときは1一 社会保険庁員 これを切り 十万円とす による標 長 官 は、 ŋ 潍 被 う。 る。 捨てて、 報 保 酬 険 月 者 額 が その 0 賞 等 与 月 に 級 を 受け 区分のつけた月に 区 標準 定 が 賞与 行 11 て、 わ れたときいったときいった。 そ たときは、 \mathcal{O} 月 でする。 に . 当該 政 令で 被 \mathcal{O} 保 場合に 定 険 める 者 が おい 受け 額 た賞 て、 以 下 当 与 0) 該 額 項標 に に 準 基 お 賞 づ 与 W 額 7 同 が 百五十 ľ n 千 を万円

2 第二十 一四条の価 準 賞 乡 額 \mathcal{O} 算定 に 0 11 て 準 用 する。

物給 額

十 現 - 五条 **両たない子を養育す足が定める。** 報酬又は賞与のA 全 部 又 は -- 部 が 通 貨 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} で 支 払 わ れ る 場合 に お 11 て は そ \mathcal{O} 価 額 は、 そ \mathcal{O} 地 方 \mathcal{O} 時 価 に ょ 0 厚

生 労働大臣

満

する

被

険

者

標

淮

酬

月

会保 は行 月 に 至 育 二十六条 わ お 0 することとな た日 کے 険庁 ħ あ į١ 従 いう。 7 前 た つては、 標 日 被 \mathcal{O} 長官に申出(被保険三歳に満たない子 翌日 が準 \mathcal{O} 保 。) の 標 険 属 報 者 酬 す 当 \mathcal{O} 9 んる月 た 日 属 月 該 で いみなさ はする月 額 準 ない場合に 最を当該 前 . 報 (厚 の月 酬 0 生 れ月 以者に あ を養 た基準は 下回 12 額 前 労 あ あ 月ま (働省令で定め \widehat{z} つて つて る 育 保 つて 月 月 で L ては、 項の規・ は \mathcal{O} \mathcal{O} 0) (は、 い各月で 又等の 標準 第 当該 兀 十三 その 報 \mathcal{O} る 養 うち、 申 酬 育 に 月 事 使用 条出第が 月 より当 実が 前 し報 額 て その 行 年以内に 生じた日 さ 11 項に規定し T該子以 れる事 以 た 額 下この 被保保 標 準 外 お 報 に業 険 例 項に \mathcal{O} す \mathcal{O} け 酬 あ所 者 る被 子に 属する月の 月額 る つて \mathcal{O} 又 事は 平 お 保険者 は、 均 1 係る基準 が当該子 業 被 て「従: 主保 標 そ を 準 険 報 前 で \mathcal{O} 経 者 月 月 あ を 酬 前 日 由 で 凹して行うものであつた者が、 いつた月 7までの 養育 標 \mathcal{O} 額 標 の属 \mathcal{O} 準 準 計 報 することとなった日 二年間 ·酬月額 でする月 算 報 のうち直 酬月 0 基 \mathcal{O} とい かと厚 礎 \mathcal{O} 額 うち しする。 近 5 となる が 生 標準 一労働 0 次 にあ 月。 · う。 の各号 。) を し 標 報 省 るものに 進 酬 以 \mathcal{O} 令 に属する を下 月 下こ 報 0 で いずれ 額 定 酬 月 口 と \mathcal{O} \Diamond 額とみな 限 る 4 項 月 るところ る。 なさ 月(当 E 0 かに お 前)につ れ 1 月 該 当 以当する 該 て て 該 (当該日 つ申い出 ** \ 子を ょ ŋ る 基 てが場準 月 に 養 社

当 該 子 \equiv 一歳 に 達 したとき。

第十 兀 各号 \mathcal{O} V ずれ カュ に 該 当 す るに 至 0 たとき。

る 事実 当該 子 L 以条 外の て厚 生 子 についてこの 労働省令で 定め 条 るもの \mathcal{O} 規 定 が \mathcal{O} 生 適 じたとき。 用を受ける場合 に お け る当 1該子以 外 (T) 子 を 養育することとなつたときその 他 ず

五. 四 当 子 が 死 亡 L たときその 他 当 該 被保 険 者 が 当該子を養 育 L な 1 ことと な つたとき。

被 保 険 者 に 係 ふる第 八十一条 \mathcal{O} 二の規 定 \mathcal{O} 適 用を受ける育児休業等を開 始 したとき。

2 前 項 規 定 適 用 に による年 金 上たる保 険 給 付 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 改 文定その 他 前 項 0 規 定 0) 適 用 に 関し必 要 な事 項 は 政 令 で 定 め

i会保険. 厚生 労働 ŧ 被 \mathcal{O} 適 省令 保 以 用 険 事 で 下 者 定める要件に該当するに 所 七十歳以 被保 出 事 険 業 れ 者 主 ば 一
マ
あ
は 上の使用され つた七十歳 + · 至 つ る者」という。 以項 た日 上の \mathcal{O} 同 及び 者 意 こであ をした 当該 ・ (含む。) のあつて当該適月. 要件に該当し 0) 事 なく 資格 業所 単 に な \mathcal{O} に 0 取 使 事 得 用 た 業 及び 日 さ 主 れるも 」という。 喪失 並 びに (七十歳以 のとして厚 報) は、 酬 月 額 上生 厚 及 一の使働 び 賞与 労 用 省 働 額 される者にあ 令 省 で定 に 令 関 で はする事 \Diamond 定 る要件に 8 るとこ 項 つて

庁

長

官

に

届

け

なけ

なら

な

第二十八条 事 項を記録しなければなび標準賞与額をいう。 厚 生労働 ればなら 大臣 以下同じ。 は、 な \ \ \ 被保 険 人者に 基礎年金番号(国 関する原簿を備 え、これ 民 年金法第十 に 被保険 四条に規 が者の 氏 定す 名、 んる基 資格 礎 \mathcal{O} 年 取 -金番号を 特及び 喪失の いう。 年 月 そ 日、 Ō 他 標 厚 準 生報 一労 酬 働 省 令 淮 で 報 定 酬 8 月 額

通 知

- 改 は 定 標 + で 単 報 条 は決酬 定を除った定 の社 会保: 若しくはず く。) を行 険 广長官 は、 改 · 定 第八条: たときは、 (第七 十八条の大第一項、 において、その者の正みやかに、これを被促の旨を当該事業主に通の六第一項及び第二項の六第一項を対策二項の 所在が現金のでは、一項ができます。 に + 第 'n 七条 + \mathcal{O} な 八規 5 条 定 なの ため前 であっ いない。 の十四 に 十四第二項 可、 項 第十 及び 第 八 条 三 項第 \mathcal{O} 規項 定 \mathcal{O} 規 に ょ 定 る に ょ る確 準 報 酬認 の又
- 2 事 業主 すその 有又は被保 いなければ な 険 者 通 知し な 5 な
- 3 主 被 は 保 明 6 か で な 11 項たの者 通に 知 をす ること がば で きな 1 لح き は 事
- 4 社 会保 がばなら 在がな 明い ら か で な VI 者 に 0 11 て 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 事 業 主 に 通 知 L た 事 項 を 公告

な

れば

- 5 項 \mathcal{O} 社 通知 会保 に 广長官 代えて、 事業 知所 での規定は、前項の地知しなければなり知すべき事項を公共知すべき事項を公共の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定は、前項の規定は、前項の規定は、前項の規定は、前項の規定は、 手項をか を公告した 合その他は れや ななられると なな V) V) 事 情 \mathcal{O} た \otimes 第 項 \mathcal{O} 通 知 をすることが で き な 11 場 合 に お 11 7 は 司
- をその 届 社 出 会保険庁長 をした事 東五項までの 野業主に通知 での通知は での通知が いればなら 定 な 12 による届 出があ つた場合に お 11 て、 そ \mathcal{O} 届 出 に 係 る 事 実 が な 1 لح 認 \Diamond るとき は そ 0) 旨
- 2 前 項か 5 第 \mathcal{O} 通 知い に 0 1 て 準 用 す ź。

請 求

- 被保険 又 V つで ŧ 八 条 第一 規 定 たによる。 確 認を請 求 することが で き
- 2 け れ ばな 険 な庁 長 官 は者 前は 項被の保 規険 定者で よあ る請 求者 がは、 あ 0 た場合に お第 い十 て、 その 請項 求の に 係 る事 · 実 が な *(* \ と認めるときは その 請 求 を な

者 対す る情 報 \mathcal{O} 提

るところに \mathcal{O} 社 より、 会保険庁 被 保険 長官は、 人者に 対 厚 生年 当 金 保険 該 被 制 保 度に 険 者 石の保険で対する日 料 玉 納 民 付の の理 実 解 績 を 及増進 及 将 さ 来 せ、 0 給 及 び 付 そ に 関 \mathcal{O} す 信 る必要な情報を分 頼 を 向 上 さ せ る た カュ \otimes り B 厚 す 生 労 形 働 省 で 通令

L

す くる も す

 \mathcal{O} 保保 険 険 給 給 付 を 受け る 権 利 は そ \mathcal{O} 権 利 を 有 す る 者 以 下 受 権 者」 1 う。 \mathcal{O} 請 求 に 基 て、 会, 保 険 庁 長 官 が 定 す る

あ のは、 その 険 給 その未支給の保 者付付 \mathcal{O} 受給 者 が 死 亡 L た場場 合 に お 前求することがで 父母又は兄弟姉妹 おいて、その死亡 妹 亡 であ L た いつて、 者に支給 その す 者 ~ き \mathcal{O} 死 保 亡 険 の給 当 付 時 でまだそ その 者 لح \mathcal{O} 生 者 に 計 支 を 同 給 じ L < な L カコ 0 て 1 たも ŧ \mathcal{O} のが

た。 での保険給付を請求することができる子とみなす。 「第一項の場合において、死亡」 規定する子とみなす。 名 保険者であつた者の子であつ、死亡した者が遺族厚生年金未支給の保険給付の支給を請配偶者、子、父母、孫、祖父 年を請く つて、 の受給権を その者 者 である妻であつた \mathcal{O} 死亡に、 できる。 よつて遺 とき 族 厚 生年金 \mathcal{O} \mathcal{O} 支者 死 \mathcal{O} 亡 停 止 \mathcal{O} 当 が 解時 そ 除 さ \mathcal{O} れ 者 た لح 生 ŧ 計 \mathcal{O} を 同 じ < 項 に

3 死亡し かできる。 者 が 死 亡 前 に そ \mathcal{O} 保 険 給 付 を 請 求 し て 11 な カュ 0 たとき は、 同 項 に 規 定 す る 者 たは、 自 己 \mathcal{O} 名

4

法 事 並権 金 け 伝律をいう。以 事由に基づいて 二十八条 障害 (併給の調整) ·。)、国民年金法による年金たる給(けることができるときは、その間、 び に当 る 職 給 他 四年金たる国民年金 遺 済 該 族 年 遺 。以下同じ。) による知いて支給される障害基本障害厚生年金は、その呼 一金たるに 厚 金 族 及 び 厚 生 年 生 工年金と同る保険給付 · 金 に 当該 済年金及 っい 遺 族 、ても、 よる基 厚 一の支給事由 び (老齢) 遺族共 生年 年 礎 受 厚生年金 -金と同 金 年 給 同 その支給なるの支給なるの支給ない。 八済年金. 様とす 付 。 る。 支 く。他 を停止す! (当該障! の年金た! \mathcal{O} (給事由に基づいて支給される遺族共済年・) と、) を受けることができる場合における。) を受けることができる場合における。) を受けることができる場合における。 と齢厚生年金の受給権者が他がで支給される遺族基礎年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年 給 ©障害厚生な 人は他の被用 である保険が 給 者付、年 同一の世界を生 金 国 族共済年金を除く。 除く。)又は他の被 たる給付(老齢基礎 よる 金他基 け 法 年 金を除く。)又は他他の年金たる保険公基づいて支給される場合にある。 る当該な 金 元条第二条第二条第二条 老齢 の被用者 礎 年 厚 **当** (当該障 金 生 及び 年 他 給 る 金の 付 障 被用 及 害共 から 付 害 (遺 法 加 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 年 遺 者 族 済 が ょ 金 族 厚 年 兀 年 源生. できる場合に る 。 生 金 各 ま 年 障 と 一金を除 年金 金除 金 害 で る場合にお ・ ・ ・ ・ を を に る 給付 ・ を の 受 給 · に 掲 の支 げ る給 年

用 金 \mathcal{O} より 規 各 すること 法 定 そ に に よりそ 0) ょ が 支 る 給 年 できる。 の支給 金 の停 たる給付に 止 ただし、 が解除 を停 ・について、 止 されて す るものとさ こに るときは の係 の項の本文若しく係る同項に規定はされた年金たる保 この限 文若しくは次項 りでな する他 保 険 給 の付 頃又は他の法令の胡の年金たる保険給は竹の受給権者は、同 付同、項 規 定 項 国民年 でこれ 金に 5 生法による年へいかからず、 に 相当するも 金 \mathcal{O} た そ る給 \mathcal{O} 支 付 給 マは他の停止の 政 今で定の停止の め被解

3 略

者 0 申 出 に よる支給 止

部 に は年 0 き支 たる保 その 給 受給: 止権給 さ者付 れの てい 申 出 \mathcal{O} に法 よ律 り の ・他 他 さ、その規 れている年金が全額の支給が定又は他の対 立されて、文は他は たる保証を停止 保険給付に 明分の額の大 で 規 定 に ただし ょ 支給を停 り そ), 0 全 止の 額 す法に 法る。 つき \mathcal{O} 他の給 規を 定停 又止 はさ 他れ 0 7 法い 令 る \mathcal{O} 規 金 定 に る保 ょ Ŋ 険

る 支 給 項 た 停 止だし 書の 解 除 さ そ れ \mathcal{O} たときは、前項本文額の一部につき支給 の を 一 停 く給を停止な の年年 -金たる 保 険 給 付 \mathcal{O} 全 額 \mathcal{O} 支給 を停 こついて、 止 する。 \mathcal{O} 律 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 規 定 又 は 他 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 規 定 に ょ

3 (略

不 正 0) 徴 収

第

兀 をその者 の利二得 カュ ? ら 徴 り 収そ すの りることがい他不正の で手段 c る。 に ょ り 保 険 給 付 を 受 け た者 が あ る لح き は、 社 会保 険 庁 長 官 は 受給 額 に 相 当 す る 金 額 \mathcal{O} 全 部 又 は

権 者

匹 + 保険料納 六十五歳 付以上學 生 あ年 ること。一金は、被 被 保 険 者 期 間 を 有 する者 が 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ に も該当す る に 至 つたときに、 そ 0 者 に 支 給 す

で

期 間 と保 険 料 免 除 期 間 とを合 算 L た 期 間 が二十 Ŧī. 年 以 上 であること。

第四 をの標 総額を、水線準賞与額 (年金額) 除 き、 以 に、 当 老 該 齢 被別厚 保表生 各号金 険 者号にの 間 掲 額 0 \mathcal{O} げ は 月数で、被保 五. • 匹 で 除権険 八 者である (区分に応じて) 相 当 「する額に被保険 でそれが問の平均 . う。 第 百 ぞ均 三十二条第 れ標 当 準 間 該 報 各翻号額 \mathcal{O} 月数 二項定(被 を を乗じて得たな場がに附別なためる率(以下ののでは、 第 に額とす 下 \mathcal{O} 計 七再 算 る 条評の の価基 一年の六第一項を確となるな る各 う。 及 び 月)を変 第二 乗 潍 U 九 報 て酬 第 第得た 月 額 項額

年し 金 て 被老 齢 保 額の計 険 厚 者 生 者である受給権者がそ生年金の額については以下同じ。) の千分の 算 過 したときは、 0) 基 礎 ついてに ლとするもの にときは、前項の 指権者がその対 は、 とし、被保険 受給 定に 険 権 者 者 者 が に 格かの た。 かわら り 資格を その 喪失した日から起算しわらず、その被保険者格を喪失し、かつ、対 権利を 取得し、 た月以 kして一月を経過した日の属する月から、1公者の資格を喪失した月前における被保険4被保険者となることなくして被保険者のA以後における被保険者であつた期間は、1 年金の 資 そ 格 \mathcal{O} を計 額 つ喪 算 失した日子の基礎と を た 期 改 間 定 を老 する とし いら起答している。 齢 生 算

加 給 金 額

兀

3

てでが 兀 たとき 金 を 権 あ 利 を老 る 兀 齢 子 + は取 L 十三 に 七 7 得 厚 限 条 V 第 L 生 せる。 成る。)がた米第二項に日 た年金 一条の二 たその 匹 十 -三条第 I 時 (その (その年 第一項の 者 あ 規 0 ると 定す 六三十項 権 金 規 き る 五の 利 額 規定に 定に 障 を は \mathcal{O} 取計 害 より 第 得 算 兀 級 ょ \mathcal{O} \mathcal{O} L 加算が行 た 当 配 ŋ 基 以下 偶者該 礎 時 となる被 - この条になる 何又は子 (-行 \mathcal{O} 当 規 わ **然定にか** 該 れ 二百 十八 て 老 保 11 齢 険 る子 兀 かい 厚者 わら 歳に て単 +生期 があるとき 以年間 上となる ず、 に 達する日 同障 日るに 条害 \mathcal{O} が (当該 に 等 計 定 算百の四 級 後 至 8 几 \mathcal{O} 0 という。 最た割 子 る に 額 基 + 礎 以 となる の三 つい に 時 上 で 加 | 月三十 <u></u>の て加 給 あ 年 被 る 金 保 算 ŧ 級 チす 額 日 に 険の る を 若 お 者 に 加 L 額 ま 11 期限 での同の 算 < に る。 相 L は U. 当 た 間 月 す 額 級 に 数 0) に)その が二百一 る部 لح 額 あ しする 該当す は、 る 分 子 及び二十 と を を と は と る に よ つ 0 る障 全額 ただ

き支給 止 さ れ 7 V るときを除 は そ \mathcal{O} 間 当 子 に 0 1 て 加 算 す る 額 に 相 当 す る部 分 0 支給 を 止 す

- 2
- 3 利 を取権 が し た 当 そ \mathcal{O} 時 その者 利 を取 得 よつて生 L つた子 子月の が翌定 の月の 8 各号のい。 毎~ 1 の適用につ ずれかになっいては、こ 改 そ 定 とする 子 権 が そ 0
- ら同 項 (の規 項 定 \mathcal{O} に 規 定によ かか わら らりそのな ず、 その 額に が の者に係る同項の加が加算された老齢原よつて生計を維持した当時胎児である 厚生年れ 加 給 年金額を加算しないものとし、年金については、配偶者又は子いた子とみなし、その出生の月子が出生したときは、第一項の 年 次 いの各 号 0 ず ħ カュ に該 当 該当するに す るに 至 至 0 た つたときは 月 0 翌月 カゝ
- 死亡し たとき

年金

 \mathcal{O}

額

を改定

でする。

- 受給権 者 による が やんだとき。
- 子配配 間 偶 者 しをしたとき。
 - 者 したとき。
- 八七六五四三 偶 者 以 外 \mathcal{O} 者 0) 養 子 となったとき。
 - 子が、縁 組によ よる子が、離縁をした終組によつて受給権者ハ十五歳に達したとき 雕婚又は婚姻の取消し る子 子 が、、 たとき。
- , (障害等級のが、婚姻を のし 一級又は
- 了したとき。 子 級又は 級 に 該 以当する 障 害 \mathcal{O} 状 態 に ある子 を除く。)について、 十八 歳 達 L た 日 以 後 0 最 初 0 三月三十 日 が
- 九 <_ 。 子が、二-子が、二-一十歳には 級又は二級 級 に æ, 該 ん当 だとき。「する障害 害 \mathcal{O} 状 態 に ある子 (十八歳 に 達するこ 日 以 後 \mathcal{O} 最 初 の三月三十 日 ま で \mathcal{O} 間 に ある子
- に達したとき。
- が やんだことの 第一項又は前 認定に 項第二 関し必 号の規定 要なっ 事適 項用 は、上、 政老齢 で厚 定生 め年 る。金の 受給 権 者 に ょ 0 7 生 計 を 維 持 し て たこと又は そ \mathcal{O} 者 に ょ る 生 計 維 態
- (厚生年金基 金に関連する特 例
- 兀 は 四条の二 第四十三 (その 一 条 第 は、次の各号に掲げる期間に額が第四十三条第一項に定め 第一項に規定する額被保険者であつた期 は間 \mathcal{O} は、 のいては、 のる額を上 に項に定、 同全 項部 又 定めるな 同厚 基 項生金の に定める額)な中金基金の加え員である を控除したので期間に のた類とするのた期間に である者に支給 る。係に係 はる第百三十二な発する老齢厚; 一条第二 生年 · 金 に 項 規い 定て
- 2 前 項 \mathcal{O} 規 定 配厚生年金 発見に掲げ
- そ 基 規 者 金 定 が 礎 に 当 とな 加 より 入員 該 る 老 であ 加 解 齢 散 入員 った の認 であ -金 の 期 可 間 0 が 受給権を取 <u>企</u> あ つたも 期 業年金 間 を除 のとみなさ 連合会又は他の厚生年金芸とみなされた場合又は同じ 基 金 基 法が 公第百十二条第四項 が確定給付企業年 金 が その支給に 関 項 金 す \mathcal{O} 法 ,る義務. 規定により消 (平成 を承 十三 継 年 ≧滅した場∽ L 法 てい 律 第 、る年 五. 合に + · 号) 金 たる給 お ける当該厚 第 百 付 \mathcal{O} 額 の生第

- 承 7 て 年 金生 たる 金 た る 付 受 付 の給 0 額 \mathcal{O} 計取 計 算 \mathcal{O} す \mathcal{O} る 基 基 礎 礎 に とな な 企 な厚年 入加生金 入年連 員 金合 で基会 あ金が 0 の解 た加散 期 入し 間 員 た 場 を で 除あ 合 < 9 に お 期 け 間 る当 他 該 企 \mathcal{O} 厚 生 年 金 年 金 連 基 合 金 が が そ そ \mathcal{O} 支 支 にに 関 関 す す
- あ の項前 0 支給 た \mathcal{O} 期 規 金厚間 に 定 関 に 号 で な す に カゝ Ź いも カュ 義 わ 定 \mathcal{O} 務 5 す とし うる場 を改 (を承 ず 定す て同 当 継 合 に L 該 てい 老齢 項 お \mathcal{O} る年 規 厚 て 年生金年 定 年 当 金 該 \mathcal{O} 例たる 厚 \mathcal{O} 給 額 生 ょ ŋ 付 は年 当 計 \mathcal{O} 金 算し 額 該 基 歌厚生年^へ た 額 とす \mathcal{O} 金 基 基 員 Ź 礎 礎金又は ŧ か加入員は加入員 \mathcal{O} とし、 入員 で で ああ へであ 該 0 0 た た者 厚 生っ期年の期間 が · 金 基 期(定静 金を業厚が除年生 金年 解 < 連 金 散 又は) 合 が 会 \mathcal{O} 受 又 消 厚 生は権 滅 し 年 他 者 た 金 \mathcal{O} で 厚 月 基 あ 生 \mathcal{O} 金 る 캪 の年 لح 月 加金 か入基 なら、 員 金 で が第
- 当入生 該員 年 企 企業. 金権 業 者 年 齢 年金連合な 金 で あ 連 \mathcal{O} めるときは、遅合会が解: 加 一百会が解散しい。 がの 会が解散した月の翌月から、当を除く。)が厚生年金基金の加員であつた期間(他の厚生年金きは、第一項の規定にかかわらが解散した場合において、当該 当該老齢厚生年金のかの加入員であつた期間であった期間であった期間であった期間の加入員であった期間の加入員があった別においている。 金の額を改定する。期間でないものとして給に関する義務を承継厚生年金の額は当該差会が年金の額は当該差 て継義支同し務給 てにに 項 頃の規定のI に係る年金h に関する義教 例によれる給品を含めている。 n 付付つ 計ののて 額額い 算 \mathcal{O} \mathcal{O} る た 計計者 額 算 算 が \mathcal{O} 老 す 基 基 るも 礎 礎 厚 لح と生 こなるも な年 \mathcal{O} る金 加 厚の

下 げ

老人

生

年

金

額

る。

の年法に下て四 四(支 一 一 五 給 金 よげ ょ る \mathcal{O} る年申年条の繰年 者 受 給 出をすることができる。なを経過した日」という。)の三 老齢厚生年金の受力 年 金各法と に 得給付 した日による年 し付 (老齢: (退 金 か 職 基 , う。) の 受給 を支給す 5 礎 年を経過 付の 事 ず由とするもの、及び付加年金並ご 受給 T 該 老 の 老 る した日 権 \mathcal{O} 者齢者 ま が 厚で を 当 生あ で び \mathcal{O} 除に 該年つ 以老齢厚ってそので 間 < 障 害基 に 以 お 下この 礎 生求受 1 て 年年し給 て権 他 金 金 の条に を除 のいを 受 な取 において同じ 反給権を取り なかったも -金たる! めで な 下この い保同 ľ 得し のか 険 は、 は、 記 給 付 国民年 年 こであ 長官 に による年金が一金に当該老は一番できる。 · 金に過 た当し た は険齢 る 又 他 給 厚以 八は当 下こ 給 \mathcal{O} 生 付 被 年 若 該 用 金 \mathcal{O} 玉 L 者 老 民 \mathcal{O} 条 と 齢年年支 治 に り は 厚 金 金 お お 他生各法繰い

- \mathcal{O} の年用 を いお項 て いに 経 て お 過 した 前 受 項 て \mathcal{O} 日 申 権 他 後 者とな 出 E \mathcal{O} 年他 が あ \mathcal{O} 金 年金たる給 った た 2 たも んる給 たる 月 と 一というとい \mathcal{O} とみ 保 険 . う。) 総給付、) 竹、国民年金法に上権者となつたときは 以後の 後前項の申出をしたこの受給権者となつた者が、国民年金法による年金たる給 立たる給が は、 他行 次の若 **伙項の規定を適用の年金たる給付を**石しくは他の被用 週用する場合を除れてを支給すべき事中飲用者年金各法によ き、 由 ょ が る 受給権 生年 一じた 金 た 者となつた 日 る 給 (以下こ 付 以
- 3 \mathcal{O} 申 出 を L た 者 に 対 する老 齢 厚 学生年金のみなす。 0 支 給 は 第三十六 条 第 __ 項 0 規 定 に カュ か わ 5 ず、 当 該 申 出 0 あ 0 た 月 0 캪 月 カュ 5 始 8
- た 申 額 並 老 び 齢 L 厚 是 者 に 第 兀 年に 支給 + 金 -六条第 \mathcal{O} 受給権 する 老 項及びに動厚生 第 L 年 た 日 五 金 項 \mathcal{O} の属 \mathcal{O} 額 規 は する 定 第 \mathcal{O} 月 例 兀 の十 に ょ 前 ŋ 月 条 計 ま 第 で 算 の項 たその 被 及 保 び 険 第 支 者 兀 給 期 十 間 を 兀 停止 を 条 基礎規 する とし 定 ŧ に 0) て カュ とさ 第か四わ れ + 6 た額 ず、 条 を 第 勘 n 案 項ら \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 7 政 定 定 令で のに 例よ 定に ŋ

4

を 止 加 算 L た

き L \mathcal{O} て月 用 \mathcal{O} 同 以 は 省 \mathcal{O} 支に給相 とす て得 前 項 E そ で 所 に お み 年 停当の 定 < た 額 止す 月 8 び老 て 間 る \mathcal{O} る 基 準額分 同 \mathcal{O} 日 7 額に \mathcal{O} じ 齢 標 下 が 当該老 が 厚 準 属 老 生賞 する 総 を 齢 年 与 七 報 記事に 記事に で得な で得な で得な 受給 金 額 月 条 る 酬 \mathcal{O} 及 月 に \mathcal{O} ŧ び 額 額 お 厚の権 標 第 相 11 生 者 一 の 額 額 に し L 潍 当 て 以上である。 が 兀 働 賞 額 7 被 与 + 省 と 四額 \mathcal{O} 令 令 険 条 12 7 者 で で 者 第 相 11 \mathcal{O} 定 定 以 ると 当 標 の総 \Diamond 前 項報下項 る す 七 淮 る月 きに酬 $\overline{}$ に る + 報 日 以 の規額 歳 酬 件 又前 項 定 額 の以 はの 11 月 て相 に 総 該 七月 老 す 上 額 とその 齢 「 厚 支 る 当 お \mathcal{O} 当 額 十に 額 す 11 加 を 使 歳 生年の発生を 十二で て 給 用 る 以す 年 さ 月 上 金 ħ 以 の日 る者 額 除 前 使 全準額 月 及 して得 る。 用 額 び 部 額 لح に 引 さ <u></u>で ک 0) 第 つ年 き (同 という。 合計 兀 た い間 る 項い + て \mathcal{O} あ 額 き う。 標 に 額 兀 لح は る 当 から 日前 規 条 を 準) との: () に相: の三 合算 賞 与 その 若 月被 支給 以保 L 第 者 額 < L 前険 つ加算額を2和停止調整な 合 兀 は て \mathcal{O} \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 計 得 標 総 項 月 に 準 額 n に 額 た が 規 額 報 を に 支 除 分 額 定 لح 酬 相 す 0 を控 す 給 す 月 支 Ź 停 る 額 給 除 止 加 に 除 る カコ を停 0) L 算 調 相 以 L 支 て 下 整 額 て す 給 止 得 額 を する。 る を た を 除の た L 額 超 項 額 額 て 足えると の二分 とを合 止 Œ とそ 厚 する 以お 生該 で 下いの 労

第二十 \mathcal{O} 場合 条 おか いて、 _ 十 れ五 条のま 規での に規 関定 しは、 必 要前 な項 技の 術 標 的 準 読 報 替え は額 に 政 相 令 当 です 定る め額 る及び び 標 準 賞 与 額 に 相 当 す る 額 を 算 定 す る 場 合 に 準 用 する。

3 6 略

項 の国配 \mathcal{O} う 民 偶 年金 者 匹 定 が十 老 法 兀 に 齢 老 ょ に 条 よ齢 ŋ 若 第 当 L る厚 該 < 障生項 配 は 害 年の 偶 基 金規 退 者 職 礎 職礎へそ 定 に に 金、 つは \mathcal{O} ょ いて 害 年り 共 金そ 額由支の 算 とする給 給 3 に 基 に相当する部分のとする給付である給付であるをなる被保険をなるをはるが の支給が、が発者期間の支給付、が 令私間つで立のい を停 停止する。 で定めるもの 子数が二二 の月数が二二 のの支 八百四十 一百四十 支給を受け 併法による年金を下以上であるもの 規定によりその考 のることがでる年金たるなりその者に ができるときばる給付その他のに限る。)、際に 0 1 て 加 算 の障が は 年 害 行 そ 金 厚わ たる給ご 生 年金い 同付 る

障 生 年 金

兀 七客厚 月 が を す 7 る 状 あ 矢 間 月 過 師 障 る 害 \mathcal{O} L 又 当 は 前 あ た 厚の 生受年給 該 々 る は 日 歯 被 月 場 科 7までに (その 医金権 合 保 そ に、 険 \mathcal{O} 者 日 期 \mathcal{O} そ 間 診疾 期 玉 لح 病 間 民 \mathcal{O} Ļ 内 療 に の 三 を受か 障 年 金 害 以 そ カュ 分 け \mathcal{O} 下 \mathcal{O} 0 カュ の二に た 被 程 傷 り 保 度 障 病 日 険 に 害 又 が 応じ 認 治以は 満 者 た 下 期 定 0 負 て、 間 な 日た 傷 Ĺ 1 が 日 初 という。 その者 ときは、 あ 診日」と (そ ŋ, そ \mathcal{O} \mathcal{O} カュ に 症 疾 しに .. 支給: この 状 い病 う、又は が 限 当 す お固 は)に負傷 り 該 い定 被保険 て、 で L ただ お及 治 そ 療 いび 者 \mathcal{O} て ح \mathcal{O} L 傷 効 被れ 期 保険に 間 果 当 病 に 該 に が 係 傷 ょ 期 者 起 る保 病に ŋ 待 で 因 あ 次 でき す 係 つる 険 項 る初 なた疾 料 に 者 規 病 納 V 診 状が、 付 定 **(**以 日 す 態 済 る 当 期 に \mathcal{O} 下 間 前 障 至該 と保 日 0 初傷 に 等 た 診 険 日 お 級 日 を 料 カュ لح 含 5 免 て 該 V · う。 当 除 む起 当 期 す してに 間 該 る 以 とを 程 初 下 度同 診

す á 日 項の \mathcal{O} に 前 規 日 ま 定 で す 病 \mathcal{O} る に 間 障か 害厚 に 害 カコ 'n, お 等 V 級 て、 以 又は その傷力を 支給 を 病 請 に 障 カン ょ 害 り障 等 級 告 等 と い う。 害 0 に しに 当する る 初 該 診 当日 程 すに 度 Ź \mathcal{O} お 障程い て 害 度 \mathcal{O} \mathcal{O} 被 障 状 保 害 態 険 0 に 者 であ 該 状 当す 態 つた に Ś なかつたも に 者 至 で 0 あ たとき 0 \mathcal{O} が、 障 は 同 害 そ 日 認 \mathcal{O} 後 定 者 六 日 十に -五歳 お そ 1

のに

7

3 略

間

内に

同

条

第

項

0

障

生

年

金

 \mathcal{O}

求

す

ることが

できる。

併病 前険 兀 \mathcal{O} 合し が 日 「までの 二以 級 であ 七 た障 又は 条 上 9 \mathcal{O} 害の た者 あ 間 る場 級に 程 お で 疾 度による障 合 該 11 あ病 つつて、 は 当する程 に カュカュ 初 基 り、 め基 て、 準 傷 又 基 は 病 準 以 負 のすべての 傷 外 傷 の傷 病 に ょ 病 カュ がする。 該 る に 0 傷 (当するに至つたとき ょ 障 病 害 り そ 障の (以下この に係る. 害 傷 病 \mathcal{O} 状 议 態に 初 条に 下こ 診 あ 日 (基準 るも 以 おいて「基 \mathcal{O} 降 条 であると \mathcal{O} 12 傷 が お 病 1 \mathcal{O} 準 基 て きに 準 初障 基 傷 診 害 こという。 限 日 病 準 が、 る。 に 傷 係 病 基準 当とい る障 は、) と他 傷 害 う。 その者 認 定 の日 に の障以 に 傷病 :害 後 基 係 準 る 障 を +初 害 基 併 五 診 닏 淮 合 日 傷 に 他 L に 病 て 達 \mathcal{O} お 障 障 以 す 害等 外 Ź 害 7 \mathcal{O} と 日 被 傷級の保

2 匹 準 十 七 病 条 と 読 第 項ただしま 書の \mathcal{O} とす 場合に 準 用 する。 ر ر \mathcal{O} 場 一合に お 11 て、 同 条 第 項 ただ L 書 中 当 該 傷 病 لح あ る 0 は

と 項傷 \mathcal{O} 障 害 厚 生 工年金の支が替えるもの の支給 は、 第三十六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に か か わ 5 ず、 当 該 障 害 厚 生 年 金 \mathcal{O} 請 求 が あ 0 た 月 \mathcal{O} 갶 月 カュ 5 始 め る ŧ \mathcal{O}

生 併 給 \mathcal{O} 調

第

3

兀 I厚生年: おいて同じ に係るも 八条 金 で 事 厚 : を ľ 支 を除く。 <u></u>の 給 す 生 受給 年金 以 下この 権 者 に 条権、利 対し て次を 更に 条、得 得 障 第 L 害 五た 舌厚生年金を支給オユ十二条第四項、第に当時から引き続き 第 五 き障 す べ き事 十 二 害 築 由条級 が生 0 \mathcal{O} 級 じ 第五十日 又 五は は四級 は、前後のは、前後のは、前後のは、前後のはあります。 ゆにだし書 なただし書 な な 1 程 度 合 及の び障 た 第 害 障 五の 害 + 状 . 匹 \mathcal{O} 条 程 に \mathcal{O} 度 あ る受給 よる 障項権

前 条 た期 第 九 間 項 0 期 間を そ 規 0) 定 の支給を停止するものたにより支給する前後を定めて支給を停止さ 後の障害 の後 とし、 、そのの の間、その者に従前の併合した障害の程度に障害厚生年金の受給権 促前の障害を併合した程度による障害厚生年安給権者に対して更に に な 年 金 11 障害厚生年金 障は、 害 [の程] 度 \mathcal{O} による 障害厚な を支給。 障生害年 す ベ 金 き事 厚 生の 年 支 由 金給 が 型を支給、 配を停止、 生じたときは、 でする。 すべきで

0) 額 ょ 算 0 て た 障 額とす 生 害 計 \mathcal{O} を 程)維持 度 が 障 L て 害 等 7 たそ 級 \mathcal{O} 0) 者 級 \mathcal{O} 又 六 は + 五級歳に 飛未満の配偶者がに該当する者にする者にする。 偶者があるときは、者に支給する障害厚 生 前 条 年 \mathcal{O} 金 規の 定額には カゝ かわれ 5 権者 ず、 が 同 そ 条 \mathcal{O} に 権 定利 8 を る取 得 額 L 加た 給 年 時

2

- 3 1 兀 + 用 兀 す 条 第 兀 項 五. 뭉 カコ 6 第 + 号 ま で を 除 く。 及 び 第 五. 項 0 規 定 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ V) そ 0 額 が 加 算 さ れ た 障 害 厚 生 年 金 に
- 第 五つ す る لح 会保 め険 る庁 と長 こき、 官 ははは 社そ障 会の害保程厚 度 生 庁に年 長応金 U \mathcal{O} て、 受 給 障権 害 者 障厚に 生っ の年い て、 金 \mathcal{O} が額そ 増をの 進改障 定害 す \mathcal{O} る 程 こと 度 を が 診 で 査 き そ \mathcal{O} 程 度 が 従 前 \mathcal{O} 障 害 等 級 以 外 0 障 害 等
- 2 障に 害 生 年 金 \mathcal{O} 受 給 権者 険 官 に 対 L 害 程 度 た ことに ょ る 障 害 厚 生 年 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 改 定 を 請 求 す ること が で
- 3 過 L 前 項 日 \mathcal{O} 生後請 で 求 な は け 障 害 行 厚 生年金 が \mathcal{O} で 受 き給 な権 を 取 得 L た 日 又 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 社 会 保 険 庁 長 官 \mathcal{O} 診 査 を 受 け た 日 か 5 起 算 L て 年 を
- 4 害おだ保傷 L 1 L 険 病 障 とを て、 書 そ 者 \mathcal{O} 害 に 初厚 \mathcal{O} で 七期併 当 あ診 お 間 合 該 0 日 年 11 たも 障 7 内 L 後 金) た 障 に 害 に \mathcal{O} 障 厚 そ \mathcal{O} 初 受れ 害 厚 害 生のが 診 給 の年他 日 権 生 程 金障 が 者 「害」と、 年度 該 あ \mathcal{O} で 金が当 るも 支 傷 あ 年 規 の 当 該 事 給 病 9 11 て、 に \mathcal{O} う。 の障 由 に ょ 改定を持 害 厚 とな り 限 障 る。 病 の大陰 の害 生 に 請 年 以か 金 障 求 下 カュ 害とそ することが に害 \mathcal{O} り 支給 あ 等の 級項又 り の及は 事の 由他か び負 できな害 つ、 級第傷 又 五し る。 は十 四か 条 害他病に 第 の障 該 そ に 程害係 当項の 度 が る L た傷 だんの ょ 障 な 以害 り 1 上認程 当 増 書 進あ定度に該 日のお障以もい害 L る おいて同いたとき 十限じ。 は、 年 す る。 金 歳 そ ~ \mathcal{O} に以に て \mathcal{O} 支 者 \mathcal{O} 達 下係給 そ する は る事 の当由 \mathcal{O} 社 他 日 項該 لح 障 \mathcal{O} 及初な 슾 保 害 前 び 診 2 日同 険 を 日た 併 ま 条に障 庁 第お害 長 合 で 官しの二いににた間項て係 対障にた被る
- 5 兀 条 第 L \mathcal{O} Ź.
- 6 \emptyset る ŧ 項十 \mathcal{O} \mathcal{O} とする 規 定 に よりた 障だ 害 厚書 生の のは 額 が前 改項 定 さ場 れ合 たときは、 改 定 後 \mathcal{O} 額 に ょ る 障 害 厚 生 年 金 \mathcal{O} 支 給 は、 改 定 が 行 わ れ た 月 \mathcal{O} 캪 月 カコ 5
- 7 支 十二条 第一項 カュ に 基 5 づ 第 < Ξ 国項 厚生年金は 金法び に前 よる障が見れ 定 は、 礎 国年六 金十 五 金岩岩以 はによるで 権を有い 人上の者 しで なあ いつ もて、の、 限つ、 る。 障 学客厚 つ生 生い年 て金 金はの 受 給 用 権 L 者 な な(当 該 障 害 厚 生 年 金 同 \mathcal{O}
- 第 る 五. 障 害と を を除の ろく。 併 合 L 障 た の害 障 受給: 権 \mathcal{O} の程度に応じて権を有するにでもの受給権者 . 至 て 、 つ て 、 つ 者が基 たとき 当 該 民 障 害は年の 厚 生 当 年 該 障害 金 \mathcal{O} 額厚 障 を 生 害 基 改年 金 礎 定 す 年の \mathcal{O} る。給にかった。 当 事 由該 لح 障 な 害 0 厚 た 年 障 害 と当 と同適 該 0) 障 支給 害 基 礎 事 年 由 金に 基 \mathcal{O} 支 づ 給 い 事 て 由 支 介給さ つれ
- 2

止

2

- 第 五. 四給 を 生受年け障 害 る 権 厚 利 生 を取金 得は L た そ にとき は給 権 六 者 年が 間当 該 そ 傷 \mathcal{O} 病 支給を停っ 止 労 す 働 る基 進 法 昭 和 + 年 法 律 第 兀 + 九 号) 第 七 十 七 条 \mathcal{O} 規 定 ょ る
- \exists て 被 止 保 す る は、 険 者 受給 であ た だ つた場 L 権 者 その が **愛合であるかの方に** 障 害 等 を停止を停止 つ って、 当 当 さ 該 れ す た 傷 る 病障 程 に 害 度 1厚り \mathcal{O} 障 z 年 害 \mathcal{O} 金 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 状 受給 障 態 害 に の権 該 状態に、という状態に あ病 < な りに か 0 かかた り、 لح き 当 又は 該 は 傷 負そ 傷の 病 に L 障 係 害 かの る つ、状能 障 害 態 認 そに の該 定 傷 日 当 以 病 L に 後 な 係い 六 十 五 る間、初 歳診そ

て 兀 十 る 他 障 害 前 七 を 日 項 併ま 厚生 \mathcal{O} 合 で 規 工年金は、 た 間 障 に 害) 障 とを 害 て、 厚 生 当 年 金 L た 害 0 障 厚 1 害 生 7 \mathcal{O} 程 金 害 第 度 厚 四 が 支 生十障給 七 害 事 条 等 第 級 等由 と \mathcal{O} な 項 0 べただし 級 た 又障は害 書 の級に そ \mathcal{O} \mathcal{O} 定該他 は 当 障 さ、前項は、前項は、前項は、前項は、前項のは、前項のは、 害 (そ 至つ ただし書 \mathcal{O} 他 にし書のたときが 場は、 以 法 に 上 9 \mathcal{O} あ V 限 る . T り 準で 十用する。 べ

権 を 第二項及びない その 間、 その 支給 を停 止 す る

第

五.

兀

障

害

は、

その

受給

権

者

が

当

該

障

害

年

金

と同

--

0)

支給

事

由

に

基

づく

被

用

者

年

金

各

に

ょ

る

障

害

共

済年

金

2 4 金 替える 法 によ 三十 ŧ る 八 \mathcal{O} 条 年 とする 金 第 たる給 付 第 又 は四 他項 $\hat{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 規 被 用 定 者 は 年 金 項 各 法 0 伝による年の場合に準E 金用 する。 たる 給 付 0) لح 場 一合に あ る のお はい て、 他同 \mathcal{O} 条 **第二項** 被 用 者 年 中 金 各 他 法の 年 に よ金 る た 障 る 害 保 共 険 済 給 年 付 金 玉 民 年

障 - 害手 当 金 の受給

第 五. \mathcal{O} 7 五. 口に支給、 年を経 -五条 する。 過障 はする日 害手 当 ゙゙゙まで 金は、 0) 間疾に病 おに けか るか その、 \mathcal{O} 傷又 は 病 \mathcal{O} 負 治傷 Ĺ 0 た 日 そ にの お傷 い病 て、 に 係 そ る の初 傷 診 病 日 にに よお ŋ 11 て 政 令 被 で保 定険 め者 る で あ 程 度 0 のた 障 者 害 が \mathcal{O} 状 当 態該 に初 あ診 る 日 か 5 起 算 そ

を前 る場 合 に 日準

害 五. 手 当金 六二十 並を支給した ・ 前条の日 ・ 一七条第一百 障の 害 規 の定 程は 度 定項 めの ベ き に用 おいて て 次 \mathcal{O} 各 뭉 \mathcal{O} 11 ず れ カュ に 該 当 する 者 に は、 同 条 0 規 定 に カン カコ わ 5 障

限 L る。 なく 年金) を 除 なっ たる保い った日からなる保険給付 起 算 L て 権 障者 害(最 害 態 後 にに 該 障 当害 す等 することなく三年等級に該当する知 年 程 を度 経の 過障 し害 たの 障状 害 態 厚 生以 年 下 金 のの 受条に 権お 者い て (現 _ に 障 障害 害状 状 態 態 と に 該 11 う。 当し な いに 者 該

国民年 障 該 害 しな 金法による年金 状 態に該 11 者 当しなくなっ に 限 る。 たる 公務員災害のなる。)そのは、たる給付、 他 日 から済 \mathcal{O} 政 起組 令 で定 算 合 L が て障 8 支 める者を除った障害状態に 給 『害状態に述 方く。 該た 当る す給 yることなく三年 紹付又は私立学は 年 校 を教 経 職 過し共 た済法 害に よる 基 礎 年 年 金金 一の受る 給 給 権 付 者 \mathcal{O} 受給 現 に 権 障 者 害

険 害 当 法 補 権 昭 補 傷 償 利 和 病 に を 関 に 十 二 す 0 る 昭 1 年法 法律 7 る 和 国家 四 十二年 律 (昭 公務 第 第五十号) (1) (1) (1) (1) (1) (1) -法律: 害 第 百 の年 補 規定律 二償十法 「定によう」、「注律第百四十三号、若しく 号) 1和二十六年法 上害補償 -三号) くは同じ 若しくは当時間法に基づ 給 付 律 第 若 しく 百 労働 づく 九 は + 基準 条例 障 害 号。 給 法 公 他 付 第 付又は船員保険法に第七十七条の規定に公立学校の学校医、他の法律において獲 に に 準 よる 学校 用 す 障 障 歯 る 害を支給 害 科 場 補 合 医 償 及 び 労働 学校 事 む 由 لح 者 薬 す 災 剤 んる給 害補 師 地 方 \mathcal{O} 公公 付 償 を保務務

る

有

す

五. 民 被 号 保 又 族 険 は 者 厚 期 第 生 一号に該当金は、初 「する場 保 か つ、 険 者 合にあるにあ 当 該 被 保 0 保 が険者で 険 者 期 で 間 死 あ 元亡した者にのつた者が次の に 係 る保 険 つの 料 き各 納 付 号 死の 済 亡い 期 間 日ず لح のれ 保 前 カコ に 険 日 料 に 該 免 お 当 「する場 除 1 て、 期 間 **愛合に、** 死 とを合算 七日 のそ 属 \mathcal{O} た 者 す 期 る \mathcal{O} 間 月 遺 が \mathcal{O} 族 当 前 支 該 Þ 月 給 被 ま 保 す らでに 険 者 期国た

間 三分 た な いときは、こ 被の 保限 り で な あい

- **(**失 踪 \mathcal{O} 宣告を受 け た 険 者 で 0 た者であ つ て、 行 方 不 明 の と な つ た当 時 被 保 険 者 で あ 0 た t 0 を 含 が 亡
- 年を経 で ^ッる 日 あ 0 前 た 者 死が、亡、 保 険 き者 0) 資 格 を 喪失し た後に、 被 保 険 者 で あ 0 た 間 に 初 診 日 が あ る傷 病 に ょ り 当 該 初 診 H カュ 5 起 て
- 収又は二級 たとき。

兀 厚等 生級過 年の金 の受給権

か号 かのみに該当し、同項第四号にも該当するときは、石前項の場合において、死四 老齢厚生年金の受給物 第 四号には該当しないものとみなす。その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、尽死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までの足権権者又は第四十二条第二号に該当する者が、死亡したとき。 同い · 項 第 れ か 号に か 該 当 5 第 L _ 号 カュ つ、 ま で の同 い項 第 ず れ四

十遺

ニーものに五の宣「十 宣 1に限るものとする。--この条において同じ。)その者によつ、、被保険者又は被保険者であつた者の1であつた者の配偶者、子、父母、孫又1 0 の又 て死は 生計を記せる 維時 以 持した、(失踪)

- に あ る か、 又は二十 歳 未 満 で 障 害 等 級 \mathcal{O} 級 若し は

L て 11 たことの認 定に 関 し 必 要 な 事 項 は、 政 令で 定

六 の額 一を可改配 定偶 す者 \mathcal{O} 者 に 遺 族 厚 生 年 金 を支 給する場合に お 11 て、 受 給 権 者 \bigcirc 数 12 増 減 を 生じたとき は、 増 減 を 生 ľ た 月 \mathcal{O} 月 か 5

- 第 ず れ かの受給 一号口 権を 第 に 掲 定 取号る以得の。外 \otimes める額に、当時の額が同り 収得した日にの規定によ によ 2号イに 該 お り 老齢 いそ て、 \mathcal{O} 『厚生年金』 「掲げる額」 額 同項第 光二号イス 等のを上 の受給権を取得を対している。 取得した日の属する月のは、それぞれ同条第一項に掲げる額を合算した類生年金(配偶者に対する R一項第二品 た額が同る もの \mathcal{O} 翌月、 か号項に 5, 第 限 不及びロポー号に る。 ラに定める知)の受給な のに 額 掲 を げる額を 改 額権 を 定 上が る。算 回老 る齢 をき、 た 額 又は同な 条条い
- 改 項 定された月 第 第 項 号又は同条第 カュ 又 スら当該 人は他 \mathcal{O} 法 遺 合の規二項のは 族 厚 の規定に 生 %定でこ 年 . 0) 額れ ょ りそ に相当するも を改定する。 \mathcal{O} 額 が計算される遺 ただし ただし、前条第一項第一のとして政令で定めるも 族厚生年 金 は 号又は \mathcal{O} その により改定 同条第 額 の算 され 二項 定 \mathcal{O} たとき 基 第 一号 礎 لح なる老 イの 当 規 定 該 老 厚 齢 ょ 生 厚 年 生 算さ 年等金の 等額

そ 号 ぞ 口 \mathcal{O} n 額 当 以該 上 改 で 定 あ 後 るとき \mathcal{O} 老 齢 は厚 生 年 \mathcal{O} 金 限等 ŋ 0 で 額 な を 基 礎 L 7 算 定 L た 同 条 第 項 第 뭉 イ 及 び 口 に 掲 げ る 額 を 合 算 L た 額 又 は 同 条

止 一

が 兀 れ る きも 族 生 で あ 金 るとき は 当 該 被 死 保 亡険 \mathcal{O} 者 日 又 カュ は 5 被 保 険 者 で その支給れるので、 \mathcal{O} 死 当止亡 に す á つい て 労 働 基 潍 法 第 七 +九 条 0) 規 定 に ょ る 遺 族 補 0 支 給

が 被 兀 保 険 者 又 は 被 五の 保 -八条第 険 者 で あ つった 項 第 を 号 か 0 止 死 亡 5 に 第 . つ 一号まで 他 で間 のの 被用 者 年 たを存 金 各 法 伝による遺族にヨすることに 共 ょ ŋ 済 年 支 給さ 金 であれ つる 遺 て 政 族 令 厚 で 生 定年 め金 るは \$ そ \mathcal{O} を \mathcal{O} 受け 受 ること 権 者 が

2 第 で による きる 三十 八 条 き 第 項 そ る給付又はなる。 及の び 間 その 他項 支給 の規 定 は 年前 する。 項 法の 場 よるに 年 準 金用 する。 付」と ۲ るるに のお はい て、 他同 の条 被第 用二有項 年 中 各 他 法の に年 よ金 るた る 族保 共 険 給 年 付 玉 あ民 つ年

て 年 替えるも 用 \mathcal{O} 者 とす

す

金

法

金

た

る

の被

各

に

たる

給

金

遺

済

で

六 十 政 -四条の三 老齢厚生年~ 金権 等 者 があった。 六 + 合五 遺族厚生年金の 一計額から政へ 令い で る 定も めの に に額限 る。 控 控除した。)は、 そ つ分老 いの齢 て支厚は給生 を年 金 等 す \mathcal{O} V ず n カュ \mathcal{O}

る

た

IF.

る。 。

2 額年 金 第給 を 六権 等 条除の十を 額 条有 L た額に 第 \mathcal{O} た額に第六十条第二の合計額から政令で第二項の規定によりするときは、当該おするときは、当該おするときは、当該おりの合計額がら政令であるもの」と読み群 こよりそので で定 第 \Diamond る 額 お計算のない。 を控除 掲 げ れ額 L る遺合 た額 に 相当する部 \mathcal{O} 受給 分」とあ 権 者 る す の対を は、する る 7 部 前 分 」とする。 老項 齢 の額 厚生年の受給 金等ので 額 \mathcal{O} 合 計 額 か同停 ら項 政中 令 で 老 定齢 め厚 る生

あ 相 0 五控 第六十二 分死 亡に 0) 支給 0 一条第一 いて国 ーする。 民 項 年金規二項 法 定 に に \mathcal{O} 族 基額 一礎が加いる比 年金の支給を受加算された遺物 れた遺族厚生年4米じて得た額に切 受ける族厚 とることができ生年金は、 金相は当 で その受給な は権 は、そのである 間る 妻 同が 項 当 の該 規被 定 保 に険 よ者 Ŋ 又 加は 算 被 す 保 る額 険 者 で

五 夫、 父母又はな 祖 に 対 す うる、 遺 族 が 六 Ť に 達 停 止 Ź。

十子 八 に 条 対 \mathcal{O} す る遺 一年第一 族厚 項 労若しくは 生 年金母 は 第 妻 項 が 遺 次項厚 厚厚 本生生 平文又は次条の生年金は、受給な土年金は、受給 かつた者の 発の規定 治権を有せ する 12 元亡につ 期 間歳 支給 その の支給を停止する。ただし、子にて、妻が国民年金法による遺族基支給を停止されている間は、このその支給を停止する。ただし、妻達するまでの期間、その支給を停止する。 いる間は、 。ただし、 の妻 限 に ŋ 対 す で な る 遺 族 厚 生

2 L 妻 が 対 場 \mathcal{O} す 規 合 る 定 であ 遺 に 族 ょ 0 厚 て子が 生 当該 は 当該 遺 族 基 被 金礎年金 保 険 金者 \mathcal{O} 又 · る間 受給 は 被保 は 権 、この限 険 を 以者 であ 有するとき り で なは、 1 そ 死 の間に その いの て、 に基 対礎 する 年 金 の受給 遺 族 深厚 推 年を

夫 介に対 す る遺 族 厚 学生年金は、こよりその支給な 子が遺: 族 厚 生 年い · 金 の 受給 権を有 する期 間 そ 0) 支給 を 停 止 す る。 前 項 へただ L 書 0 規 定 は \mathcal{O} 場 合 準

又 は 配 偶 は偶 者 者 又 のは つ申請 子 に によっ 対 す Ź て、 遺 族 そ厚の生 に所年 よ在 金 がは 明 から そ のかの で 配 になくなつ、配偶者又は た 子 の に所 されが \mathcal{O} ぼ年 つ以 て、 上 明 その 5 カュ 支給 で な を停止 1 とき 一する。 は 族 厚 生 年 金 0 受 給

権

を

2 配 偶 ::"者 又は 子 1 前 項 0) 規 定 る支給 停 止 \mathcal{O} 解 除 を申 請 することが できる。

ぼ T 5 そ か 配 で 支 な 者 い以 ときは を停 IF. する。 、その に する 者 に 遺 対族 す厚 る生 遺 年 族 金 厚 \mathcal{O} 受 生 年 給 金は、 権 者 が 他 \mathcal{O} 人 受以 給 上 権 で 者あ のる場 請 合 に に ょ お 0 11 て、 その 受給 所権 在 者 がの うち 明 5 カコ 人 で な以 Š 上 な \mathcal{O} 0 者 た \mathcal{O} 時 所 にさ 在 が カコ

第前 項 の規 定 に ょ 9 7 遺 金 \mathcal{O} 支 給 を 停 止 さ 族た 11 2 で ţ そ \mathcal{O} 支 給 \mathcal{O} 除 申 請 す Ź こと が で

に み準 六十 す うる。 · 条 。 こ の 第 場 項 %合にお 0 規定 では、第一 一では、第一 同 条第 項 0 規 項定 中に より 増 減遺れ を 生じたなと 月 金 \mathcal{O} とあ 支給 る が の停 は、され、 れ 「支給 給又停がは止 停前の 止項解 つされ規を 定に 又は より そ 0) そ 停 \mathcal{O} 止停 が止 解 が 解 除 さ 除 さ れ た れ た 場 合

(支 給 \mathcal{O} 調 整

読

えるも

 \mathcal{O}

とす

Ź.

かつ 六 かた +「報の提供) かわらず、支給L た者の死亡につい -九条 第 五 + しい八 条第 なて い他 0 被項 第四 用 者 年号 金に 各該法 谷法による遺族共該当することによ 遺 《共済年4 より支給 金 さ で あれ つて遺 政族 (今で定) \otimes 金 る は、 ŧ のそ を受け \mathcal{O} 受 給 ることが 権 者 が 当 で 該 きると 被 保 険 き 者 は 又 は 同 被 条 保 \mathcal{O} 険 規 者 定 で あ

七 十 情 条 国民年 金 法 第三 条 第二 項 に 規 定 する 共 済 組 合 等 は、 社 会 保 険 庁 長 官 に 対 し、 ک \mathcal{O} 節 に 規 定 す る 保 険 給 付 に 関 L て 必 要 な 情 報 \mathcal{O}

第 七提 出十三条 被保 害保険 会者又は神 のとする。 大は被保! 障 険 害 者 手当 で あ 金 0 はた 者 支給 が し故 意 いに、 障 害 又 は そ \mathcal{O} 直 接 \mathcal{O} 原 因 لح な 0 た 事 故 を 生 ぜ L \Diamond た とき は 当 該 障 害 を支

第 七事 七進に さ 関 ける 又は 指 示 に 従 被 口 わ 保 復を妨げ な 険 いことに たとき 被 Ţ 保 険 者 障 で :害若 あ つた L くは 付 が の全 は重大な過失 上若しくは 自己の故意の 死亡 このれ犯 を行 な 5 罪 わの行 わないことがいの原因となった 為 若 し < は た 事 で 重 きる 大 故な を過 生ぜに しょ 9 め、 若 又 しは く正 は当 そな の理 障由 害 が なくて \mathcal{O} 程 度 を 療 增養

第 ょ 七程 り、 四せ その 該 障障 害厚の 当 害 す \mathcal{O} る 程 生 度を増 障 年金の受給 害等 級 進 ごさせ 以 下 \mathcal{O} 者 障 がは 又 害 は 故意若 等 そ 級 \mathcal{O} に 口 該 復 L 当 を < 妨 するもの は げ たときは、 とし 失部を て、 第 ょ り、 同 Ŧī. 十二条 項 又 は 険の 規 定 第 正 に 当 による改定を行うこと一項の規定による改字 な理 由 がなくて うことが 療 設定を行った で養に関う で きる。 わ す ず、 る指 又 示 はに そ従 \mathcal{O} わ 者 な のい 障 害 のに

ょ 但し、は る 確 認 \mathcal{O} 険 該 請 料 求 被 が 保 を あ 険 徴 公者であ つた後 収す る つた期 権利 に、 保 が 険 間 時 効に 料 に 係 を 徴 る ょ いつて消息 収 被 す 保 る権 険者 滅 利 \mathcal{O} L の資格の取得とたときは、 が時効 を故に 得に つて 当 該 9 消 71 保 、 て 第 滅 料に した 二十七条 ŧ 係る被保険 \mathcal{O} で あ \mathcal{O} めるときは、 吹者 であ ここの つた期 る 富 出 日又は第二次間に基が 限 に基く り で な三い。一 保 険 条 給 第 付 は 項 の行 規わ 定な

族厚 死 亡 生 年 前 族 金 受 生 \mathcal{O} 者 権 は \mathcal{O} は 死 受給的 亡に 保 ょ 険 者 0 者 が て 又 は の受 族 被 厚 保 生 険 者 年 権 者 金 で を故意 \mathcal{O} あ 受給 つた者 に 権 死 者 亡さ とな 意に るべ せ 死 き者を 亡させた 故 者に 意に 消 滅 す 死は 、亡させ 支 給 た者につ L な い被 て保 、も、者 同 又 様 は はとする 被 保 険 0

年 る保 険 給 付 は 次 権 0) 各 ず 'n カュ に 該 当す る場 一合に には、その類にたときは、 額 \mathcal{O} 全 部 又る は 部 に 0 き、 そ 0) 支給 を停止することが

- 者 当 な 理 由 が なく て、 第 九 + 六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 命 令 に 従 わ ず、 又 は 同 項 0 規 定 に ょ る 当 該 職 員 0 応 じ な
- 者 を 0 いて W 算 す が Ź 行 程 わ度 れの てい 障 害 る 子 状 が 態 に 正 あ 当な理由がることに が ょ なくて、 り、 年 金 第 た 九る 十 保 七険 条給 \mathcal{O} 項 受 給 \mathcal{O} 規 権 定によるにある。 るのス は 令 に 第 従四 わ十 ず、 兀 条 又 第 は 同項 項の 規 0 規 定 定 によ ょ ŋ
- 前 \mathcal{O} 口 規 定 する 意若 L < は 重 大 な 過 失に ょ り、 又 は 正 当 な 理 由 が なくて 療 養 に 関 する 指 示 に 従 わ な いことに ょ り、 そ \mathcal{O} 障

七 険 給 八 付 ることが 聞の改定の特別がなくて、第4 九 + 八 条第 三 項 \mathcal{O} 規 定 に よる届 出 を せ ず、 又 は 書 類 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 物 件 を 提 出 L な 11 とき は

報 険 酬

一き定 一当定い及 n 七 を 十離 は 該 \otimes なび -八 条 等 第 潍 定 が 報 求 和酬が改定されるもの 文払を一時差し止める の二 第一号改定者 の二 第一号改定者 の二 第一号改定者 の二 第一号改定者 す 者 等 由事項酬 ることが 及 実 第 を に 出りでな (び第二 上婚 . つ 11 · う。 1 7 姻 ができる。たっぱいできる。たっぱいまままで 号 対 以 関 次下この 、 、 、 、 に よ に よ ただし、 章におり標準に 以 (婚姻: (被保? にし、当該離婚等な以下これらの者を婚姻期間その他の原 、 う。 報 い情 て同 が 以下同 の改定 に酬が について、当でされ、又は決定であり、 (は被保険者であり) (は被保険者であり) or いで。)は に偶者であ 他の厚生労働省令で定める!、。以下この章において同じ。」に係る被保険者期! 該当 「するとき」 婚 た者 姻 離 뭉 の婚 取 等 で及 は あび 消しその 0 第 社 ľ. 会保他 場 間 婚同第 一合に 険 \mathcal{O} 厚 条 姻 \mathcal{O} 標 庁 生の 第 묽 該 改準 長 労 届 1報酬 (第 定又は決 は決し \mathcal{O} 出項 を 第 定 二号よ し て

- لح る 対象 当 事まるの 間 が限 標準 標 準 報報な 断総額の合計額に断の改定又は決定 に対する第二号改定者の対象期間定の請求をすること及び請求すべ 同標準報酬%へき按分割へ 総合 額の割合な ロをいう。以下E 以定又は決定後の 同のじ当 Ü 事 者 にの つ次 いて合意して条第一項に 規 い定 るす
- 次 の項 規の 定 規 定 に ょ ŋ 家庭 裁 の判 改定が 求分 割 合を定め 報と 酬き。
- 2 \mathcal{O} 前 納 が 調 付 に わ に よる 対 な す 1 る当 とき、 標 当事者 準 報 又 酬 は \mathcal{O} 寄 協 与 議 磯をすることがで足又は決定の請せ に入るでは決定の請せ \mathcal{O} 程 度 そ \mathcal{O} 他 で きな 分切 议 \mathcal{O} 事情 1 下 とき 標 を考 は準た 慮 して、 当 事 改 者 定 の請 按 請 分割す 求 オカ لح べの 申立てに き按 **払分割合を定め** なにより にによに 。 り、 い 家 て、 めること 庭 裁同 判項 が 所 第 でき は、 号 当該 \mathcal{O} 当 忲 象者 期 \mathcal{O} 間 おの けた
- 4 3 れ 正 証 第 定 定 に \mathcal{O} 百 よる 添 請 五. 付 求 + そは 二号) 請 の 当 他 0) 事 \mathcal{O} 厚生 き按 者 適 用 が 一労働 標 に 分割 準 関 省報 合に L て は関 で \mathcal{O} 定め定 す る 同 法 る方 処 又 は 第 法によりた法によりた 九 (以 下 条第 標 項 L 求 なけ Z 準 をすること及 類 報 れば に 酬 掲 \mathcal{O} ならな げ る事 び 請 項 合 ع に関 求 いす、 み べき按分割合について合意し な する処分」という。) す。 は、 家 てい 事 審 る 判 旨 法 が 昭 記 載 和

0 情 報 者の

- 八 情 条 報 \mathcal{O} \mathcal{O} で 兀 あ 第 0 て 事 項には、提供 ヨする場合その他厚ものの提供を請求なは、社会保険庁長宮 の範囲、これ、他厚生労働省へ 官 に . 対 で厚き生 る。 労 働 ただし 省令 で に 定 お当い該 8 ヨ該請求が標準 て請 こ標準と り、 限 報 りで改標 な 定準 請 報 求 酬 後改 に定 行 請 求 わ を れ た 行 うた 場 合 又 \otimes はに
- 2 の項 とする。 \mathcal{O} 前 請 項 求の が情 あ 報 は、 0 た 日 対 に お 11 て 対 象期 間総 額 \mathcal{O} 末 日 按 分割 が 到 合 来 し \mathcal{O} て い囲生 な 1 とき ときは、同項の請求れらの算定の基礎に有令で定める場合に 成となる。 0 期 た間は求 その他 日 · を 対 厚生労働 象 期 間 \mathcal{O} 末省 令 日 と で 4 定 な 8 る L て ŧ 算 \mathcal{O} 定した も同
- 第 る 七 処 五. う 資 長 料官 をは、 提 供 裁 し判 な所 け又 れは ば受 な命 5 裁 な判 い言 L < は 受 託 裁 判 官 に 対 Ļ そ \mathcal{O} 求 \Diamond に 応じて、 標 準 報 酬 \mathcal{O} 按 分 割 合 関 す

- 一保 七 険 十 標 六の 当長官 Ļ 定 決準報 酬 月 額 を が有 で す き る る 対 象 期 間 係 る 被
- めと 院者期間の 第二号改立 第二号改立 第二号改立 第二号改立 第二号改立 一八条の一八条の 一八条の 一八条の 一八条の 一八条の 一八条の こにより算定した率をいてより算定した率をいる。 本報酬月額(標準報酬月額をそれぞれぞのを ・いう。以下同じ。) ・神報酬月額(標準報・ ・加えて得た額 ・加えて得た額 ・加えて得た額 ・一がっ。以下同じ。) ・一がっ。以下同じ。) ・一がっ。以下同じ。) ・一がっ。以下同じ。) ・一がっ。以下同じ。) ・一がった。 ・ はの 報酬月額を有しない月にをそれぞれ次の各号に定いをそれぞれ次の各号に定いて同じ。) じ。) 学を乗じて得いて、第1に定める額に定める額に を じ らにに一 割する 合(按八る従前標準 分割 標 準 平報酬月額が足することが 合 を酬 基月 礎 額 とが L 当 て該 厚 月 生の 労 標 働 準 省 報 令 酬 で月 定額
- を乗じて得た額な以定者 改定前の を に あ乗 0 て は得 に、 第 __ 号 改 定 者 \mathcal{O} 改 定 前 \mathcal{O} 標 潍 報 膕 月
- 2 月ごとに、 社 改 会保 険 当事者 当 者 のは、煙 〉標準賞与 標準報 準賞与額を有しない日から改定割合を控除しの各号に定める額に改つた場合において、第 月にあまして得い。第一号 めつては、零)に、!! 停た率を乗じて得た! し、又は決定するこ. だすることが 標準賞与額な がを 有 できる。 する 対 象 期 間 に 係 る 被 保 険 者 期 間 \mathcal{O} 各
 - 定者 た
- 合を乗 第二号; じ て 改改 定 者 第額 号 改 定 者 \mathcal{O} 改 定 前 \mathcal{O} 標 準 賞 与 額 改
- 3 一号政 定者 \mathcal{O} 場 得た額 0 被保 又は決定が分の方と 者 \mathcal{O} 被 保 険 者 期 間 で あ つて 第二 号 改 定 者 \mathcal{O} 被 保 険 者 期 間 で な 11 期 間 に 0 て
- 4 \mathcal{O} 効 力を 及 有 U す 第 る さ れ た 標 準 報 酬 は 当 該 標 潍 報 酬 改 定 請 求 \mathcal{O} あ 0 た 日 か 6 将 来 に 向 カュ 0 て \mathcal{O}

そ 七 + 生みの 労 な 七 働 L 省 被 社 令保保保 定者期庁 る事 間」という。 官 項を は、 第二十 記 録 を な 八 け 有 条 すの れ る角簿 ば な 5 のに な氏前 名条第 離 三 婚 項 時の み規 な定 Ū に 被よ 保 り 険 被 者 保 期険 間者 期 離 間 婚 で 時あ みつ な た L ŧ 被 \mathcal{O} 保 لح 険 4 者な 期 さ 間れ に た 係 期 る 間 標 準 以 報 下

酬

額

に

生通の l な け 5 長 な 官 は 七 + 八 条 0 六 第 項 及 び 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ 1) 標 潍 報 酬 0 改 定 又 は 決 定 を 行 0 た とき は そ 0 旨 を

金 \mathcal{O} 額れ 定

を

す

る

又 期 +; 金 き は 間 額 決 八 \mathcal{O} 定 末 後 日 \mathcal{O} 兀 後 十年知八 \mathcal{O} 十三 標 に 当 準 報 該 条 齢 膕 老 第 厚 を老 生 厚項年改な庁 齢生のび 金 ユ年金の額のユ 第二項の規定にかか て、 の由か 基 が わ第 全礎とするもの が生じた場合? ら七 十八条 ず、 対 るものと、多期間、公の六第 他の係 L 項 る被 当 政 及 令 該 び 標 で 保 第 準 定 険 報 め者 項 る 期 酬 \mathcal{O} 改定請の最に 求あ後 ょ の月以前 \mathcal{O} ŋ 標 あ 以準 0 た 前 報 日 政 に 酬 令おの \mathcal{O} でけ 属 改 定る す 定 る \otimes 被 又 月 保 る は 期 \mathcal{O} 険 決 캪 間 者 定 月 期 が 間行 か 及 5 U わ 改 れ 対 年定象た

日 及 時 4 のび障の な属 第 害 L す 厚 る項生改月の年定 被 保 の規翌定 金 険 険者被切期月に \mathcal{O} でによる 6り改定・ , b, 配の年の金 の金れい 額 て、 算 を又 改は当 基 定決該 定障 る。 きれ たときは、 ただし、 第 額 五改の 十定計 -条 ス は の 決 基 項定礎 F 後後 段のな の標 る 規準被 定報保 が酬険 適を者 用基期 さ礎間 とし れ に て 係 て、 る 11 る障 標 当 準 害該報 厚標酬 生準が 年 報 第 金 酬 七 改 + に 定 0 八 請条 て 求の はの六 あ第つ一 離 婚た項

被 保 者 偶者 つの 71 て

第

L 三当令 当 七 険 当 た 者 項 で 該 十 特 八定 日 定 及 特 特 該 に 規 条 U 定 \Diamond 定特 被定の 定 お 被 被 十険 扶 に 保 被 11 ょ て 険 保 兀 7 養 当 同 ŋ 配 者 じ 該 偶 既 \mathcal{O} 社会保育 特 者 に 被 の保被間か 配険技働は、 扶養 定 \mathcal{O} 標 の受給: 標 被 準 とし 保 報 険 配 者として (被 準 険 報酬 庁 偶 が改同 保者に 者 者 酬 長 権 官 者 が を は 玉 障 い定 号 に 者 で · う。 され規 こであ あ 当 害 対 民 年金 厚 るときそ 該 L の標準報酬の 生 以 定 特 以下この章において同 を法第七条第一項第三 特定期間(当該特定 特定期間(当該特定 を決定された被保険者と離婚又 を決定された被保険者と解婚又 を必要を表示している。以下 年 金 (当該に 他 \mathcal{O} 特定期: 厚生労働 又三号特 間 同保 者 定 で被保婚 じ険 省 \mathcal{O} に定 者 令 全 $\overline{}$ の た 関 者 が 取 の 取 部 期 該 被 で 間を除れるの取消が 定め 又の のりました。 は改 定及 て るときは 者 < <u>__</u> ح 部 を 保 L 1 かをその をたしも い険 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 以下こ · う。 決定 者 1 た う。 であ \mathcal{O} にときその 額 を 以 を \mathcal{O} \mathcal{O} 請 \mathcal{O} 下 0 1 前求することがでの条において同じ。) に係るつた期間であり、 . う。被 限 計 期の。被間他以保 りで 算の)に係る被 であれてあ 基 な 下 険 全礎とす 者 ŋ, ľ に で ľ で あ 準 、きる。 くる も か ず 0 保険 るも有期 つ、 0) \mathcal{O} にた標 者 \mathcal{O} す間 として 限 だ 準 期 \mathcal{O} る 中 し、 る。 間 場 に 報 被 合に 酬 扶 被 次養 第 当 厚 扶 七 項配 該 特 生 お養 定被 一労働 +及 偶者 請 い配 八求 て \mathcal{U} 偶 条を保第が省 者

険お 月 額 庁 報 酬 長 み 月 官 な 額は され を 当 前 た月 該 項 \mathcal{O} 特 に 定 請 あ 被 求 保が つ て険 あ は、者の 0 た場 従 標 準 合 前 標 報 に おの 準 酬 報 月 11 酬額 て 月 (第二十: 額) に二分に二分 の一を 係 いる被保 項の 乗 規険 じ て得たが 定者 によ 期 間 り 額 \mathcal{O} に 同 各 それに 月ごとに ぞ 規 れ 定 改定し、足する従 当 し、 該 特 前 及 標 定 び 準 被 決 報 保 定 酬 険 することが 月 者 額 及 が び 当 被 該 扶 で月 養 の配

当 庁 該 特 定は 被 保 険 項 者 及 \mathcal{O} び被 請 求 扶が 養 あ 配 9 た 偶 者 場 一合に \mathcal{O} 標 準 お 賞 1 与 て、 額 を当 当 該 該 特 特 定 定 被 被 保 保 険 険 者 者 が 標 \mathcal{O} 標準賞与額に二分の 準 賞 与 額 を 有 す る 特 一 を 期 乗じ て 係 る た 被 額 保 に 険 者 れ 期 ぞ 間 れの 改各

定

び

決

定することが

できる

- 4 項項 及の 場 合 に 項お 1 て、 特 定 期 改間 定に 係 る被 保険 決 者 期 間 れに 9 ** \ 準て 報は、 は被 扶 第養 配 項偶 者 \mathcal{O} 求 被 保 険 者 期 間 で あ 0 た t \mathcal{O} とみ な
- 5 す る。 U 第 三 \mathcal{O} 規 定 に ょ り さ れ、 及 Ű 定 さ た 標 酬 \mathcal{O} 請 \mathcal{O} あ 0 た 日 か 5 将 来 に 向 か 0 7 \mathcal{O} 4 そ 0 力 を

有

第 期 七 十八条 間 に扶養 る配の 偶 + 準 者 五 報 4 酬 な 社 ■その他厚 し被保険考 学生労働省 で者期間」 が長官は、 という。 省 合で定 第二十 八 \Diamond) を有っ である。 条の 原 する者 を 簿 記 に 前 録 しの 条 な氏第 名、 け 兀 項 n 被扶養配得の規定によ 偶 ょ 者 ŋ 被 4 保 な L 険 被 者 保 期 険間 者 で あ 期 間 つた 被 t 扶 \mathcal{O} と 養 配 4 偶 な 者 ż 4 n な た 期 L 被 間 保 以 険 者 下

通 知

第 七 旨 を + 特定 八 条 被の 保 + 険 者 及 社 び 会 被 保 扶 険 養庁 配長 偶 官 者は、 に 通第 知 七 し十 八 な け 条 れの ば + な四 らない。 及 び 第 三 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 標 準 報 酬 \mathcal{O} 改 定 及 び 決 定 を 行 0 たとき は そ \mathcal{O}

老 厚 生 金 等 \mathcal{O} 額 の改 定 \mathcal{O}

第 七 七れ たときは + 八齢 八 条 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 十 年 + -四第 八 第四 十 老 項の請 三 齢 一条第 厚生年 求 の項 金 での規定に、 での受給権が の特例) か者 かに わらず、 生年金の受給権者である属する月の翌月から、1かわらず、改定又は決分について、第七十八条 決 条 年金 定 \mathcal{O} 後 + 必挟のの四 額標第 を準報で、 定 酬 及 でする。 び を 老齢 第三 厚項 生の 年 規 金定 のに ょ 額 り \mathcal{O} 計 標 算 準 の報 基酬 礎 \mathcal{O} لح 改 す 定 る 又 t は 決 \mathcal{O} 定 が 行 第わ

2 ょ ŋ 標 七十八条 準 報 酬の の 十 決 第二 定 が 行われて 定は、 た場合 に場合に準用される。 す生属 る。年会 _ ر \mathcal{O} 場 一合に おであ うる被: て、 要養 な読 替 者 えに つい は、 政て 令で 第七 定十人 条の る。 + 兀 第二 項 及 び 第 項 \mathcal{O} 規 定

第 七 九 条 (略)

2

う 出 金 政 のとする。 府 - という。 - という。 - 厚生年金 の金 負限 に事 学業の実 務 施 を含と む。要な な) を円1 円 () に民 処年金 法 L 第 被九 保十 険 四 者 条 0 築 \mathcal{O} 利 第 便 の項 向の 上規 に 定による基 資するため 礎 年 電 金 子 拠 情出 報金 処 理 以 下 組 織 基 \mathcal{O} 運 礎 用 年 を金 行 拠

3 独 立 政 立行政と 独 立 人 福 祉 行 医 政 療法 機 人 構福 に祉 行 医 わ療 せ 機 る構も法 のとすのとす る + 兀 年 法 律第 百 六 十六号) 第十二 条 第 項 第十二号に 規 定 す る 小 \Box \mathcal{O} 資 金 \mathcal{O} 貸 付 け

保 険

八 条料 府 は 厚 生 年 金 保 険 事 業 に 要 す る 費 用 (基 礎 年 金 拠 出 金 一を含 む。 に 充てる た め、 保 険 料 を 徴 収 する。

2

期 間 中 \mathcal{O} 保 険 料 をの 徴 収 \mathcal{O} 特 例

第 育 条体業 たと の 二 休 業 余等が きは 育 児休 前 業等 す 条第 Ź 日 項 し \mathcal{O} 7 꽢 \mathcal{O} 規 日 11 が 定 る に 被 属 か保か険 す る 月 わ者 らが 0 ず、 前 使 月 用 まで 当 さ れる事 該 被保 0 期 間 険 業 者に に 所 係 \mathcal{O} つるも 係 事 いる保険が 業 主 が 徴 料 収 厚 で あ は 生 つてその育児休 行 労 働 な 省 令 \mathcal{O} 定 8 :業等 るところ を開 始 に ょ た り 日 社 会保 \mathcal{O} 属 する月か 険 庁 長 官 5 に

険 料 \mathcal{O} 納 付

月 官の 険 が付 L 該な 納け 付れ 義ば

- ことができる。 付 た 保 険 保 そ \mathcal{O} 額険 納入の が庁 当 長 該 告 納は保 付 知 又は 義納料は 者の 納 お知知 付 \mathcal{O} 日付を末 ら険 料 料額納 六 額 筃 当 をこえてい 月 以 内の 期 '月寸されるべき保険'いることを知つたときは、それ務者が納付すべき保険料額'ならない。 料そ額 付について納期を娯てのこえている部へ をこえてい ることを 緑り上とを知 にげて! とき、 入の告 ŧ \mathcal{O} とみなりとみなり す納し
- 務 3者に通 で通知が現の規 L 定 なけ によ れ 9 って、 ば なら 納 な 期 を繰 り 上 げ て 納 入 \mathcal{O} 告 知 又 は 納 付 をし た ŧ 0) とみな したとき は 社 会保 険 庁 長 官 は、 そ 0) 旨 を 当 該 納 付 義

八十三条の二(口座振替に) による納 付

第 八 を承認することが保険 又 は 貯金 П 座 のあ社 が保険料の徴収上有刊める金融機関に委託し仕会保険庁長官は、納 有利と認められるときに限託して行うことを希望する、納付義務者から、預金▽ 全又は 限 り、 の貯 そ申金の出の 出の 申が払 出あ出 田を承認なのた場が しとそ 合 \mathcal{O} す ること、払い出 がそ L の納金 で い納付が 銭 がに よる保証 確 実と認る保険 め料 らの 納 れ 付 をその カュ つ、 そ預 金 申口 出座

第八 の滞納によつて、に該当する場合におい 11 て は、 納 期 前 で あ 0 て ŧ す べ て 徴 収 することができる。

- 滯 納 処 分を受けるとき。

- あつたとき。

- 万有者の大 変 更が あ 0 た 場 合、 又 は 当 該 船 舶 が 滅 失し、 沈 没 Ļ 若しく は 全く 運 航 え

< なるに至つた場合

あ 十六条 保険料等の督促及び るとき 社会保険 限 ŋ で 映庁長官は、HOの出るの法律の他この法律 でない。 一般庁長官 期 限第 Wを指定して、 現九章を除く。 これを督促し以下この章、 し 次章及び知 はならない。、い第七章にお ただし、第八十五いて同じ。)の規 条定のに 規定に よ収 ŋ 金 を滞 保 険 料 納 する者 徴収 すが

- 2 項の 規 定によ つて督促をし ようと するときは、 保 社 K険法第百= 長 八十条の一人 規 納
- 3 促 \mathcal{O} 状に 規 定 に 併 記 よる督促状 L て、 発することが は、 納 付 義 務者が、 できる。 健 康 八 定によつて督促を受ける者であるときは、行義務者に対して、督促状を発する。 同 法 同 条 0) 規

定

に

- 4 五. \mathcal{O} に促 該状 当に す ょ んる場 ŋ 指 る日 カコ 5 起 算 L て + 日 以 上 を 経 過 L た 日 で な け れ ば な 6 な ただ 八 +
- 5 条 0) \mathcal{O} 居 + 九 住 第 地 険 若しく 庁 長官 項の 指 はは そ の者 都 市 付 中にあつては 有の財産所有の財産所有の財産があるは、この したことにより納期かれては、区とする。以下 たは、区とする。以下 がの各号の一に該当す がの各号の一に該当す 繰り上げて保険料納入の期限までに保険料その似下同じ。)に対して、そ別区を含むものとし、地別区を含むものとし、地 「する場か 合 に お 1 て そ地、の方国 告この方国知の処自税 分治滞 を法納 請 処 の規定による徴い規定による徴い規定によるとがでいることがでいる。 -法 き 律 てこ -第 六 を 十処 七分 号) 第 は 百納 五 付 十 義二 務
 - 項 \mathcal{O} 規 定 に る督促 を受け、 法律 \mathcal{O} L な لح
 - 第八十五 条 各 号 のよ定 に 該 当し の他 告 を受け る徴収 の金 期を 限納 ま付 で に 保 険 料 付 L
- 6 厚 臣 は前 項 徴の 収 規 金定 のに 百よ 分る の処 四分 にの 相請 当する額で表を受ける。 を当該したとき 市町は、 村市 に町 交村税 しの な例 ければ なばなられ なれ \ \ \ を 処 分することが できる。 \mathcal{O} 場 合 に お て は

三二一又の八 スは滞納につ の翌日から、 (延滞金) 前 がおり、前 納期を開始を開から、 0 保険料) を 得: 完 項 納の な又規 は定 11 あるとき。 事情がある **産差押ので なつて督仮 ると日督促 認のを め前 L 別日まで とたとき に れま 場のは 合は数社 、この 然によっ に会保険 限りました。 りでない。
『算した延歩 滞険 金 料 を額 徴に 似する。但につき年十四 左 \mathcal{O} 各 セ 号 ン のト 0 に 割 該当 合 で、 す んる場 納 期 合 限

- 千円 未満 であ
- 住げ 7 若し いくは居所がいるとき。
- 前 促 したとき。 務者 \mathcal{O} 所 が 玉 内 に な 11 た め、 又は そ \mathcal{O} 住 所 及 び 居 所 が لح ŧ に 明 5 か で な 11 た め、 公 示 送 達 \mathcal{O} 方 法 ょ つて
- 2 そ 項 \mathcal{O} 納場 計付のに あお こた期限なっるにあれることにあった保証 でに保険料を完納したり、保険料額に千円末料額を控除した金額に料額の一部につき納 に納 よる。 あ 0 たとき は、 そ \mathcal{O} 納 付 \mathcal{O} 日 以 後 \bigcirc 期 間 に 係 る 延 滞 金 \mathcal{O} 計 算 \mathcal{O} 基 礎 な る
- 督 延 滞 金 を す 元未満の端 端 又数はが 前あ ここその つ端 て数 計は、 し切 並額が百元でる。
- 4 3 収し な状 に 指 定 L 三項の規定の名ときは、 定 算 うた金額が 百 円 未 満 で あ ると き は 延 滞 金
- 6 5 滞 金 額 に 百
- 第 延 四 十金 条の \mathcal{O} 第 八円 十五満 条の の端 二数が びあ 五は、 条 のそ 三の の端 規定と に よ切 る徴捨 収て 金る。 は 前 各 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 て は 保 険 料 とみ
- 第 関 す 保 Ś 険 料 通 そ 0 他 0) 法 律

 \mathcal{O}

規

定に

ょ

る

徴

収

金 は

ک

 \mathcal{O}

法

律

に

別

段

0

規

定

が

あ

る

ŧ

 \mathcal{O}

を

除

き、

玉

税

徴

収

 \mathcal{O}

例

に

ょ

n

徴

収

項

無

料

第 九 \mathcal{O} 市 町 村 被長証 保は明 険 者、社会 会保 被 保険 険 庁 者である。 つ地 た者 方 社 **有又は受給権者** 任会保険事務日 者 局 の長、 戸 籍社 に関保 成し、事 無務 料所 長 で 証又明は 受給 を行うことができる。 権 者 に 対 当 該 市 町 村 \mathcal{O} 条 例 0 定

者 関 す る 調

- 0 \mathcal{O} 項に 関 権 し受給権 \mathcal{O} 消滅 会保険庁 年金額 者に質問 長官 のは 改 定若しくは支給 必 要が あ ると認 0 め 停 るときは、 止 に係る事 年 項 金 たる保 に 関 す る書 険 給付 類 そ \mathcal{O} 受給 0) 他 権 \mathcal{O} 物 者 件 に 対 0) して、 提 出 を命 その 者 \mathcal{O} 又 八は当 身 分関 該 職 係 員 を 害 してこれ 0 状 態
- 2 れ ば 前 なら 項の規定によ な つて 質問 を行 行なう当該職員は、それさせることができる。 その 身 分を示 す が証票を 携 帯 Ļ か つ、 関 係 者 0 請 求 が あ るときは、 れ を 提 示 L な け

念診 断

- 第 九 け 付 +るべきことを命じ、 0) 受給 七条 権 を有 社 会保 し **| 険庁長官** 『該職員をして四十四条第一で 必 要が 具をしてこれらい 木第一項の規定! あると認 定によりその者 8 っ の 者 るときは、 \mathcal{O} 障害 \mathcal{O} 障 状 に 害 ロ等級に該当す! 態を診 断させ 必当する ることが 行 程 わ れて 度 \mathcal{O} いる子には障害の状態 で きる。 対 態 にあることによ L て、 その 指 定 り、 す Ź 年 医 師 金 たる保 \mathcal{O} 診 断 険 給
- 2 前条第一 項 \hat{O} 規 定 は、 前 項 0 規 定 に よる当 該 職 員 \mathcal{O} 診 断 に 0 1 て準 用 する。

(届出等

- 第 九 保 十八条 険 庁長官に 事業、 に届け 主 学生労働省令の空り出なければない 工は、厚生労働公 はならなる V) \mathcal{O} 定めるところに ょ り、 第二 + Ė 条に 規定する事 項 を 除 < ほ か、 厚 生 労 働 省 令 0) 定 8 る 項 を社 会
- 2 れ 被保険 ばならな 者 は、 厚生 定めるところに より、 厚 生労 働 省 令 0) 定 \Diamond る 事 項 を 社 会保 険 庁 長 官 に 届 け 出 又 は 事 業 主 に 申 出 な け
- 3 受 \mathcal{O} 給権 定める書類その 者は、 厚 生 他の物 一労働 省令 件 を提出しなけ 0 定 \otimes るところにより、 ば はならな い社 会保 険 庁 長 官 に 対 厚 生 労 働 省 令 \mathcal{O} 定 め る 事 項 を 届 け 出 カコ 0 厚 生 労 働 省
- 4 受給権 会保険庁長 者 が 長官に届け出なけれか死亡したときは、 ればならない。戸籍法 (昭和) 年法律第二百二十 兀 | 号 0 規 定 に ょ る 死 0 届 出 義 務 者 は + 日 以 内 に、 そ 0 旨

立 入検 査等

- 第 百 \mathcal{O} 条 して、 社会保険庁 の物 文書その 件 -を検 査させることができる。 長 他の物 官 は、 被保険 件を提出 者 すべきことを命じ、1の資格、標準報酬、 又は当該職具保険料又は日 員 保 をして事業 険 給付に関 所 する決定に がに立ち 入つて関係者に質問し、 関 たし、 必 要が あ ると認 若 \otimes るときは、 Š は 帳 事業 類 主
- 2 九十六条第二 項の 規定 前 項
- 3 項 の規 定 に ょ る権限 は、は、 犯罪 複査のために認めて規定による質問 に認めら られたものと解釈してはなら及び検査について準用する。

- 第 在地 社会保険庁長官 他必要な資料の提供を求めることができる。 は、 保険 治者の 格 標準報 酬 又は 保険料に 関 し必要があると認めるときは、 官公署に対 法 0 事
- 2 険庁長官は、 年金たる保険給付に関する処分に関し必 要が あると認めるときは、 受給権者に対する他 0 被 用 者 年 金各法による

でする共 立たる給: 済 組付 合 又 は 又そ はの 第四十 六 に 八条第七項に以対する第四: 規十 べ定する政へ
−六条第七章 合で定める給付に係る制度の項に規定する政令で定める給 管掌 付 \mathcal{O} 機支 関 給 に対況 に 0 必要な資料を表現の き、 料の 提 法 供 第 三条 を 求 第二 め ることが 項に 規

過

できる

百 条 の四 囲 内に お 7 法 律 所要の に 基 一づき 経 政 以して、腎で、 「に違反して、通知をしない・ ・、痛二項において準用する場合を含む。) り見て、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。こて、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 令 を 制 定 又 は 改 廃 する場合 に お い て は、 政 令 で、 そ \mathcal{O} 制 定 又は 改 一廃に 伴 1 合 理 的 に 必 要と 判 断 さ れ

第百 第八十一条の三第七項の第二十七条の規定に違反第二十七条の規定に違反 当な理 **垤由がなくて次の 軽過措置を定める** 月 以 下 0 懲 役 又 は 五. + 万 円 以 下 0 罰 金 に 処する。

反 して、

規定 に 違 反 して、 通 知 をし な Ņ . とき。

を

は保険 該料 職 員 納 0) 付 質問に な 1 、とき。 対して答弁せず、 若 L < は 虚 偽 \mathcal{O} 陳 述 を

L

2 付 及び厚生年金基金又は企業年金連合会が、正当な理由がなる。米年金連合会が、正当な理由がなくて、第八十五条の二の5点を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又2米第二項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに5元 でに納付 しないときも、 前 ものとされる国税徴収る者は、五十万円以下則項と同様とする。 かなくて、第二の規定により 第八 八十十 五担条す 担 への三の! 規収 定 金 こよりや 負状 担に す指 べ定 き す 徴 Ź 収 期 金 限 はまでに 促 状 納

第百三条の二 次のに指定する期限ま 次の各号のいずれかに 該当する者 法の 罰 (罰 昭 金 に

第八十 員 の質問 九 品に対し 条 \mathcal{O} 規定によりその て答弁をせ 例 又は偽 によるものとさ りの 陳述を した者 収下 和三十 和三十四年に処する。 年 法 律 :第百 四十 七 号) 第百 兀 + 条 0) 規 定 よる 徴 収

は 第八十 当該 検 査 九 条のは に 関 規定によりその L 偽 ŋ 0 記 載若し 例によるものとされる国税徴 < 、は記録 を L た帳 戦簿書類を提示 な国税徴収決 示 法 した者の + 条 \mathcal{O} 規 定 に . よる検. 査 一を拒 み、 妨 げ、 若 L Š は 又

準 ·用規 定

百 兀 十

2 が 前 項 12 おい て 準用: する第八十六条第 項 0 規 定によ つて 督促 を L た場合 に 係る 掛 金の 納 付 に て は 第 百 一十九 第 五 項 0

定 は適 用 ない

3 \mathcal{O} 基 金 認可を受け な 項に け れ ば お ならな いて 用 する第八十六条第五 項 0) 規定に ょ ŋ 玉 税 滞 納 処 分 0) 例 に ょ り処分をしようとするときは、 厚 生労働 大臣

用規 定

第 上六十四· 条 略

2

3 則年 六 度 そ 他 たら第 $\tilde{\mathcal{O}}$ 財 百三十 務 に 9 六 11 条 て 潍 \mathcal{O} 用 五. す ま る で 0 規 定 は 連 合 会 0 年 金 給 付 等 積 立 金 \mathcal{O} 積 寸 7 及 び そ 0 運 用 務 上 0) 余 裕 金 0 渾 用 並

に

齢附事 意 加 被

兀 事由とする年前項に規定す前項に規定す 用 年金 事 業 対規定に、 たる給 に使る たる給 か付用 かでさ かわらず、いわらず、 政 令 歳 · で 定 以 上 \mathcal{O} 庁長給で こつたものとみなす。ただし、第七項ただし、滞納し、第八十六条第一項の規定による指きは、その日に、被保険者の資格を取得す、長官に申し出て、被保険者となることがで、最付の受給権を有しないもの(第十二条各 あ つて、 老 を有を有 し生 な年 民 年 金 に できる。 よる老 号 又 は 齢 前基 条 礎 第年 金 項そ にの 該 他 当 \mathcal{O} す 老 る 齢 又 は 除退 職 を

条 \mathcal{O}

3 州一項の記 をし の規定による被保険者となるが、初めて納付すべき保さた者は、その申出が受理さ 映料を滞納し、第5れたときは、その5保険庁長官に申し5年との6条件の受給を な料 かつ滞 男七項ただし書に押規定による指定の期資格を取得する。 規期 定す るで 事に、業 主そ のの 同保 険 が料 あを 納 付 し はな

業

意

る

合

1

を取得したとき、又は世四条第一号、第二号若しでも、社会保険庁長官に は共済組合の組合員芸石しくは第四号又は次目に申し出て、被保险 若次険 ねしくは の各号 の各号 は私学教職員共済制度の加入号のいずれかに該当するに至資格を喪失することができる 八者となった日の 0 \mathcal{O} たとき 꽢 日

三二一そのの事

取 得 たとき。

ま ただし書にいめて納付い 規定、 が前月の とする事 の事 業 お主の同 に、同 意が あを 険者の資格を喪失する。 あるときを除く。) は、並を滞納し、第八十六条第一 条第 前一 項項 \mathcal{O} 規規 定定 にに かよ かる わ指 ら定 第 限

7 、ては、 ては、第八十四条の規定は第一項及び第二項の規定にの属する月の前月の末日に 担する保険料を納せては、第八十四条の 資格の取得及び喪失に関し必要なうことにつき同意をしたときは、しない。ただし、その者の事業主しない。 主 自 が己 \mathcal{O} 限当負 該担 保 す んる保 険 い料 の険 半料

0) ŋ きる で な

9 8 が、第一項の問意を得て、同意を得て、 0 規定に、将来に、 による被保険者の迩に向かつて前項ただ納付する義務を負る 必要な事であること 項は、 政令で定

場合 有の な お い適 ţ 用 事 (業 附 所 第十条第一条所以外の 条の二第 二項、 第 +使 -一条、 頃に該 第十二条、第一級当する者を除っれる七十歳以上の 第十三条第 く の 。者 。)は、者であつ 0 項 社 会保 第保附十餘則 四条、第四条 第 \mathcal{O} 認三可第 +八 を受ける一項に 条第一項ただし て、 規 定 世書、 き被保険者と 第二十七条、 となることができる。 定 る 付

な項 十百 条条 \mathcal{O} 規規 定 を 準 用 す Ź

で前 付に り 権保 を険 上取者 لح 得 た 9 日た第のも一 翌の号 日は及 に、同のの 被項二保に号 険おに 者い限 日 の で 海 。 資 準 格用 を要るび 失 第 第 す る四四 定 に ょ る ほ か、 附 則 第 兀 条 0 \equiv 第 項 に 規 定 す る 政

年 金 支 給 げ

三二一は支則、給第 +; 条 五. り \mathcal{O} 分 で 請項 な \mathcal{O} 求 を 規 ですることがでたまる国民 次 の繰上 号に できまる。 る。金のである。 いる者で、ただん し険あっ 者 2 そで て、 のな 者が、被保 の険 そに者 の限期 請る。間を 求 求があは、 を 有 たし、 0 た六 日十つ、 前歳六 日に十 に達歳 おす以 いて、いて、以上六ー 十五. に、 第 四社 歳 十会二保 未 満 条 険 で 第庁 あ 長 る 官 t ど に \mathcal{O} 老 該 当 齢 玉 厚民 L な 生 年金 金 法 の附

- ああ 月月 (第三 者を者 を
- う。) で 求らは、た員和で (昭和二 昭 和三十六年四月 「和四十一年四日」 「神間とを合算」 「本る被保険者」 「本の請求と同時に」 「おかったときけ」 た期 コとい 百 · う。 八日日 十以以 一条の規 の二条の規 の二条の規 九後後 号にに は第九条に規定なる者(次日) 規(次 でする事の場合に掲 で員 として船 事場が掲 て、 のるげ 一昭舶事 項和に業にに関する場合に関する。 規十用に 規定する支給繰上十一年四月二日以用される被保険者に使用され、かん 、つ、 上以者 上げの請望 後に生た 、常時は 求ま「坑 をれ船内 行た損作 う も た 業 こ の る に 被従 保 険 す 者 険 者
- 0 7 前 は項 項 の こ 請 請れ求あ坑 は、第 に行われ に行われ に行われ 第四十二条 の おければか およの二年 の二年 \mathcal{O} このこれ 第 لح が で きる に
- 3 -- カュ わ らず、 そ \mathcal{O} 請 求 が あ 9 た 日 \mathcal{O} 属 する 月 か ら、 そ \mathcal{O} 者 に 老 齢 厚 生 年 を支
- 4 じ 前 と規 定 るに ょ る 老 齢 厚 生 年 金 \mathcal{O} 額 は、 第 兀 十 三 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に カュ カュ わ うらず、 同 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 計 算 L た 額 カコ 5 政 令 で 定 8 る
- 5 たとき き項類の \mathcal{O} 産礎とするもの−三条第二項の −三条第二項の よ礎 生のの生 とし、対規定に にの 六か受十か給 つ五わ権 い歳 ら者 です、すであ 第一次では、 -四の歳第 条属に一 する 達項 しの 月 た請 \mathcal{O} 日 求 十翌のが 月 属 あ す 0 ん る 月 日 5 の年前以 金に後 定のおの 額け被 を被保険 定 保者 す険期 者でを あ有 つす たる 期も 間の をが 当 六 該 十 老五 齢 歳 厚に 生達 年し

6

及 が権項の が 六者の計 と、 十五 六 達 並 L び 歳 五. 同 た に 歳 条 日 附 第 に 権 に 第 \mathcal{O} 則 四達 利 る を取り 属 第 $\overline{+}$ 達 た 項 七三条条 す 当時 中る 得 厚 当 のの 月 L た当 時 規 年 \mathcal{O} **分** 給 金 캪 定 +権 月 四に 時の 又 か五 (その 額 項 第 か歳 が は 及 第 びわに + \mathcal{O} 兀 ら達権 第 て、 兀 権 + 五 ず L 利 項の規定にかか明の規定にかる領し条に定める領にの対象をである領 た 当 三条 利を 条 を の 二 取 第 二取第 項 た 中当 及 「第 時 び とあ 第 一十三条 四 لح ず、 匹 ょ 加 あ 給 り る の 当 該 れ 年 の四 金 は条か 第 は月 ら 額 \mathcal{O} 項則 \mathcal{O} を 数 項 加 附 が 規 則 とあ 規 算 則 定 第 لح 第 百 に L 七 るのは、その三に あ 七四 定た る条十め額のの以ると とする」 第三項 する場 は 上 額 とな 第 に 附 加 匹 項 لح るに の合 則 給 十 年あ 第 \mathcal{O} 規 規 条 定 七 至 金 る は 定 0 \mathcal{O} 第 た に を は ょ ょ 月 加 る 几 る か算 第 又老十 づするも 冗 老 四 は 齢 5 兀 + 附厚条 齢 厚 年 則 生 第 の条 生 金 第 年 一 لح 第 年 七金項 \mathcal{O} とし、 額 金 二条の項の受 条の中 のを

あ

老 の生あ 規年る 手 則 六 項 0 規 定 に ょ ŋ 4 替 え 5 れ た 第 百 \equiv 十二条 項 す

とき 規定 受給資 する 該 受給 求 格 職 に \mathcal{O} 資 係 申 格 項厚 ・込みが ぶる雇 ! を 有 用保険 する 定 による。 あ めつた月 法 で 第 あ 二十四 \mathcal{O} 0 翌月 て六 厚等 生 条第 か十年の 5 五金 次 歳 ム第二十二条第 一項に規定する がの各号のいざ がのる号のいざ)の支給を受け終わつたとき十二条第一項に規定する所定規定する受給期間が経過したであるものに限る。)が同法であるものに限る。)が同法の受給権者(雇用保険法(昭の受給権者(雇用保険法(昭の受給権者(雇用保険法(昭 たと 至法昭 元のた月五のた月 き。 ま 条九 第年 で \mathcal{O} 二法 項律 各 月に の第 規百 お定 十 の職十 支の四 給 申 条 を 込 停 4 をした 項 する。 第

け つる者に、 に当当 は 該 にる基給 本手当を つて 権 者 は が 当 当該延 該受給資 延 長以 段給付がは 終わつ る雇 用 たとき。)。 保険 法 とき 定 給 同付 法 日 5第二十 八当 条第 「する 日 項 数 に分 規の 定基 す本 る手 当 延 長 給同 付 法 をの規

2

4 雇用保険法第十四 の(第一項各号のいが の(第一項各号のいが (得した月の翌月から第一項各号のいずれかに該当すがれにも該当するに至つていない者に限る。)が、1条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であ , 前 条 第 で て 、 同 つ三同 た月の第 規定を規定 の各月による老は、 お齢の 即厚生にの規定に 年に 当金よ 厚権 \mathcal{O} 生を取る 金 得 4 をし たとき た を

百し 額 とい Š 三十 を 乗 Ü 7 得 た 額 0 百 分の 六十 一に 相当 資格を有する者に 資格を有する者に の二第一項及び第二 よる高年齢雇用継続 につき同条第一項及 につき同条第一項及 につき同条第一項及 につき同条第一項及 につき同条第一項及 につき同条第一項及 につき同条第一項及 す んる額 未 支で度額に、 満 A給停 で び 老齢厚生年金の合紹停止基準額」といいで、)に十二を乗 あ 第 るとき。 兀 項厚 条第一 0 こうを超えるときは、こた額に当該受給権者に 規 年 額 類」という。 - を乗じて得 定 によるみ 全部 該 **必受給** う。)に \mathcal{O} なし 権 支 得 にた額 項 に 賃 を を \mathcal{O} \neg 同 \mathcal{O} 係 金 に 適 月 高 に 項条規 する部に 支給限制に係る標準 第四 る 止 0 年 日 お 定 お第一の適用 した場 す 齢 額 分 る も 項 \mathcal{O} 雇 以 当 一 に 分 に 度 準 用 報 用 一合に 条の 下 0 \mathcal{O} お額 報 該 継 規を とする。 が酬に老続保の四第 に老齢基険四する 当額け厚本者第る 支給 月額 いか酬 てら月お齢 な

六

7

- 9 て その 条 酬該 0 月 L 者 額 が 第 \mathcal{O} 高 割 一項のこ 年齢 規 逓 雇 定 用 増 足による 継 する 続 分該基 老本給厚になる 生金 生 0 年 係 支 金 る 百 給 の受給に **稲を受けることがでの受給権者であつて分の六から一定の割** できるとき て、 割 合で 前 項に 逓 賃 減 は 規 す 日 んよう 定 額 す そ に \mathcal{O} る 者に 月 + \mathcal{O} 以厚 分 外 の当 0) 労 じ ŧ 働 て 該 \mathcal{O} 省 老齢 が 令 た 被 で額 こ厚保の生険 保定に 項 年 る 金 で あ を る 9 7) U 日 て がて 得 属 権 おいて で た額 月
- 3 (

 \mathcal{O}

支給を停

止

一するも

0

とする。

号に

掲げる場合に応じ、

それ

ぞれ当

調

整

きとい

う。

。) に 相 と

当す

る部

0 支給

を

停 年

止

する。

ただ

Ļ

調

整

額

が

老

齢

厚

生

年

金

0)

額

以

上

で

あ

るとき

は

老 及

齢 び

厚 第

生

年

金 に

の 全

-金 に

いつき同で

項各号に定める額に

+

二を乗じ

て得

: た 額

以

下

四

項

老

第八 は、 条 以上であることの特例)の特例) 上以者の年 で支給が する。 則 第 七 条 \mathcal{O} 第 項 各 号 に 掲 げ る者を除 が 次 \mathcal{O} 各 号 0 11 ず れ に ŧ 該 当 ゴ する に 至 0

- すること。
- 当すること。

第九三二一きは、 日が条 元条の二 附記 一 一年以上の 一 一年以上の 以 が後において 四定した治点 の四第六項シ 係 る 特 六項並びに第十三条の五第が、被保険者でなく、かつ村二条第二号に該当するこれ上条第二号に該当するこのとの被保険者期間を有す 例 てそ 0 療 適 \mathcal{O} 用 \mathcal{O} 効 用を請求することができる。の傷病により障害状態にあるの傷病により障害状態にあるの傷病によりできない状態にあるの傷病によりできない状態にあるの傷病によりによっている。 にあるとき。附則第十三条の五第一項においてにある場合を除く。)にあつては、その傷病なび第五項において「障害状態」という。)にたより障害等級に該当する程度の障害の状態は生年金(第四十三条第一項及び前条の規定に おいて同じ。)はの傷病に係る初診の状態(以下この規定によりその類 は、その者は、老齢原効診日から起算して一年さ(その傷病が治らないこの項、第四項、次条第 は、日 の額 項が計 四さ が項れ i ら 次 条 る 厚年い 第 t 学生年金の額のサ六月を経過し 場 五の 合 (その 則 限 附る。

- l 前 千れ額 項 \mathcal{O} とするも 請 求 が あ \mathcal{O} 0 たときは、 とし、 当 年 当 金 該 当該 請 求 水があつた月 co請求に係るが パる老齢厚が 金額 のない、 額 第四十三年 る条第 項 \mathcal{O} 規 定に カュ か わ 5 ず、 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 額 を合
- が 百二 \mathcal{O} たとき 月 ときは一十八円 数 (当 に これ 月数 国 民 を切 が 兀 が捨 法第 八十 均標準報酬額の千分のT八十を超えるときは、E括て、五十銭以上一円式 一円未満の 端 以 数が 下 か生じたときは、これ下「改定率」という。 . う。) 険れを 一を 円乗じ 切て り上、 げ額 るも のの と 額 ź。 五. +銭 に 未 満 被 保の 険 端
- 被期保間 険 者 で あ つ た全期で 間 0) 平百 均 0 五・四八一に相当する額に被保・四百八十とする。)を乗じて得 期 間 \mathcal{O} 月 数 を 乗 じ て た

3

4 は 0 캪 項の \mathcal{O} 月 定に か 規 ら 定 に ょ 年かり 一金の額 ず、 を改定する。 が 計 第 四 算 さ 日十三条第日れている。 ただし 一項の別別第 障 !害状態 規 八 ペ定により パ条の規プ に り定 該 当 l 該 ょ る なくなっ 老 齢老 厚齢 生 厚 た当 年 生 金年 $\overline{\mathcal{O}}$ 時 金 時、次の各号のいの額を計算する** いも、ずの障 とし、 れ 害 かに 状 態 該 障 に 当 害 該 L 状 当 た場 態 L に な 湯合に 該当 <な L お 0 なくな いては、

と

1) で

老 る で あ る

船 老 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 老 六 厚第 とみ 附の 則計 なさ 項 か十の れら一 7 る ま で で 並項保 あ びの険 る に 規者 第定期 十に間が り 、 十 条 \mathcal{O} _ 附四 の則年 規第以 定十上 \mathcal{O} 適 条 用 \mathcal{O} につこ、 い第 + て 附条 則の 三 第 第 + 条項 の及 び 第第 項項 に 規第 定 す る 坑の 内四

九 四附 年則 以 第 上 八 で 条 第 あ るとき 二項 規 定 に よる 規 次 定 条 老 例 第 齢 に一よ項 生 ŋ 0 年 規 金 定 算 \mathcal{O} 受 が 適 用権 さ者 れが る 場そ 合の を権 除利 く。あ 取 得 はし た 当 当 該 時 老 齢 被 厚保 生険 年 者 金で のな 額 く は、 第 つ、 兀 十そ \mathcal{O} 条 者 第の 一被 項保 の険 規者

は 第 十正 者例四法に 部条 第法 の項る十いての未て + 及ず 分第 ŋ 三 な国八律と \mathcal{O} び 項条お民十第い第規は満のそ年三三う二定「で 額 第前 での効力を有 三条第一項で 三条第一項で の効力を有 四条 _ と ک_ر - آ: 規 項 + 第二 定 つ十四 をとき! ار ا ا に 「第四十三条第一項中「当時 「同条」とあるの 「同条」とあるの 「同条」とあるの 「同条」とあるの 「同条」とあるの 「同条」とあるの 「第四十三条 から」と、「第四十三条 から」と、「第四十三条 がら」と、「第四十三条 がら」と、「第四十三条 がら」と、「第四十三条 がら」と、「第四十三条 のみ第 \mathcal{O} え る 項規の も条前 \mathcal{O} 三時附 則計 そ 第 三の八す 権利を現る規 項権条る る定取定 のに得に ょ しょ た る 者 律も)る額十「第の附のか四附 り は「報酬は、年二条第四条の担 当 八十八号。
が則第八十のは「第一のは「第一のは「第一のは」 四十 5 条則該時齡 の第月 一規 た 比 例項定以昭 老金 三る \mathcal{O} 下和条十の項 部又に \equiv 百齢の ょ 分は は中第四厚額 の平る平十一条 一十生に 額成改成年項第同第項以年つ十正十改若二号四に上金い 号四に エとなる 十となる 十となる かて に定める と、「二年改善」 項に十お は国 そ 同正 正三第民る法条八年額 第 百 計の 項 法 \mathcal{O} 至 十 二 の井黒 項 つの定 に附 金 (以に 例 لح 定則 規 基を 法 い定 め第条 よる時 条 等 礎 適 下 規 う。 る $\frac{-}{+}$ 第 に \mathcal{O} 定 額 ょ \mathcal{O} す す 三項 る第部 条 る る る 条若附改 とさ を に 被場 į とあ 第 則 正項改お 項保合 < 第 لح れに険に 前 正 V あ る項 は 九 の昭 す 7 た お者準 の若 平 条 第 第 和る 附 る い期用 の則て間す 百 六 法 報 く 十 三十律酬は第同の る

3 に 限 保酬 険 比 例 定 \mathcal{O} で ょ を 受 あ ŋ 適 老 用 る 齢 す 権附 厚 る 者 則 とき 第八 生 年 被 保険 金 条 読 次 額 条 者 規替 期 を 第 定 計 兀 間 に ょ 算項が る \mathcal{O} 兀 規 十 老 前年定 規額用 を さ で金 では、 では、 でれる場合 である者 合に十 る を限三 除る。) 第一 が項 は、 及 被び 第保附 四険則 十者第 三の九 条資条の 一を規定 の失に 規しよ 定に場る か合に額 わおが らい計 て、 ず 算 É 前第れ 条四て 第 + 1 三る 可条も の第の

月 兀 が 項 条 中 及 と 百 び あ 兀 受 第 + 兀 る の未 権 は満 兀 者 条 で が 附 あ そ \mathcal{O} 則 0 第 権 \mathcal{O} 九 と 規 利 条 を 定 \mathcal{O} は取は L 第 第 兀 た 項 当 項 + \mathcal{O} \mathcal{O} 時 規 条 定 (そ 定に 第 \mathcal{O} ょ 項 権 る 老 \mathcal{O} 利 老 規 を 齢 齢 定 取厚 厚に 得 生 生 ょ 年 L ŋ 年 た 金 当 当 金 \mathcal{O} の該時額 額 を 月 数 当 \mathcal{O} 改 改が 該 定 定 老す に 百 齢る 係 兀 厚場 る被 + 生合 以年に 保 上 金 準 上となる 険 用 \mathcal{O} 者 額 す \mathcal{O} \mathcal{O} る 資 に 計 格 至 算 を 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 喪 た 基 場 失 当 礎 合 ĺ となお 時 た 第 る 日 1 カコ 被 7 5 項 保 起 に険 お者 兀

あ則改年すう る額十九条し 以が前る第正法 のか 項か船の前前同条の八法律 は Ł に項第は十第第の附 四十と 則 $\neg \stackrel{-}{-}$ を け号項報条条 八さ あ 第 百 るの本酬第の号れ八 る 項の過 た + 十の項の L に例項定以昭 は中規 定 第者条例険れ規部又に下和条条 定 具たるのに はない。 であり、 であり、 であり、 をもするは、 であり、 をもするであるでは、 であり、 をいるであるでは、 であったに、 をいるであるでは、 をいるであるでは、 をいるであるでは、 をいるであるでは、 をいるであるでは、 をいるでは、 をいる 同 兀 る 型」と、 十二前の年 定 条 正 L 玉 8 齢 < 法 民 る第厚 者項と老の失いお「改第改第 は年額 兀 もい同正百正 第 項 年あ十 て項法三法条八法 に対していた。 の十等の規三の 下 規 \mathcal{O} 定額はの め第条い 定条 \mathcal{O} す \mathcal{O} ら。 っのに限っている額)」 る額)」 る額)」 の部 に 条 る 改同 定 ょ を に 定 る 第改お 条若附改 いと 一正 第一、即前の原本の表 る る被同 保る項は 九の昭 報 法 \mathcal{O} 保条は 規が険の若平条第 和律酬 は険第 定障者はし成第 六 「者三附附の項則 百 比 < + -十昭例 三 項十年和部則 資中第 第年の 改 六 二改規 条 正 +九 る該十例十正 定 第 法 年 額 四部四法に 附法 し年分条第 よ項 律 則 者 +り 第 第 1 た が う。 な国 上額 八 三 日 そ項 項条お民 ++ 項 かのに \mathcal{O} そ年 三四 第 ら権お ら号 7 算を に し取そ ٤ あ替第 よる有 をの項 規 下 て え 兀 \mathcal{O} 定 月た る 十改す 部規昭 す に を当 る 和第 る を 定 正 ょ の条前も改に 六 百 より年十二 第のの正 過 す 一昭 لح す \mathcal{O} る項和 さ る に六れ法 z お正 る 定 十 そ た 第 同 ħ め年平 \mathcal{O} 項 はた る 改成平効 لح 項 に 十成 力い 附則 正 定 額 十二十二年二年 と 法 \otimes 第 則第 と附年 あ る四第九

に間九は月金 項お各四 る附保第定被い文比一規 間坑則険八の保ず に 、 格 の よ 年 の よ 合 金喪なに よの で し年定第あ当定則 る該 る一も一の給額十 | | 又はりが給のをに権 「条第三項の に限る。) とあい。」とあい。 「一三条第一項 と第限者 \mathcal{O} を害期 適状間報は 用態が酬 す に四比 لح 当 き (な 以 の 第 次く 条な で 第つあ 光たる 六る者・読を書読 0 規当 定該つ が障 て 適害 用状そ さ 態 \mathcal{O} れに者 る該に 場 当 係 しる 合 な老 を く齢 除 な厚 。 つ た 年

条 の十被にわ員四 る附の 被則規 第 期 る 間 でのを齢額に あ規合厚を つ定算生改り 期例た金す四 期 \mathcal{O} 船計五権 算年 一五 が 三項 るる以そ 上の で権 あ利 ると取 き得 はし た 当 当 該 時 老 齢そ 厚の 生者 年に 金係 のる 額坑 は内 員 第た 四る 十被 三保 条 険 第者 で 項あ のつ 規た 定期

に 係前かと る 定ず 者 す 期 四の内 計 算 \mathcal{O} に 保 ょ 険 る たの 間に 被 保 険 者 で あ 0 た 期 間 \mathcal{O} 計 算 に 0 11 7 は 基 金 \mathcal{O} 加 入 員 で あ 0 た 期 間

3

第

条八年額 一る る 兀 下 場四保規らた うに 定 \mathcal{O} す れ合 \mathcal{O} 条 険 部 条 る た る 第 に 及 附 改 を に 額 附 お び 則 項改お 則 V 第 正 لح 第 7 第 正い 前 あ + す 7 九 の昭 九 る条第 兀 第 和 る 報 のの四 条 百 六 法 + 律 酬 は 十の例 _ 項 十年 兀 第 比 昭 附 改 例 条の 規 則項第規 正 和部 六分第の 定 第法 一定 附 十の九規項は よ項則年額条定中 第法 \mathcal{O} 附 ک_ر と な 玉 八 律 第 則 四第 +お 民 第い第 う。 年 十八 \mathcal{O} 金条十 項 同 三条 効 法第四 第 条条の 力 号か の規 等 ら号 لح を の項 規定 」にあ定に 有 の以 と、 部 す 規 下 規る ょ る 定のと る を 定 ŧ 改に昭 す はあ老 0 正 よ和第 る る齢 とさ す n 額 の厚 六 百 るな +れは生 れ 法お 年 十 らっ 年 律そ 改 の附金 平 規則の \mathcal{O} 正 条 成平効 同 法 第 定第額 +成力 項 九に +を と 項に لح 条つ 年 有 11 定 及い 改年す · う。 لح め第 びて 法る ある四第第 正 法 t る額十九一 律 附のか四 条項 第 第 \mathcal{O} 兀 + لح 則はら 条のの 条 さ 四規 八 第 0 号。 لح 第 第定 \mathcal{O} 八 れ + = 百あ 規 た 第 を 定 以昭 る 項適 に 下 和条十の項に用 は中おす ょ 六 第 平十 る いる 同 第 改 成年項 第 7 十 改 若 号四そ 合 正 前 正 L 項 に +のに 年 法 定 例 準 < 0 め条に用 第 改第は国 百正 三第民る第よす

八の岩平成 酬 \mathcal{O} 四替第 え四 る に六 定十 め年 る改 額正 法 と附 あ則 る第 の人 + は 報 酬第 比一 例 項 部 又 分は の平 成 改 同正

附限に る。保 九 <u>)</u> 受 第 保 る 険 権 附 第 內員 \mathcal{O} たる 規 定 被に比 齢 前厚に 生 0 期 間 と船 たる 年金項保 金のの険項す 及 び あ附 0 則 用た 第 九 るととの を規 合 定 算に L ょ 条た ŋ 第期そ 間の 項が額 十 が 五 計 定年算 に以さ 上れ カュ かで 7 る者 る 5 ŧ \mathcal{O}

一六第二は中規一 三齢十 分はよ 附の平る平十一条 一定同条厚四第則 定金一四条 午改 同 正 る項は九の昭和る る被同附格得 _ 六法報の保条則を 成第 百 L は十第一二四 と規お 四十 と則 は ら条の項 八さ 報 条 条 第 定 の四 \mathcal{O} とあ の号 れ八第 膕 第 第 規 規 比 以 昭 例 項 定 部又に

に期 つ合類 九 定 年を 条 した 障 適 \mathcal{O} 用 害 す る 前 二くな つた後、一項若したる場合にある者にある者に のつ 規 定後 でにはし \mathcal{O} 例障あお に害 ょ 状 り態 、にそ当 年該の該 一の額を女子となった。 金当者 足するも 0 لح す るけ 第 の険 兀 で者 あで るあ もつ 第のた

支給 \mathcal{O} 繰 上 げ

た お附生 額 い則 以 て 第 同 下 条 0 0 規 項 \mathcal{O} 定 受給 ょ お る 「基 が 齢 被厚 本保 生 月険年 額者金 で (第 とい あ る 兀 う。 日 + が 条 属 لح す 第 \mathcal{O} る _ 合計 月 項 に 及 額 おび がい附 て、則無 支 給 そ九 停 止 の条 者 調 \mathcal{O} 規 整 \mathcal{O} 開 総 定 始 報 に 額 酬 ょ を 月 り 超 額 そ 相 え \mathcal{O} るとき 当 額 額 が لح 計 老 齢 さ そ 厚 れ 生 7 月年 1 金 る 分 \mathcal{O} t 額 0 \mathcal{O} を十 当 該 限 老 齢

11-上準年 額金 0 V) V) . う。 て、 、老齢に 次 の各 厚生すに 生年金部では掲げ の分る 全の場 至部の支給を停止し場合に応じ、1 を停 する。 そ ぞれ ただし、 当 該 各号に 各定め るに掲 げに 十二を る 場 合に に乗じ いて得 て、 た 支 額 給 給以 止 下 基 進の 額項 がに 老お 齢 て 厚 生 支 給 金

止

す るも

 \mathcal{O}

とす

以

であ

ると

き

5

係整例にの十 にに 「同る開部お額 て、そ の 二 年項第九 <u>ت</u> ح 九以 さ に条 額 下 \mathcal{O} れ附 おのいこ 支 11 者 て 則 う。 لح 1 \mathcal{O} い第 第二 7 総 る八 。)を· · う。 その項 停 報 止 膕 \mathcal{O} 十二でい 四整開始額」という。 別による場合を含む。 別による場合を含む。 が加算されていると という。)に相当す 齢厚生年金の受給権者 がを超えるときは、そ める額に十二を乗じて める額に十二を乗じて める額に十二を乗じて 第 月に規 調 額限 定 号開に相当に対して る。 相 ょ L る 額 下 て と 老 得 当 齢 た該障厚 老 害 次 齢者年 厚 金 • 生 お老 下に年期附 海の支給から 当該附別の支給が の支給が 記録の 一である。 一である。 一である。 い齢 るとき 基 るの条附老及 は、 東九条の二第二項 第九条の二第二項 第九条の二第二項 は、その月の分の は、その月の分の は、その月の分の は、その月の分の 本 則 齢 び る。 第三 َ ک 一項三当該 当 · う。 項 項 第二 カュ に規又老の 5 一号の受け 規定は齢 すりはいますがはいます。 定 する則生額る加第年が 規給 項 定権 ま 額に条 金 前 す で Ś に 条 が 又 加給額三 つい 額被 第 給 額 第二 て、 一項に (第四者 年 (以 額 下 項 当 規 項 で \mathcal{O} を 若該 定に あ 加の す 老 L お る \mathcal{O} る支 < え項 齢 日 規 て た に は厚 が 定 額お第 生 _ 属 次で項金止酬る ŋ 項単 に調比 月

一の分支合 く 全の給 部支 に 額 計障お 全部の支給を停品を停止する。大統一の支給を停止する。と当該を持止額と当該を存止がある。 止る。 各 調 入給 号に定 す 整者停い っるもの、ただし、 開 開める \otimes 額齢 いる場合に、 額の保分 において、古観との合計なの分の当該が 支 給 停 停止基準額が 原生年金に が属する月1 がにつに 老おいお いて、 齢 1 て、 厚て 生 次 「支給停・その者 額止にの 以上で、温素がある。 領場場別 あ るときという。 う応当 じ、 は、 額 عَ にそ 老 基 齢 相れ本 ぞ月 厚 当 生る基準を れ額 金部本の

4

該の項厚 年坑条 当 計 規 金内の(の 定 額 定 が す る \otimes 支 額 に 給 船附 る 加 掲 額 停 給 附 員 則 げ に 止 年則の第 十二を 調 金 第老八 る場合に 整開 額九齡条 を条厚の 乗 始除の生規 表定による老りではいる。 第三項又は第二項という。 お U 額 て得 を て、 超 超えるときい 不この項に 一項又は第一 た 支 額 給 以 停 現 男 五 の 年 お 項 の 年 はに 止 下 · この 基 受給 淮 の そ 項 の 11 金 7 額 がに 月 同 条権附 r. U. おいての分の方 常用第九種者が被押 老齢)を十二で吟が被保険者でなが被保険者でない。 が被保険者でない。 厚 生 当 支 年 該 給停 金 老 0 齢 額 止 除そ あ九 厚 る日 生 ï 以 基 \mathcal{O} 条 準年 工年 毎 る で 得 上 例 \mathcal{O} であ に が四 た額 ょ に 属 \mathcal{O} ると とついい る する 規 る場合を含むなによりそ いて、次の各号に関係(以下この項におり う。 き は、 に相 むいそ 老 て、 齢 \mathcal{O} 頃において、そのA)において 当 厚 「する部 生 年 掲 金 げ て い者 0) 分 る て のさ 0 基 全 場 準 総 れ 支 部 合本用 報 7 \mathcal{O} 給 に 月 す 酬い を停 支 応 る 額 月 る じ、 給 額 第 Ł を停 四相 止 \mathcal{O} そ V す + 当に 9 る。 止 う れ 四額限 ぞれ する 条第 と老 لح 当 一齢以

兀 略

7 当 が きる 加 厚月 (そ \mathcal{O} 老 る 第 又 九 基は 条礎 の年内 金員 受 給 項 員 第 権の を老 規 定 す 月 金 る 及 び に 相 \mathcal{O} 当す る 被権 部 保者 分 険が 玉 者 す す る る 老 月 礎 年 金

止に計加の老 日 兀 が 第 厚 生 す 項年 る き部 合 又 1 金 月 船 るとき は 員 は分 に お 第 0 \mathcal{O} 当 報 け 五. 1 \mathcal{O} 老 | 該老齢| 者が は て 齢 厚 当 同 支 該 厚部 条 該 該 年 齢 生年金のおおり 老 老 金 齢 齢 \mathcal{O} 厚 の額 止 金に 生 全部)全部) お 年 いてその 金 ... き る 部 に \mathcal{O} 係 受 あ む 支 条 る 分 0 給 0 の額と 例に 7 附 を規額 玉 則 を よる場合な 停 定 第 取民 を適該の項 止 九 得 年 未の二字 立するも . 老 に 法 を含 齢 お に で計算した を除 よる 第 \mathcal{O} 1 て 二項 とす < 老 しに á。 · 金 に 報 た 酬 基 場係の例とおい 一号にお 礎 年 7 規 附部 1 金 に 潍 て 則 定 お 分 \mathcal{O} 第 等 用 支 11 す て、 九のす る 給 条 額 る 額前 を 受け の 二 ڑے 第四 条の こ例部分 この という 報 (当 該 規 +る 老齢 定にか ことが 兀 [条第 第一 しに 厚 等 生 か +の額の: 号に規: つき前: き 項 わ 年 に規 金 5 ず 全 定 定 0 いその 額 す \mathcal{O} す が る る 規 被 に 月保 額 定 加 0 き لح を 給附の険 支 \mathcal{O} 適 年 則 分 合 金 用 第 \mathcal{O} 当 あ が計 L 九 額 停額 てが条該

替える 号 中附 _ 則 第 第 の四七 十六条の四 とする 第の 一規 項定 及は び、 第附 五則 項第 一八 とあの る規 のは、 こよる老齢原 第厚 十生 一年条金 かに らつ 第い 十て 一準 条 用 不の三ま ま ^よでこの は場 第合 十に 一お 条い のて 兀 第 附二 則 項第 及 七 び条 第の 三四

た齢齢び十項第場厚雇附一二二 合 則条 支 生用 年 継 第 +酬 九 を 相 月 お 金 続 当 額 け 基 の附 する るこ 乗じ を 止 0 本 す 加 11 給 規則 えれら る 部 て て 付 定 第 得た額 ŧ 分 金 八 によりそのだれ条の規定に しのとす 額 \mathcal{O} \mathcal{O} $\overline{\mathcal{O}}$ 次 支給 支給 規 \mathcal{O} が 支給 各号に掲 定 (第七 を停 を受ける る。 12 **稲限度額を超える** による支給停止其 額に 止 項 が ょ が計算されていることができる老齢厚ま すに るおい ただ て 調 るとき 基 に で て 生 を準額と当されるもの。 に応じ、それのもの。 であるとき、 Ļ 整 調 額は 整後のこという m該各号に定れてれぞれ当該が れはに四 は、附則第十に限る。)の妥四十三条第一項 支給停 う。原 度 額 止との お老齢 か \otimes ならり 受給 · 一 条 項 合計 当 厚生 額 潍 生年で、産産者 額 該 附 (そ 標 が 額 則 老 準 \mathcal{O} 金 第が第 齢 以 額 被 報 に 九 厚生年の下この 酬 に 保 条 0 き 六 月 条 険の _ 分 \mathcal{O} 額 附 者 -金の額 を \mathcal{O} 則 で第 減じて + 第 のあー る項 五十 規 · 一 条 定 以い を 日か 得 て 乗 にがら 上 スカかる第三 た額 であ U 調 て かず 整後の 得 わる 整 に 第 項 +5 月 た ま に 五. 額 で は支 分 に つ又 給 \mathcal{O} のそ いは 老 停 六 該 \mathcal{O} て 附 を 受 齢 止 \mathcal{O} 月 則 乗 給 規 厚 基 のそ 第 Ü 生 準 権 定 分 の九 者に 年 額 て を 者条 適 金 得 当 が と 該高三 た係用 \mathcal{O} 年 及 全い る 老

当 該給 係 る 者 に 係 る標 報 酬 月 準 額 報 酬 に 百 月 分額 \mathcal{O} が 六 を 4 乗じ な L て 賃 得 金 た 日 額額 に三十 を 乗 じ て 得 た 額 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 六 + に 相 当 す る 額 未 満 で あ る 当 該

船 員 月 \mathcal{O} 額 老 \mathcal{O} な 齢 割 V 厚 合 生 が 年 逓 金 増 0 す 受給 á 該 受給 程 権 度 著 に権 が 応 者 Ü, 被 に 係 保 る 険 百 者 分 標 で の準 あ六 報 定に、 属 す る割み 合でし 月 逓 賃 い 減 金 て、 す 日 るように 額 そ に三 \mathcal{O} 者 + 厚生 が を 乗じ 高 一労働 年 齢 7 省令 得 雇 用 た 継 で 額 定 続 に \Diamond 基 対 本 る す 給 率 る を 付 金 乗 該 じ 受 支給を受け て 得 た 者 額 に 係

2

潍 当 \mathcal{O} い · う。 支給: 用 する第四 との 止 報 基 酬 きると 十四四 準 合 月 額 額 分 条 が 額 を 老 老齢厚: 第 減じて得 -五を乗 以 項に規 下この 生年 年則 た額 じて得 金 項に 。 定する加給 に に十 \mathcal{O} 0 額 お た き 加給年金 いて「調 五 同 額 分 0) 六を乗じ 該 規規 受給 額 九 整 定 定 後 条 を に 以下この \mathcal{O} 0) 適 権 カコ 者にし 支給停止 兀 て得た額)に カコ 第三項又は第五 わ た場合 いらず、 係 条に る標 基 お 準 進 に そ 額 十二を乗じて得た額 . 報 おけ W て単 酬 」という。 月 る同 項 月 \mathcal{O} (同条第六項にないう。) に相当な に 額 を加 条 加加 第 給 え た額 年 項 老 \mathcal{O} 金 が規 額 厚 「する部 第七 支給 おいてその 定 による支 という。 項に 限 分の 度額 に お 0 支給 いて 介給停 を超 例による場合を含む。)に を除 て、 を停止する。 「坑内員 えるときは 基 額 以 を前 船員 Ŀ 一であ ただし、 項 各 の調 げ 号に るときは 限 る 整額 度 場 お 調整後 定め 額 いて ے ع カュ に 5 る 応

3 (略)

齢

厚生

年

金

 \mathcal{O}

全

部

0)

支給

を停

止

す

んるも

0

とす

る。

う。 す 月 六 定 そ る という。 け 日 額 坑 により 後 ぞれ ることが が属 内員 を +に 減 \mathcal{O} 支給 する船 じ 五 附 同 て得た額 を 則 項 該 との 停 月 乗 第 できるときは 員 老 じて (そ 止 + 規 齢 \mathcal{O} 基 定 厚 老 合計額 得た額 条の四 でする報 準 12 の齢 十五 年金 額 者 厚 が が生 分の 老齢 当該金 第二項に 酬 に に当該受給 (以下この 比例部 前 六を 厚 二項 老 \mathcal{O} 生 齢 受 乗じ 年 規 則 \mathcal{O} 基給 分 金の額のではお 流定する附i 第規定 権 等 礎 権 者 \mathcal{O} 年者 額 に に 金 (国 た額 係る標準 に 1 条 かの 加 別則第九条の二第二につき適用する場合 かわらずの受給権を 、加給年金額を除く。)以て「調整後の支給停止基 0 四第 に十二を乗じて得 別用する場へ を取得し 報酬月額 法 一項及び に による老 その ^{米じて得た額} 合に 二項 第三 た月 月 \mathcal{O} 齢 おけの を除機 第 分 た額が支給界一号に規定す \mathcal{O} る附則 上であるときは、 規定を適 当 < 潍 年 平額」といる(第七項) 『該老齢』 · 金 \mathcal{O} 支給 第 する額、 つい 限 + 用 厚 生年金 · う。 (度額 L に を受けることが におい て、 条の三 た場合における支給 は、老齢厚生年金の全部の支給)に相当する部分の支給を停 を を の三第一項の 並について、 超えるときは、 て 第一 基礎 と第一 できるか 年 0 高 支給停電手齢雇品 金 規 を受給する 定 項 支給 に 場各号に定: による支給! 作止基準に 各号に 限る。 限 度額 る。 坑 額 掲 基 <u>)</u> が を 止 内 カュ \Diamond げ 本 する。 る場 停 員 5 る 止 給 同 当 条 止 額 基 被 付 第二 合 該 準 保 (その 金 た 員 標 額 \mathcal{O} 険 ただし、 応じ、 準報 支給 項の \hat{o} 者 を 調 額 1 で 0) 規 あ 整 を 酬 に

5~8 (略)

第 規 定 たによる 長官 \mathcal{O} 兀 に 老 玉 齢 民 附 年 則 生 金 第 年 $_{\mathcal{O}}$ 八 被保険 条 金 不の二各 の支給繰上 以者 でな 項 に 11 規 ものに限 0) 定する者 請 求をすることが る。 であ) は、 つ て、 かできる。 附 則 第 八 八条各号! 別第八条のご号のいずに れ 各項 にも該 0) 表 当 3の下欄. に \mathcal{O} . 掲げる. (国 民 年 年 金 齢 に 法 達 附 す 則 Ź 第 五. 条 第 社会保の

- 2 前 求 は 0 請 玉 求と同 民 年金 時 法 附 に 行 則 わ 第 なけれず 九げ 条 の二第一 なら な 項又は 第九条の二の二 第 __-項 に 規 定 す る支給繰 上 げ 0 請 求 を行うことができる者に あ
- 3 請 求 が あ 0 たときは 第 兀 日十二条の場合ければなり 規 定に カュ か わらず、 そ \mathcal{O} 請 求 が あ 0 た 日 \mathcal{O} 属 する月 カュ 5, そ 0 者 に 老 齢 厚 生 年 金を支給
- 4 た額とする 定 に ょ る 老 齢 厚 生 年 金 \mathcal{O} 額 は、 第 兀 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に か カコ わ 5 ず、 同 項 0) 規 定に ょ ŋ 計 算 L た 額 カゝ 5 政 令で定 め る額

- 5 険 各 者項第 での あ表項 \mathcal{O} 0 た下規 間 に に を掲 ょ 当 げ る る 老 年 齢 老 齢 齢 厚 厚に生 生 達年 年 し金 金の質 のは権 計 者 算 第 で の四 あ 基十 0 礎 لح 条 す る 項項 £ ののの 規請 と 定求 にが 当かあ 該かつ 年わた 齢ら日 にず以 達 後 し当の た該被 日年保 の齢険 属 に者 す 達期 る し間 月たを の日有 翌のす 月属る かす ŧ るの 5 月が 年 前 附 金に則 \mathcal{O} お第 額け八 を改被の 定保
- 受定年年は条十金開加受 算給受 第 給 す 齢 金 の始 \mathcal{O} 三 割に、関係の関係を関係している。 条受年さ権 百権 Ś の給齢れ者権項 る項 十がと、し、第三項第十二六 てが者 \mathcal{O} もの 三 とい 六が規 間の規 1 十同た五条日 す条若六 で る 十そ定 を が 定 定による老齢原 ・五歳(その者 ・五歳(その者 う。)とする。 かるときは、特 のるときは、特 のるときは、特 での者が繰 に、(その者が繰 に、(その者が繰 に、(その者が終 に、(その者が終 に、(その者が終 に、(こう)とする。 当 六に 歳第の居 よ該 ょ 読項に 老五る 達中である 老齢 歳老 厚に齢 第三項 「受 生達厚 らる当 生年し生 上 げ 調 受 給 権 料 翌十項五並 た当 給 受附 た れの時 年 金 年 ٤, 金 権 則 \mathcal{O} 金 と、 又歳び 第時の き _ 者 額 \mathcal{O} 整開に者 がは に 額 は 受 (そ (そ \mathcal{O} 第そ附第額始おい そ で多条の 第 第 兀 \mathcal{O} つ算 十十権 第十加齢 7 いの四者 十者 るの権 五第を が 十三 兀 利 算 同 て 基 + で 条条 条繰 一条 さに ľ を 礎 あ 第 条のれ達 の取 上 は 一 取 第 と 条 2 七 得 \equiv げの規 項得四 す て 項調 四 に る可附 し の整第四を記載しまり、 の 整額 四 が 老 時 し 第 た当 規 兀 た 当条 のの則 定 と、 する「時」 よの中時 定が項か齢 た八 及 لح 規第 - 「第四 - 「第四 <u>ا</u> ح 当 条 規 に 加かわ厚 び 定八 とらず、 算ら第 時の繰 定 ょ 第 に条 二各ば 年 「 (金 第 六 り あ四 六かの 当れ六 る十十か ょ +る 項同の四十項 の該 7 調 五わ各 の四 条受 条は 十五の整三歳表額 月 ま 1 は条 第 数 る で に給 ずの 4 \mathcal{O} に | 条 第 の下欄 老の定権 達 、表 附が 附 下 以 算れえ項則 齢 規め者 則 し六 \mathcal{O} \mathcal{O} へら 百厚定る 下 た + 第 で三 第 規 下 日五欄 た をの歳 に 属に掲 百のの す達げる と会給 三は四 うず、こ +金 、の調齢い る 第 第 月 た年 -二条 一額第は整 を四「額 る 場 附 整(額以 て 権 \mathcal{O} 日 こを四「額れかりの一句を 則項 者 以 下 繰 項 合 꾶 に \mathcal{O} 第二 第 \mathcal{O} 至 のに 月 で 属 達 こ上のげ 三 四加 + 規 0 あ ら算 上規 は カュ す L 条十 項」 た る 算 定 定 \mathcal{O} L た さ項調 条に 月 規 た 第 に 月日 \mathcal{O} よかき 定額 条れに ょ 四年前以 す 兀 る は に ع 項第 7 額 る 5 お +金 後 定す 又 11 老 兀 第 老 V お \mathcal{O} る 兀 る は項 7 と 齢 年 特 8 条 額 け 被 金 例 る 又 老 い厚 第 項厚 附 を る保 . う。 لح は齢特 生. \mathcal{O} 支 額 則 生 改 被険 あ 年 額 給 第附厚 例 年 項 定保者 に 金中す険期 金を開加る十則生支がの金を始給の三第年給がの る者間
- 8 四六の 前 五第 項 歳 \mathcal{O} 八項に項規 達に 条の 定 規 に条 規 L て 定 定 よ第 に 1 す り る者 ょ な 9 11 4 ŧ 替えた 加 であ \mathcal{O} すに ることに 限 る る。 者額 たは 第 がに ょ 四附 相 ŋ 当が 十則 す 同次四 項る 条 条 条 の部 第 第 第 分 Ŧī. 定の 項項項の 又にの 支 く給を停む は 規規第第 第六 定 定 すに項項 齢止項 る 厚すの 繰 り る規 上 そ 定げ のに \mathcal{O} 調 額 適 整 が 加読 用 額 を 算 が 受け 加 さ替 É る た 第れと 間れ はて 三 い項第 前る \mathcal{O} 規 項も のの定 規を除よ ょ ₹. る に 老 ょ 齢 り 読の 厚 み受 生 替 給年 たる者 金 (その) れ 附 た 第四者の 十が条

1)

0 い附 は第 は 第 五. 間 が 項 附 用 兀 に 則 + 規 第 な 兀 定 八 い項 年以 条 \mathcal{O} 者 上 に で あ あ項 ると つに て規 きに は定 す 限前る る。 条者 第 が は項前 の条 当 請 第 該求 が項 老 齢 あの 厚 つ規 た定当に 生 年 金 時よ る老 \mathcal{O} 額被 に、 保齢 険 厚 当 者 生 該 で年 老な金 く、受 齢 厚 受 か給 生 つ権 年 金 を 障 取 \mathcal{O} 害 得 額 の状 L 計 態 た 算 に \mathcal{O} あき 基 る 礎 لح 附 とな き則又第 る は八 被 そ 条 保 \mathcal{O} 険 者 者の第

 \mathcal{O}

各

iz.

規

定

す

る

第

三

規

に

生

年

金

 \mathcal{O} 受

給

権

を

取

得

L

た

と

き

は

附

則

第

八

条

0)

規

定

は

そ

0

者

に

とし 7 加 算す た る 附 則 第 九 条 0 第 項 第 号 に 規 定 す る 額 カコ 6 政 令 で 定 8 る 額 を 減 ľ た 額 以 下 ځ 0 条 に お 7 上 げ 調

- て 月 月 間 前 \mathcal{O} 月 被 た 金 その 附 を 険 則 受 者 額 第 え を 九 る間 権 ときはの月数 改 条 \mathcal{O} の 二 定 が す る 附 (当 \mathcal{O} 第 則 該 項 第 礎 _ 第項月孔 لح 条な の数 _ 号規が \mathcal{O} る に定四 被 各 規 に 百 保 定か八 項険 かわらずの表の一 す 者 る 表期 額 間 領を加算しただらず、同項のH地えるときはE 下の 月 に数 掲が げ四 額規四 る 百 年 八 に八齢十 に 満 した日 た な 額 L 11 た \mathcal{O} ŧ لح が属 す 額 \mathcal{O} に、 当 る す に ŧ 該る限 月る。 の当繰 上に と該 超げお次 L え 調 い項 える月 て、 当 整 に 該 額 お 年 数の当 11 齢の 計該 7 被 算 年 に 達 保 の齢 険 L 基 た 者 礎 達 日 期 L が 間 \mathcal{O} な た 加 属 る 日 を 算 す 被 \mathcal{O} Ź 磔 保 属れ 月とのし 険 すた 者 る 老
- ず 額た 月 を 改数該 当お上か算 状定の 月 て す被数繰 調 る。保証の 上 険 四 一げ。調 額 者 百 が について、 れた老齢厚 計算した附則第九条は四百八十とする。該改定に係る老齢厚を除く。)を第四十年年金の受給権者が 元条の二第二階 四十三条第三階 四十三条第三階 項該額項八 の条規の 第 繰 (繰 上 号げ上定 に調げに各 規整 調 よ項 定額整 りの すの額改表 お算になって んるとき < をの 加 基 が算するもの)の計算 となる: ときは、第 もの被 \emptyset $\overline{}$ 齢 基項 と保 に し険礎 及達 とび 者 し 当期な第た 該間 る 日 改 \mathcal{O} 被項の 月 保 の属 定 数 険規す 者 同を 定る 時 期に月 に除間かの のか翌 その得数らい
- 一次は 0 その 各 害 の障 態 に い害 厚厚ず状あ るこ 生生れ態年年かに 一金の額の7かに該当しなに該当しな の各に、 げ 当 調 お該整 い繰額 て 上が るはげ加 被保険 調 算 整 Z 額れ 限 にた 限りでない。 に相当するが 部年 分金 のに 支つ 給い をて 停は、 止 すする。 受 ただし、 し、 が 啥 障 害障害 態状 に態 該に 当該 L 当 こなくない 0 な たった 時とき
 - 老 齢 計 算 礎 لح な る
- 当 該該 よ老 り 齢 上 金 が、 第 七 項 (第 お 11 いるものにいるものに で 定 えにより あに るこ り、 附 則 第 八 条 \mathcal{O} 第三 項 に 規 定 す あ
- 6 を除 繰上げて 次 調 項 整 及額繰 びが 第 加げ が 算され 調整額 において同じれた老齢厚が加算され 問じ。)のA 学生年金(N (第八項に) の受給 一 () () () を 則齡 給権者が被保険者である問則第八条の二第三項に規定齢厚生年金とみなされていいて準用する場合を含む。被保険者期間が四十四年以 3間は、当は、当は、のでいるもので ∃該繰上げ調整額に負であることにより にり 相 繰 当上 すげ る調 部 整 分額 のが 支 加 給 算 をさ 停れ 止て すい 0

の項 項 六 者 る \mathcal{O} に 規 日 お 係 定 が 附 第 属 則 るに 兀 て す 第同 ょ +同 る 十項り -六条第 月に のそ 条 繰の) を 十二 お \mathcal{O} 上額 げ い四 が 項 て、 第 調 加 \mathcal{O} 整 算 規 でそ 項額 さ 除 定 \mathcal{O} \mathcal{O} をれ 加た 規 L 者 カュ て \mathcal{O} 定 算 老 得 総 し齢 カュ に わ た 報 ょ な厚 る 酬 5 額 い生 ず、 も年 老 以 月 額 齢 の金 とし、当につい 下この その 厚 生 相 当 つい 額 月 年 金六て の項 と の受五の受五の 老 分に 0 受 お 齢 当 11 給歳 厚 そ て 該 生 権 に \mathcal{O} N老齢厚: 達 年 受 者 給 基 金の額 L 本 た 権 生 日 月 者 (第四 者が 年 額 \mathcal{O} が - とい 属 六 に す + 0 + +る 五. う。 匹 五. 月歳 条歳に翌達 次 とのの 月 達 し 足していたとき 項 各号 合計規 年は に 額 定 な が す 金 掲 の同 げ 支 る ₽ る 加 額項 場 停 給 を \mathcal{O} 合 止 年 限改規 金 る 定 調 定 応 整 額 に 開 るか を 始 除 が カコ そ 額 わ を ら

当該各号に 各号に定 8 る額に 掲げる場合に 十二を乗じて得 お 1 て、 支給額 停 正以 下こ 基 準 額の 領が老齢の項にお 厚い 生 て 一年金の短い 額停 以止 上 基 一であ 準 額 るときは、 」という。 こに 老齢 厚 相 生 当 年 す る部 金 \mathcal{O} 全 分 部 0 支給 \mathcal{O} 支給 を停 止 する。 止 す

3 超停 兀 て 本 - 給付金 附則第· えるときは、 止 号に掲げる場合に 調整 基準 |の全部の支給を停止するもの、調整後の支給停止基準額が!整額」という。) との合計額 きは、支給限度額から当該標・額と当該各号に定める額(そだる場合に応じ、それぞれ当 十三条の四 \mathcal{O} 支給を受けることができるときは、三条の四第三項の規定による老齢に一号中「第四十六条第一項及び第 号の中四 $\neg \mathcal{O}$ 第四十六 カ三項の鬼、十六条第一 附則 (その 第 は、日本学者の領(第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当い標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額)に十二を不公をの額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月短当該老齢厚生年金につき第一項及び第二項の規定を適用した場合におけるときは、第一項及び第二項の規定にカスオー。 *老齢厚生年なる。 標準 \mathcal{O} 厚五 兀 生年金と 子三項の の受給なの規定にあるのは はに 権 者 が る老 被保則 に険 第厚 代者であれた生年金は 受給権者に係る標準型の規定を適用した場合の対策を適用した場合の方の分のが属する月について第一項及び第二金について準用する。 係る標準報酬月額を加えた額が用した場合におけるこれらの規の月の分の当該老齢厚生年金に する。こ 」について、「こ項」とす に十二を乗じて得い準報酬月額を加え 除く。)以上であるに相当する部分のま 0) 厚ととの た額 が え 支給を停 · 金 に 高 額が支給限度額をの規定による支給金について、次の金に齢雇用継続基 文給を停止: 領(第七項 が支給限 の附 則 でにおいてはいる。 1 0

生年金 当該受給権 者に係る標 準 報 のとする。 て 得 た額 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 六 十一に 相 当 す る 額 未 満 で あ るとき。

る標準報 前号に 該 酬 当しないとき。 月 額 \mathcal{O} 割合が逓 増 『する程度に応じ、百分の六から一定の割る当該受給権者に係る標準報酬月額に、みいに百分の六を乗じて得た額 合で逓か 減 金 す 日 、るように厚生労働省令で定める率を乗じて!額に三十を乗じて得た額に対する当該受給! た額に 係

5 { 略

給権

者に

係る標準報酬

月

7額に百

2 年金保険者たる共済組合等は、1項の報告を行うものとする。 厚 生 一労働 省 令で定めるところによ り、 当 該 年 金 保険 者 たる共 済 組 合 を 所管す る大 、臣を

3 則 条第 ついて厚生労働大臣 項に規定する予想額る共済組合等は、厚 に 報告 を行うも 並生 びに働 平省 \mathcal{O} 準 令 とする で定 化 化期間及び補正拠点で定めるところによ 出よ 金り、 定当 対象年 |額の算定のために必要な事項として厚金保険者たる共済組合等を所管する大 生臣 を経 労働省令で定 由 pで定め して、附

4 年金 は 保険 厚生労働 者たる共済組合等を所管 省令で定めるところによ する大臣 9 に に報告を行うもの前項に規定する する予 ものとする。 0 他 れに関 連 する事 項 で 厚生労 働 省令で定めるも

5 臣 は 前 各項に規 定する厚生労働 省令を定めるときは、 年金保険者たる共済 組 合等を所管する大臣に 協 議 L な け れ ば

当

該

るときは

齢

厚

第二十九条 だし、その者が次の各号のいずれかに の民 は年、金 脱の 退被 一保時険 金者 0) でないも の支給を請ってないもの. 前求することがでのに限る。)でも できる。 た第

- 日本国内に住 所を有するとき。
- 1 この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外国内に住所を有しなくなつた日)から起算して二年を経過しているとき。一 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所一 障害厚生年金その他政令で定める保険給付の受給権を有したことがあるとき。 「内に住所を有 していた者にあつて は、 同 日 後 初 日 本 玉
- 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。「この法律による年金たる保険給付に相当する給付を行うことを目的とする外 玉 0) 法 令 0) 適用を受ける者 又 んは当 該 外 国 0 法 適 用
- 2
- 3 ⁵ ₇

8

政令で定める。 九十八条第四項並びに第百条の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、これらの規定、第三十三条、第三十五条、第三十七条第一項、第四項及び第五項、第四十条の二、第四十一条第一項、 規定に関し 第七十五条、 必要な技術 第 九十 的読替えは

0 国民年金 法(昭和三十四年法律第百四十一号)

- 事業団 「共済組 一(以下 法(昭和二十八年法 合」という。)、 「共済組合
- 3 できる。 以下同じ。)が行うこととすることが

用語の定

第五条 国家公務員共済組合法(昭和三月生年金保険法(昭和二十九年)この法律において、「被用者」 .組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)!(昭和二十九年法律第百十五号).いて、「被用者年金各法」とは、次の各品 の各号に掲げる法律をいう。

立方 学 公 校務 員 員 共 済 済 組 法 合 法 昭 和 三 + 七 年 法 律 第 百 五. 十二号) 第 + 章 すを除

兀 職 共

2

険 者 \mathcal{O}

第七 条 次 \mathcal{O} \mathcal{O} ず れ か に 該 当 す る 上者 玉 未民 年 金 \mathcal{O} 被 あ保 険 とす

- 老 日 年 · 金 齢 本 玉 又 は 内 法 に基 退職 づく老齢 を 所 支給 を有 事由 する 給 二十歳 (付等」という。)を受け とする年金たる給付その 年 以 六十歳 満 \mathcal{O} ることができる者を除 他者 \mathcal{O} で 老齢 つて 又は退職を支給事由て次号及び第三号の < 保あ当 「険者」 でない と 令で t 11 \mathcal{O} 定め う。 被被 る用 4 者 の年 金 各 下 法 に基 用づ
- \mathcal{O} (第二号被 保 険 者 で あ る 者 を 以
- 2 前 この認定に関し必保険者」という。 必 要 な 事 項 は、 政 令 で 定

3

第 つでも、¹ 合において 合において 保険者の資格な社会保険方見 5を取得した日又は第二号被保険者若しくは第三号被保険者が第一7長官の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。1の次に掲げる期間を合算した期間が二十五年に満たないときは、5かつた者が第一号被保険者となつた場合又は第二号被保険者若し しくい そ のは お者は、第七名は第三号被保険 条 険 第一が 項 第 \mathcal{O} 規号 定被 に保 か険 か者 わ と しなった。 い場

す その者が 険 社 属する月 0 前月までの期間 号 被 保 険 者 と な 0 た 日 \mathcal{O} 属 す る 月 か 5 達

が 被保 険 者期間、 を有 でする者

有となった場合でめであるときは、 号被保? \mathcal{O} 前 頭の場 者 は 険 、当該第一号被保険者となつたた場合であつて、同項の承認のときは、その者は、さかのぼつ険者となつた場合であつて、同場合においては、その者は、同場合においては、その者は、同場のでは、 はつた日にさかのぼつて被保険者の資格を喪失し、 「認の申請が、当該第一号被保険者となつた日かいぼつて被保険者とならなかつたものとみなし、いい、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資は、同項の承認を受けた日の翌日に被保険者の資は、同項の承認を受けた日の翌日に被保険者の資料をである場合におけるその被保険者期間 喪失したものとみなす。た日から起算して三月以内になった日から起算して三月以内になった日から起算した日から起算した日から起算した日から起算した日から起算した。 以内になされたもの又は第三号被保険者 と算して三月20、被保険者で の者 以 で 内に で が な あ 第 か るときは、 なされる 者 たが も第

び 別 \mathcal{O} 保 変 険 更に 者 関 はする 一号被 事 項 保 並 険 び者 は律第八十 (以下単に (以下単に 次 「 世 住 \mathcal{U} 項 带所 Ê 帝主」という。) は、始所の変更に関する事項をにおいて同じ。) は、同 を厚 生 労 者村働 石に代つて、流行長に届け出れ 省 令 \mathcal{O} 定 \otimes 前項のこ ロな け るところ ば なら ょ り、 な \mathcal{O} 資 格 \mathcal{O} 取 得 及 失

3 2 本 者 \mathcal{O} 属 法 す る世 (昭 和 帯 匹 \mathcal{O} 十二年 世 帯 主 法 以 号) 第二十二条から 第 二十被 四保市 回条 条 者 オ で に の代 規 定 に による届 個出があつたときの届出をすることが あつたとき(当該届 が で きる。 出 に 係

0 面 法 +九 0 規 定 に ょ る 附 記 が さ れ たときに 限 る。 は そ 0 届 出 上 同 \mathcal{O} 事 由 に 基 づ 第 項 0 規 定 に ょ る 届 出 が あ 0 た Ł

- な 村 け 長 n な 5 な 項 又 は 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 届 出 を受理 L たとき は、 厚 生 一労 働 省 令 \mathcal{O} 定 め るところ ょ り、 社 会保 険 庁 長 官にこ れ を
- 5 所 変更に 号 被 関 保 はする事 者 は 項を社会 生 会保 労 険 省 庁 令 \mathcal{O} 官 定 るところに け なけ れ ょ より、 ななら な \mathcal{O} 11 資 格 \mathcal{O} 取 得 及 び 喪 失 並 び に 種 別 0 変 更に 関 す る 事 項 並 てバ に 氏 名及 び 住
- 6 員加公保 入者」 務 険 前の 又 んは加 項の届 者に 員等共済 という。 あ 入者とする国 つては、 出 組合 は)である第 法の 厚 その配 生労働 組 合員 偶 省 ||者であ 骨で定 二号被! (又は私・ 員 (共済 組保 立 る \Diamond 一学校 る場 合 険 第 者 \mathcal{O} 教 合 方 被 職 被 を 公務員 保 員 (共済 険 き 者 厚生 共済組合又は 偶 法 を 1の規定 『者であ 使 年金 川する事 による私 る 保 第 険 日 業 三号 法 主 \mathcal{O} 被 1 を 学校 保 保 険 由 険 者 教 L 者 職 て に で 行うも 興 あ 員 あ つて 共 る 済 第 済 は 制 \mathcal{O} とし、 度の加 事 号 業団 保 を配経 入者 玉 険 冒家公務 者 由 议 \mathcal{O} であ して行うも 被 下 員 扶 る第 私 共 養 済 配 二号 学 組 偶 $\bar{\mathcal{O}}$ 教 合 者 とする。 被 職 で 保 員 若 あ しくは地・ 険 共 る 第三 者 済 を 制 一号 組度 合の方 被
- 8 ることがでることがで 条第一 前 項に 項に規定、 12 規定する第二 規 定する第二 する事業所 一号被保· 国家公務 一号被保: /をいう。 険 険者を使 者 [を使 。) の 事業 用する事 用する事 地 業 主 業 *主とは、 · 業 主は法 第二十七条に規 厚生 同 項 0) 年 -金保険 経 由 に 係 ふる事 務 業 険 振 \mathcal{O} 全主を 者 で・
 あ
 共 部 いう。 を当 る第二号被保険者 該 事業 第百 八条第一 主が 設 立 一する健 一項にお を 使 用 康 1 す て同 保 る 事 険 U 組 業 所 。) を 委託 同 いう。 法 第 す
- (略)

で

·きる。

9

第

·帳の様式及び交付その他国民年金ただし、その被保険者が既に国民 于帳に関して必要年金手帳の交付な 保険者 当該 要な事項は、厚生労働省令でを受け、これを所持している \mathcal{O} 資格 該被保険者についる。 た旨 いっ 労働省令で定める。持している場合は、いて国民年金手帳を \mathcal{O} 報 告を受けたとき、 は、この限りでない。喉を作成し、その者にたとき、又は同条第五 に 五 項 れを交付 \mathcal{O} 規 定に する ŋ

2 玉 国民年金手帳の 民年· 金 原 簿 手

定 (政 つて厚生労働省令で定めるものを遂 兀 _ 条 府管掌年金事業 項を記録するものとする。 厚生労働 大臣 (政府) は、 国民 が管掌する国民年金事業及び厚生年金保険事業をいう。)の『民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び 行するために用いる記号及び番号であつて厚生労働 取得及び 省令で定めるものをいう。 運営に関する事務その 喪 失、 種 別の 変更、 保険料 他当 該事業に関連する事 \mathcal{O} その 他厚生労働 省令で 務

保険 者 対 する情報 の提供

兀 社会保険庁長官は、 被 保険者に対 玉 当 民 該 年 被銀制 金 度に 険 者 $\bar{\mathcal{O}}$ 対 保 がする国民 険 料 納 付 \mathcal{O} の理 と実績及び将支性解を増進され 将来 せ、 給付に 及びその 関 信 する必要な情報を分かり 頭を向 上さ せる ため、 や厚生 が勝り 省令で定 で通知する

を受け る権 利 は その 権 利 . を 有 する者 以 下 「受給: 権 者」という。 0 請 求 に 基 て、 社 会保 険 庁 長 官 が 裁 す

第 るときは、その者の男十九条 年金給付の(未支給年金) 自己の名 で、その未支給の年金の支給を、その者の配偶者、子、父母、 の受給権 者が 死亡した場合に を請求することが、孫、祖父母又は お ?又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同て、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給 できる。 じくし L なか つたもの て 7) たも のが はあ

2

3 第一項の場合において、死亡」 いて、死亡した受給権者 が 死亡前 にその年金を請 求していな かつたときは、 同 項 んに規 定する者 は、 自 己 \mathcal{O} 名で、そ

この限りでない。

この限りでない。 年金の

れているときは、いて、この項の本保上の解除を申請様とする。

3 • 4 (略)

止が解除されたときは、前項本文の年金給付の全額の支給を停止する。2 前項ただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金給付にて支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止す第二十条の二 年金給付(この法律の他の規定又は他の法令の規定によりて(受給権者の申出による支給停止) いまする。この法律の他のよりその全額に のに 規定又は他の法令の規定によりその心を支給を停止されている年金給付 の額の一部につき付を除く。)は、

ついて、 この 法 律 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 規 定 又は 他 0) 法令 0) 規 定による支給停

3

利 得 0

偽りその 他不正 の手段により給付を受けた者があるときは、 社会保険庁長官 は 受給額 相当する金額 0 全部 又は 部をそ

5 収 することができる

険 料 免 期 間とを合算し 基 る。様年 の金 を除いる。 た期 あく。 保険 間 同が二十五年に世)を有する者が 欧料納付済期間以 料 満 が又 六十代は たな い五険 ときは、料免除物 4.ま、この限りでない。に達したときに、その者に除期間(第ヵ:4. 十条の三第 一第一項 和する。の規定に ただし、 らり納 そ 付 \mathcal{O} することを 者 \mathcal{O} 保 険 料 要 L 納 付 な 済 ŧ 間 \mathcal{O}

支 下げ

付以年庁 下 金 長 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつ、日本にときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたもの・1 でしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつたときは、この限りでない。
「この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの日に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、2 に当該老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなか。
「八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなか 達した日までの間には退職を支給事由に達したときに、4は請求していなかつな つた 他の年金は、 に お 11 て 他 の給 を付社 0) 年金給 付 く付い。加険

- 六十六歳に達した付若しくは被用者に と他 いの う年。金 金給 以付 後前項に のは
- 出 用 なす。
- 3 か ,一頁の申出をした者に支ら始めるものとする。 第一 たとみ \mathcal{O} 属する 月 0 캪 月
- 4 た額とする。 第ら: 支給 する 老 齢 基 礎 年 金 \mathcal{O} 額 は、 第二十 七 条 \mathcal{O} 規 定に カュ か わ らず、 同 条 に 定 \Diamond る 額 に 政 令 で 定 \otimes る 額 加

診日から起算して一について初めて医師(支給要件) 保月 に 果診 に 険 が 含者期 期待 前 」する 々月 できな 間 までに \mathcal{O} もして一 度 0 分 11 の二に満 被 障 状 師 年 年六月を経過では、疾病に 害の状況 水態に至 保険 者 全のた日を含む。)と1月を経過した日(その脚)の診療を受けた 変病にかかり、又は角 態 た 期 な 間 に 削があり、かつにあるときに、 いとき は、この 「の限りでいつ、当該被保険や、その者に支給する。たるの者に支給する。た とし、 期た負間日傷 し、以下「障害羽間内にその傷点 (以下 し、か に係 る保険料 納 付 済 いては、その治つた日おいて次の各号のいずれいこれらに起因する疾病 期間 と保 険 料 前 傷 免 病に 除 日に 期 (その症状病(以下 ょ 間 お り次項 とを合算 7 て、 当に 状 該 規 が し傷 た者 た 初 定 固 病 する 定し 期 診 間 日 が 治 \mathcal{O} 障 が . う。

人者であ ること。

険 険 次者であ つた者であつて、 日 本 玉 内に 住 所 を 有し、 カュ つ、 六十 歳 以上六十五 歳 未 満であること。

略)

疾 病 に カコ カコ り、 又は 負 傷 カュ つ、 当 該 傷 病 に 係 る 初 診 日 に お いて 前 条第 項 各号の い ず 'n カュ に 該当し た者であつて、

障

同害 の日認 者 後定 は六日 十に そ 五お 歳い 期 に 7 間 達 同 条第二 内 同 条の項 第 前に 日規 項ま定 のです 障のる 間障 害 基に害 礎お等 年い級 て、 金 \mathcal{O} 支
る
の 下 0 単 を請 傷に 病 障 求に ょ す 害 のことがいることがいる。 築 障 لح 級い できる。 う。 に 該 当 に す る 該 程 当 「度の障 害 度 のの 状 障 態害 にの 該状 当 態 すに る な カュ 至 0 0 た たとき \mathcal{O}

- 3 \mathcal{O} 求 が あ 0 たとき は 前 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に カュ カゝ わ 5 ず、 そ \mathcal{O} 請 求を L た者 に 同 項 \mathcal{O} 障 害 基 礎 年 金 を 支 す

を外 六 併の 第 に各 障害の に障害の 達 すの疾 る 1 病 程あ 等 日ず に 程度による障害基礎にある場合は、基準傷害等級に該当する程度の日の前日までの間におすれかに該当した者ではいかり、又は負傷したがかり、又は負傷したがかり、又は負傷したがかり、又は負傷したがかり、又は負傷し であって、 はおいて、初 において、初 において、初 文給する。 いすべての: め基 そ Ź 準の 傷傷 の傷病)のはいる。 初診日以降でに至つたときぬ傷病による障害 \mathcal{O} 条 よに りお で (基 障 (降以害 7 るとと 下の 基 こ状 き 病の態 淮 にの条に傷 限初にあ病 版る。) おおいて が、とい が、 、「基準 が、 は、 う。) に 基 工 準 準 導 障 準 そ \mathcal{O} 者 傷 病 害 以 病 る 基 に 初 潍 のい 係診 *う*。 傷 る 障 日 病 害)と他 お 基 他 準 0 7 傷 の日 害病障以 と以害後

2

に りはに疾 お病 お給に \mathcal{O} 達初 す だ 診 日 日に 後お 以であるといれて二十二 き歳 は未 そ満 の障あ 害 2 認た 定者 日が に お障 に害認定 障日 害以 等 後 級に に 該 十 当 歳 すに る達 程 L 度のと き 障 0 = 状 十

- のい定 者 日 疾に 以病 は 後 そのに の傷 一十歳 期に 間内に前項の障害基礎年金の支 、その者に障害基礎年金を支給 、との者に障害基礎年金を支給 により、六十五歳に達しお おいて、障害認定日が二十歳に と と と き は 、 その初診日にお ロの前日までは足した日後には 支の 給 V 、 て二十 十 を請 求 水することがでの間に、障な において、障な において、障な できる 害いい 級定者 日 該当(同日 ヨする程度の暗一十歳に達した た保険 障 害 I後であるとも 殴者でなかつも \mathcal{O} 状 態 に 該 きた 当 す る そに に の限 至 障 る。 害 たと 認 定 が 日 後 に 害 そお認
- 3

よる障害 (併給の調 基 金 基 金を支給する。金礎年金の受給物 権 者 に 対 L て 更 E 障 害 基 礎 年金 を 支 給 す ベ き事 由 が 生じ たと き は、 前 後 \mathcal{O} 障 害 を 併 合 L た 障 程

2

条 間項 0 期 その 間 規 定 を 支給 に定 により支給な を停 止 立する前に れずる前に す の後 さ とのれ 障 て 害 1 そ をる の併障 間 合 害 し た 障 宝 の L 基 そ に \mathcal{O} 程 受 従 前 に権 \mathcal{O} 障 ょ 者 害 るに を 障対 害 し 合 基 7 L 更 礎 新たに障害 基 従 礎 程 前年 度に の金 障害基準 よる 障 礎 す 害 年 ベ 基 金 礎 支 由 金給 が を支給 生じ を 停 たときは、 す

礎 そ 年 $\tilde{\mathcal{O}}$ 金 支 \mathcal{O} 給 受給権者が を停 止 すべ 更 きも に障 \mathcal{O} 害 であ 基 礎 ると 年 金 きは \mathcal{O} 受給 前 権 を取り 条第 得 二項 L た場合 \mathcal{O} 規 定 にに かお カュ い併 って、 わ 5 ず、 そ で 取 停 得 の 得 した障 止 すべ き期 害基 間礎 年 その 金 が 者 第 に 十六条第 対 て 従 前 の項 障の

す

い七 す 五. 十円以· き て る 条 日子 条年 は は 0 五. 何した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、障害基礎に性者がその権利を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その元の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その元が、開発の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率(第二十七条以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に余の二 障害基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の 前後の金 こ改定率(第二十七条の三及び第二陣害の状態にある子に限る。)があて順・時していたその者の子 () 、これを切り捨て までにつ がある に

利 受給権を 年受給 の権 当がそのな 額 感を改定. す権

3 第一項の規定によ 一 死亡したとき。 一 死亡したとき。 二 受給権者による。 三 婚姻をしたとき。 五 離縁によつて、1 六 十八歳に達した 然定によ う該当するになりその額がお .至つた日の属する月の翌月から、その:加算された障害基礎年金については、 該子 吸当するに てのうちの 至つた子の数に応じて、年金一人又は二人以上が次の各号 額の をひず 定れ でする。 か に 該 当するに

者による生 計 維 持 \mathcal{O} 状 態 が やんだとき。

したとき。

三十一日までの間にあるときを除く。

「管害等級に該当する障害の状態にある子について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終近、場別によつて、受給権者の子でなくなつたとき。の一受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。 ,について、その事情が.一日が終了したとき。 かやんだとき。 害 ただし、その子が十八歳に達する日以後の一等級に該当する障害の状態にあるときを除 最 初 の三月

八 二十歳に達したとき。

がやんだことの認定に関し必要 項 又 は前項第二号の規 定 の年金額の改定)要な事項は、政令で定める定の適用上、障害基礎年金 いる。 学給な 権 者に ょ 0 て生計 を維持していたこと又は そ \mathcal{O} 者による生計 維 持 態

(障 一四条の 程 度 父が変 わつた場合 (T)

に該当すると認 社会保険庁長官は、 社会保険庁長官に障害基礎年金の短 以官に対し、章亭)---金の受給権者について、? かできる。 害 \mathcal{O} 程 度 を診 査 し、 その 程 度 が 従 前 \mathcal{O} 障 害 等 級 以 外 \mathcal{O} 障 等

2 障 害基 礎 年 金 の受給権者 の受給権者は、 が増進したことによる 障 害 基 礎 年 金 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 改 定 を 請 求することが で

4 3 害基 礎 年 金 の受給権者であつて、 疾 病 に カュ カュ b, 又は負傷 カュ つ、 その 傷 病 (当 該 障 害基礎 年 金の支給事由 となつた障害に係

る

険 日 ま 庁 長 合 で 初 官に \mathcal{O} L 項各号の た障害)とを併 間におい 日 対し、 に 初 その期間 書にお 1 ずれ 日 当該障 が 間 合 いて「その か あ 内に当 こした障 に る 害基 Ł 害の L 該 他障害」という。 たも 程度が当該障 る。 の支給事 が以 "、当 下こ 由 該 0 害基礎年金 傷病により障害 と及び第三 となった障害とその 傷 項 の改定 を請 の支給事由となつた障 求することが ŋ, (障 他障害 カュ 害等 つ、 項 級 た 当該 できる。 (その: だ に 該 L 傷 当 書 害 他 病 L に \mathcal{O} 障 に な お 程 害が二以上あ 係い いて 屋度より る程度 程 同 宇認定 \mathcal{O} 増 ŧ 進 のに 日 し る場合は 以 たときは、 限 以後六十五年限る。以下係る当該初 は、その者は、社会、すべてのその他障 が下このの初診日 歳 に 達 項に でする日 及お び第 11 て \mathcal{O}

- 三十条第 項ただし書の 規定は、
- 6 \mathcal{O} 翌月から始めるも第一項の規定によ の規定により障害基礎年 のとす ź。 金 \mathcal{O} の額が改定されたときは、、前項の場合に準用する。該障害基礎年金の額の改定 れたときは、 改定 後 \mathcal{O} 額 による 障 害 基 礎 年 金 0 支給 は、 改 定 が 行 わ n た 日 \mathcal{O} 属 する 月

(支給停止)

第三十六条 つい て、 労 働 基 潍 法 昭 和二十二 年 法 律 第 兀 + 九 号) \mathcal{O} 規 定 に ょ る

二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合し障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障の支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受の支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害基礎年金の受いできるときは、六年間、その支給を停止する光三十六条 障害基礎年金は、その受給権者が当該傷病による障害につ ョ該障害基礎年金のつて、当該傷病にb 金の受給権者が疾ウの状態に該当しな? 止する。 合した障 害 \mathcal{O} 柄によりその他障害の状態にが疾病にかかり、又は負傷ししなくなつたときは、その障 程 度 の支給事由となつた障害とそのよりその他障害の状態にあり、 が 障 害 等級 該 当するに 傷し、かつ、: ありかつ、: 至つたとき 他 カュ その つ、 障 に 害 該 当傷該病 当 は (その 傷 に な 他 係い 病 障害 に係 る間、初 限 り でが る診そ

3 (略) 第三十六条の二 覧 (略) あって 第三十条 は、 厚生労働省令で定める場合に限条の四の規定による障害基礎年 る。)は、その該当す・金は、受給権者が次の

- !その他これに準ずる施設に収容されているとき。||設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。||十年法律第五十号)の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であつて (大正十二年法 律第 四十八号。 他の法律に おいて準 用 1の年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができるとき。だする場合を含む。)に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法その該当する期間、その支給を停止する。「権者が次の各号のいずれかに該当するとき(第二号及び第三号に該当
- 事 院 施

本 玉 内 に 住 所を有 しないとき。

略

4 るときは、その 項に規定 超 する障が える部 害 分に。基礎 つい 年 金 ての は額 が 同 項前 の項 規定に規定する カュ する政令で定める かわらず、 当 該 額以上 障 害基礎 で 年 あ 金 り、 \mathcal{O} 支給を停 か つ、 止 項 L 号に 規定 す る 給 付 0 え

5 略

加 が算され、 に規っ に規 た障 八月す三 たする控: 害基 カ から翌年の七月まで、みる控除対象配偶者及び共第三十条の四の規定に 礎 年金に 1月まで、政会配偶者及び扶業の四の規定によ あ つては、 その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一)に相当する部分の支給を停めつであるところにより、その全部又は二分の一(第三十三条の二第一項の規定によりその額以養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときによる障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三 えるときは 止が

〈年におけるが 開充された金類 開充された金類 開充された金類 、る当該は 害を受けた月から翌金額を除く。) がそ 被 災者の 所

た月 は災 に 者 . さ 当 か 該 0 当 被災者に支 該 損 医を受

3

の二に満たないときは、この限りでない。被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、第三十七条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号の(支給要件) と保険料 死亡日のど 免 免除期間とを合算した期間が日の前日において、死亡日のれかに該当する場合に、その がのの 者の妻 当該 属する月の前 被 保 又は子に 険 期 々月までに 間 支給する。

第二十六条ただし書に該当しないものが、死亡したとき。老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき。被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、か被保険者が、死亡したとき。 カュ つ、 六十 歳以上六十五歳 未 満であるもの が、 死亡したとき。

「子」という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の第三十七条の二 遺族基礎年金を受けることができる妻又は子は、は(遺族の範囲) 死亡の当時その者によつて被保険者又は被保険者であ 生計を維え 焼持し、 、 要又は1 かつ、. 次に 下 単 掲げる要件に に 又 該

ついては 被保険者又は被 保 険者であ · た者 0) 死亡の当時その者によつて生計を維 持 Ļ カュ つ、 次号に掲げ る要件に 該当す る

当 す る 0

政 令で定

た額とする。 がが で取得 生じたとき た額(そ っ た 当

生は、... まれた日の属妻がその権

ら当するに
かいた子の で至つた子の一人又は

るときを除く。障害の状態にある子にへ後の最初の三月三十一日 十八歳に達する日以後の1害の状態にあるときを除 最 初 月

日 ま ふでの 間にあるときを

二十歳 . 達 し たとき

八百円に. を乗じ 二人以上 改定率 て得 子に支給する遺 た額(そのうち一人については、二十二万四千七(第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適あるときは、第三十八条の規定にかかわらず、同に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又 百円 用条に被 ないものないないものが に 改定率を乗じて得た額とし、それらのいものとして改定した改定率とする。とめる額にその子のうち一人を除いた子は険者であつた者の死亡について遺族基 それらの た子に、佐基礎は 額 に 給 未 おれ 満 権 い七万万 端 数同四得

子 , の 数 れを切 ŋ 捨 て、 五. + 円 以 上 百 円 未 満 0 端 数 が 生じ たときは これ を 百 円 に 切 ŋ 上 げ るも 0 とする。 を 加 算 L た 額

年 金 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 額 を改定 るにおいて、遺族基礎年 の数で除して得た額とす でする。 基礎年金 0) 受給 権 を 有 する子 \mathcal{O} 数 に 増 減 を生じたときは 増 減 を 生じ た 日 0 属 す る 月 0) 翌. 月 カコ 5 遺 族 基

(支 止

第 兀 族 者であつた者の死 する。 亡について、 労 働 基 準 法 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 遺 族 補 償 が 行 わ れ る べ き

2 そ 項 \mathcal{O} 又は次条第 子に対する遺族基礎年金のであるときは、死亡日 間、その支給を停止する。 項の規定によりその支給を停止されている族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給には、死亡日から六年間、その支給を停止な基礎年金は、当該被保険者又は被保険者 止されているときを除く。)、又は年金の受給権を有するとき(妻に対 生計をは生計をは 同族 じ 基 こくするその? 室礎年金が第1 こくすっ の子の子の 父若 条の二第 L < は 項 母 が若 しくは あ るときは

第 四 ょ 一条の二 族 基 礎 年 金 \mathcal{O} 受 給 権 を 有 する子 0 申 請

妻は、いつでも、ょつて、その所在が

第四 ときは、 十二条 その子には の子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなって、基準年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人だっでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。の所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。一 妻に対する遺族基礎年金は、その者の所在が一年以上明らかでないときは、遺籍 の以 た上の に子の か 所 の在 ぼが つて、 年 以 上明 その 支給 5 カュ を停 でな 止い

 \mathcal{O} きる。

3 日」と読み替えるも 第三十九条の二等前項の規定により 合に準用する。この この場合において、二第二項の規定は、第よつて遺族基礎年金の いとする。 て、 第一 同条第二項中「増減を生じ、一項の規定により遺族基礎・支給を停止された子は、い じた日」とあるのは、一般年金の支給が停止されいつでも、その支給の位 れ、停止 「支給が停止の解除を 停止され、又はその停止則項の規定によりその危寒を申請することができ 、停止が 止 が 解 除解 がされた なれた た

(支給要件)

第 兀 L たときに、 十三条 付 加 年 金 は、 第八 十七 条 の 二 第 項 0 規 定による保 険 料 に 係る 保険 料 納 付 済 期 間 を有する者が 老 齢 基礎 年 金 0 受給

玉 民年金 基

による保険 国民年金基金又は国民年金基金連合(金又は国民年金基金連合会の解散の)、その者に支給する。 料 に 係る保険料納 付済 期間とみな らして、 1会が解散したときは、場合の取扱い) 前二条の規 定を適 次 用する。 0 各号に 掲 げ る 期 間 は、 それぞれ、 第八 + 七 条の 第 項 \mathcal{O} 規

負つている その解 散 年 前 金 に \mathcal{O} 納 額の計算 た掛金に係る国民 算 0 基礎 となる期間 年 -金基金 を除 1 たもの(第八十七条の規定による保険)の加入員であつた期間であつて、国民 年金基 金 る保険料 連 合 会が 納 そ 付 済 \mathcal{O} 期 支 間 給 に で あ 関 る期 す る 間 義 に務 限を

その解 散 に 係 る 玉 民 年 金基金連合会がその支給に 関する義 務 を負つてい 、 た 年 金 0) 額 \mathcal{O} 計 算の 基 礎 となる 玉 民 年 金 基 金 0 加 入 員 で あ

 \mathcal{O} 支 前 に \mathcal{O} 関 場間 当月から、 合 で にお あ 0 務 を負 つてい 玉 付 民 さ 年れ た国 金基掛 額を改せるに係り ルス員で 基金連介 る t 単連合会が 可会が解散した のた者が付押 のた者が付押 た 加 \mathcal{O} もの 年規金定 のであると、この受給権ないであると、 であるときは、の受給権を取得による保険料に 得 に そ ľ 係 た後 \mathcal{O} る 玉 保 民年金芸 (民事教) 金叉は四世年金 基 国 玉 基 で 民 金あ 年 年又る第 その 基 間 金 に 者 連合会が 限 に る 解 年 散金

3 略

た月の

꽢

当

該

付

加

年

金

 \mathcal{O}

定

でする。

2

(支 給 の繰 下 げ

第 に 兀 いかかわらず、日十六条の付加 らず、当かけが年の 該 金 申の 大出の給 あつた日の属する月のの人を 月の翌月から始めるが第二十八条第一元 \emptyset 項に規 とす 定する支給 る。 繰 下 げ \mathcal{O} 申 出 を行 0 たとき は、 第 十 八 条 第 項 \mathcal{O} 規 定

(支給停-<u>止</u>

第 匹 加 年 金 は 老 齢 基 礎 年 金 が そ \mathcal{O} 全 額 に 0 き支給な を停 止 さ れ て いるときは、 そ \mathcal{O} 間、 そ 0) 支給 を 停 止 す る

(支給要件)

第 ことを要しないものよ済期間と保険料免除期界四十九条 寡婦年金は 又 上夫 によって生計を -九条 続した六十五歳 の支給を受けてい 維 のとされ 未満の妻があるときに、 持し、かつ、 期 は 間 死 とを合算 た保 亡 日 険 \mathcal{O} 夫との し前 た日 の婚姻に係る期間がにおい 婚 その 関 間 て 係以十死 の者に支給する。な以外の保険料免除料十五年以上であるお土の属する月の りでない。 支給する。ただし、その夫が出をしていないが、事実上婚保険料免除期間を有する者に以上である夫(保険料納付済の属する月の前月までの第一 が婚 に 済 が障害基礎年金の婦姻関係と同様の 限る。 号 被 期 別間又は、 。)が死亡した 又は第九十条の 保険者としての の受給権者である場合の事情にある場合。 不の三第一! た場合に お項者 いの 期 ったことが、 て規間に 定 に 夫の死 係 る あ 保 るとき が 納険 十の年当 付 す納る付 、以時

2 のるのは、 第三十七条 、「夫」と読み替えるものよ七条の二第三項の規定は、並基礎年金の支給を受けていた のとする。 前項の場合に準用すいたときは、この限p する。 こ の 場 合 に お 1 て、 同 条 第 三 項 中 被 保 険 者 又 は 被 保 険 者 で あ 0 た

あ \mathcal{O}

3 (略)

正

第 その支給するの支給する れを停止する 寡婦年の を停 る。金 は 当該 夫の 死 亡 に 0 11 て 第四 + 条 第 項 に 規 定 す る給 付 が 行 わ れ るべ きも 0 であ るとき は 死 亡 日 か 間

第 はの 五. 4十二条の二(支給要件) 納付 及 保 済 期 間 が 料 で あ 匹 \mathcal{O} 分 るときに、 月 死亡 な の 三 数 免除 保険 時 金 その 期 料は 間 匹 分死の亡 遺 \mathcal{O} 月 族 一免除 に 数 日 支給 0 \mathcal{O} 兀 前 する。 分 期 日 0 間 に _ 0) お に 相 月数 ただし、 1 7 · 死 亡 当する月数を合算した月数 \mathcal{O} の四分の三に知れて日の属する 老齢 基 谜年金 する 相当 月 コする月数、ハの前月まで 又は障害 基 が で 保険料 礎 \mathcal{O} 一年金の支給な 第 半額免除 であ期 を受けたことがあ 者とし る者 間 の月 が て 数 死 \mathcal{O} 被保険 亡 た場合 る者が 0 者 期 に 死亡したとき に 間 お 相当 に 係る保 て、そ 「する月 険

2 前 規 定 に カゝ かわらず、 死 亡 時 金 は 次 0 各号 0) 1 ず れ カュ に 該当するときは、 支 給 L

な

- L 遺た 基 \mathcal{O} 礎 死 年金日 3の受給権ごにおいて2 権がそ 消の :滅したときを除く 族 人基礎 年 金 を受けることができる者があるとき。 ただし、 当 該 死 亡 日 0 属 する
- る月に 妻が 死亡した者の 当該 死 亡した者の 遺 族 基 死 i礎年金の受給権が消滅したときを除く。 iの死亡により遺族基礎年金を受けることができるだ日において胎児である子がある場合であつて、 できるに 当 に至つたとき。ヨ該胎児であつ |つたとき。ただし、当該||胎児であつた子が生まれ 胎児で た日に あ お いてそ 0 た子 がの 生 子 主スは た 日 死 九亡した。 0) 属 す 者

3 略

第 金を受けることができるときは、そ五十二条の六 第五十二条の二 () Ŧī. 金 直接の原因となつたるの規定により死亡 により、 一時 金の支給 (を生じさせた者の当該障害については、これを支給死亡一時金と寡婦年金とのうち、その一を支給し、3の支給を受ける者が、第五十二条の二第一項に規定 に規定する者 \mathcal{O} L 死 亡に な ょ ŋ

支給しない 第六十九条 を事 故 を支給さ 他は支給: る 障 害 基 礎 金 は

第七 七なはそ 0 いことにより、 《者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族基礎年金又は死亡一時金の受給権者となるべき者を共一条、遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者には、支給よことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。、ことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する以原因となつた事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、対原因となの犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害の する指示 に、その に、その 全部 しく わ又は

せた者についても、 同様とする。 故 L 意に な 死 亡被

遺族基礎

きる。 年金給付は、次の各号の礎年金の受給権は、受給権 いずれかに該当する場合に者が他の受給権者を故意に においては、 は、その額のたとさは、 \mathcal{O} 全消部滅 又す はる。 部 に つ き、 そ 0) 支給 を停止 することが で

受給権者 が 正 当な理 由 がなくて、 第百 七 条 第 項 0 規定 に よる 命 令に 従 わ ず、 又 は 同 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る当 該 職 員 0) 質 問 に に応じな か

障害基礎年金 欧職員の診断な 文は 第 百 1七条第 項 に 規 定する子が 正 当 な 理 由 が なくて、 同 項 0 規 定 に よる 命 令 に 従 わ ず、 又 は 同 項 \mathcal{O}

規定による当該 の支払を 受給権 者 が、、 正 当な理由がなくて、 を拒んだとき。 第 百 五. 条第 三項 0 規 定 に ょ る届 出 をせず、 又 は 書 類 そ 0 他 0 物 件 を 提 出 L な

(略)

年

-金給付

時

'差し止

 \Diamond

ることができる

府は、国民 年 金 事 業の 実施に 必 要な事務を円滑に 処 理 被 保険 者 等 \dot{o} 利便 0) 向 上に資するため、 電 子 情 報 処 理 組 織 \mathcal{O} 運 用を行

Š

3 独 立政 政は 法 人独 福立 祉 行 医 政 療法 機人 構福 に祉 行 矢 療 わ せ機 る 構 も法 \mathcal{O} とする 平 成 + 炖 年 法 律第 百 六 十六号) 第十二条第 項 第十二号に 規 定 す る 小 \Box 0 資 金 0 貸 付 け

料

八 府 は 玉 民 年 金 事 業 に 要 す , る費用 に 充てるため、 保 険 料 を 徴 収 いする。

(

八 条 れ 第三 て \mathcal{O} とさ 、る者 項 定 及 て \Diamond び る 玉 る 額 民 \mathcal{O} 保 険 基 九保 料 金十険 \mathcal{O} \mathcal{O} 条者 ほ 加 \mathcal{O} 入員 八 を項九 兀 百 か条、 円 0 5 保 第 険 九 料 項 + を社 ま 条 納付 会保 で 第 \emptyset $\overline{}$ する者となることが、一般庁長官に申し出て 規項 定 又 に は より 九 申そ + \mathcal{O} 条 一部 0 \equiv て、 できる の第 そ額のに に項 申 つの き 規保 定 出 をし 険に た 料 ょ · を納 日 ŋ 保 \mathcal{O} 属 付 険 す すること 料 る月 を 納 以 付 後 を す 要 ることを \mathcal{O} Ī 各 月 な に 7) t 0 のとさ L な 前 1

2 付 され 前 項 たの ŧ 規 \mathcal{O} 定 とみ に ょ 、なされ、 る 保 れた月を除く。、 険 はか、 前条第 項 E 定 \Diamond る 額 \mathcal{O} 保 できる。 険 料 \mathcal{O} 納 付 7が行 わ れ た 月 第 九 十 兀 条 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 保 険 料 が 納

3 日月 第の以 第 後 日 属 する 項 の項 に 各 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 月 月 規 定 定 以 に 後係 年 に に より 金 \mathcal{O} る ょ いずれるり保険は 各月に 保 り 険 保 料 、社会保険庁長官は、その指定は、社会保険庁長官は、その指定は係るものを除く。)を除く。)を除く。)からの加入員となつたときは、そのがに係るものを除く。)を除く。)ないである。)を除く。)についてのみ行る くは被ものが 指定する期間 (次条 は被保険者であつた ものが、同項の規定 となった ものが、同項の規定 であった が、同項の規定 が、につき第一項 が、のが、同項の規定 が、のが、のでも、 であつた者(次で第一項の規定によるで第一項の規定による に 日に、 前 で 規 定 に よ る 保 に 、 う の 規 定 に 、 う の 規 定 に 。 項 険 ょ よ庁 \mathcal{O} 料 ŋ ŋ 長 を保前 申 官 九出納 険納に iをした 期 料 さ 申 限 を れし 納た出 ま でに ŧ て、 付 ŧ する \mathcal{O} \mathcal{O} とみ そ 納 (国 者 付しなか \mathcal{O} な で 民 申 な年金を な 0 基 たと る 金た ことが 日 \mathcal{O} き 加の 入属す は で きる。 そ لح る な月 0 納 つの た前 期

第

4

該にた既 は法か九限 あ 日 6 + o生で 和請 納 0 条 7 後 な 付 あ は さ が次 11 十ある各民 لح れっ つて政令で定めるもの十二年法律第二十六号)あつたときは、社会保险の各号のいずれかに該当 たも き 当 該 保 該 は 追 険 \mathcal{O} 納に係る こ の 及び第 料 に係 限 る期 る期 九 ŋ 十三条 - 六号) で な間 間を第五条第 を除 以 第一 第 下 几 く。 項の規 $\overline{+}$ 学 に四 条に 生 に算入することがで四項に規定する保险 等」 定 たによ 規定 という。)である規定する高等学校の り 前 納さ %できる。 学間 れ たものを除れるの生徒、「のの生徒、「のの生徒、「のの生徒、「のの生徒、「のの生徒、「のの生徒、「ののない」といる。 全額 ただし、 若しく に (次条及) だし、世帯主又は配偶者のい除期間(第九十四条第一項の除き、これを納付することを は 学 五第 び 五十二条に 生等 第 三 - 二条に規定な一項までの規定 で 十 -条の三に することを要し あ つた期間 に期間を除る足する大学の 定 いの 0 お いずれかが次の規定により治 適用 11 て を受けるでは、 ₹ . な \mathcal{O} 学生 もった \mathcal{O} 追 そ る 険 各号 とし 納 係 \mathcal{O} 期 者 保る保険 他の生徒 又は学り が 等 行 \mathcal{O} わ 申 لح 7 学校 れ請 ず 1 明のあった、だ若しく た場合 、 う。 h 教 に 育

前 年 がの 所 その 得 $\widehat{}$ 者 月から厚; 族 生 一労働 等 \mathcal{O} 有 省 令で定 · タに応じて、 とる月ま. 政令 月 分 で保 8 険 る料 に · つ 下 V で て あは ると 前 き。 々 年 \mathcal{O} 所 得 とする。 以下こ 0) 章 に お 11 7

を 者 受け 又 は る 保 険 者 \mathcal{O} 属 する 世 帯の 他び \mathcal{O} 世に 帯 員 が 生活 保 護 法法に よる額以 活 扶 助 以 外 \mathcal{O} 扶 助 Ź 0) 他 \mathcal{O} 援 助 で あ 0 て 厚 生 労 働 省令で定

税 法 昭 定 \Diamond 和 る寡婦 二十五 であ法 のつて、 律 第二 前年の元 所 六 号) 得 が が 前に 号に規定 定 んめる障が **止する政令で定める** 障害者であつて、ゴ る 前 額 年 以の 下 所 で 得 あ が るとき。 政 令で定め る額 以 下であるとき。

る す ることが あ 9 たと しく き 木 は であ 金 る 場 給 合として 付 \mathcal{O} 支 給 天災 要件 そ 及 びの 額他 にの 関厚 す生 一
る
規
・
対
規 定省 の令 適 で 用 定 に \Diamond 0 る V 事 て 由 は が あ その ると 処 分 は

当

該

申

請

あ

0

た

日

た

3 属 す る可以のは、 \mathcal{O} \mathcal{O} 前 規 定 月 以に 後 ょ 4 \mathcal{O} る 処分を 第保受 け 険 た 9 険 7 者 カュ 5 当 該 該 す この申 が が あ つたとき は 社 会保 険 庁 長 官 は 当 該 申 請 が あ 0 た 日 \mathcal{O}

びの 号料にに の処 \mathcal{O} 定

一号各い及月 ん に 算 規 で さ あ額 み入すること 然定する保险 あ 9 ハすることがでれたものを除れたものを除れたものを除れたものを除れたものを除れた。 は、政令で いき、そのE の分の三角 で四 きる。 た院分で長 で長め し期のあ官 間 世 (第 帯 主九付間の 王又は配偶者の九十四条第一で行することをで を指 除定 す 偶者の とを要 に る 期 間 いず規 し係 なる前 定 れ い保条 かにも 険 がよの料 も険 次り とに項

令 で 定 8 る 額 以 下 で あ るとき。

算入することができる。ただ項に規定する保険料半額免除より前納されたものを除き、は学生等である期間若しくはから申請があつたときは、社から申請があつのととさは、社 は社厚 学生 世 半 等険働 帯 第額 で庁省 帝主又は配偶者の第九十四条第一項を納付することであった期間を吟げすることがある。 く。定な いずれかが次のなの規定により追納を要しないものなく。)に係る保険により追加を要しないものない。 と険条 各 納 号 が の行 に わ申つ項 ず れ請き若 た n L た 場合に 既に納 た は も う た

令 で 定 8 る 額 以 下 で あ るとき。

第 規 九 十三 係 る 条 用 期 第 間 項 第 \mathcal{O} 五 規 条第七 定 に ょ 項 り 12 前 規 納 定 さ す れあかる することができる。ただする保険料四分の一免除れたものを除き、その四ある期間若しくは学生等から申請があつたときける場合として天災その他 除 兀 は他、の 等 期 分 で 間 0 あ 社 厚 会保に を 第 九 納 期 険 働 十付間庁省 は四 す を長令 りることを 配条第 除官で < は こに) その指 に係 の項 \mathcal{O} 要 規 L はないもの。 はる保険料。 はないもの。 れかが次の流定により流 とにしつ の追 間 つ う 前 納 が の行 申 条 わ 請既 ĺZ れ \mathcal{O} た あ納項 場 付若 9 合に たさし 日れ 当あ以たは 後 も前 0

 \mathcal{O}

定

 \Diamond

な 7

追

納

に

る

間

に

に算入す

ただ

世

帯

主

又

者

ず

各

号

ず

れ

に

t

限 係

で 期

あ

ると

- 0 所 及 び 12 応じて、 政 令 で 定 め る 以 下で
- 号 か 四 号 ま で るとき
- 険 を 付 することが しく困 難 であ る場 合として天災 \mathcal{O} 厚 生 省 令 で 定 る 由 が あ ると
- 前 条第 項 \hat{O} 定 は 三項 の規 定 による処 分を受けた被保 険 者 カュ . ら 当 該 処 分 \mathcal{O} 取 消 \mathcal{O} 法申請 が あ つたときに 用 す る
- 5 項 第 第二 一項 第 一号及び 第三項第 一号に規 定 とする所に 得 \mathcal{O} 範 囲 及 人びその 額 \mathcal{O} 計 算 方 政 令で定 8
- 6 き は、 これ 項 カュ を切り捨 5 三 項までの規定により納付することを 五円以 少上十円: 未満 .. の 端 数が生じたときは、これ 要しないも 0) とされたその を十円に切り上げ 部 \mathcal{O} 額 るものとする。 以 外の 残 余 0 額 に 五 円 未 満 0) 端 数 が 生 じ た と
- 九 る 九 庁 期 十三条第 十条の三 食は その指 **一条**第四 項の規定により前納されたも 次)に算入することが の各号の 定する期間 項に規定する保 いずれかに該当する学生等である被保険 (学生等である期間 険 料 全額 のを除 免除 除期間(第九十四字を、これを納ける。 又は学生等であつた期 付 兀 条第 することを要しないも 者又は学生等であつた被 項 間 に限 $\hat{\mathcal{O}}$ 規 る。 定 に) に係る により のとし 追 る保険料 保険者等 納 が 行 申 わ 請 カュ れ 明のあつた日以気につき、既に納る 5 た場合に 申 があ あ 0 つ 後付れ 7 た とき さ 当 れ 該 たも 当 保 該 追 険 \mathcal{O} 料に 納 及 \mathcal{U} に 係係第険
 - 沼得が、 政 令 で 定 め る 額 以 下 で あ るとき。

できる。

る

期

- 保険 料を納る 付 ですることが著しく困難である場合として天災そ項第二号から第四号までに該当するとき。、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、 0) 他 \mathcal{O} 厚 生 労 働 省 令 で 定 め る 事 由 が あるとき。
- 九十条第二項の 規定は、 **所得の範囲及びその欠前項の場合に準用t** がする。
- 3 項 第 号に 規 定する所得 額の計 算方法 は 政 令 で 定 め
- (保険料 \mathcal{O} 通 知及 び 納付
- 第 九 令 で 定 る 事 社会保険 ·項 を 通 庁長官は、 とす 毎 年 る。 度、 被保 険 者 に 対 Ļ 各 年 度 \mathcal{O} 各 月 に 係る 保 険 料 に 0 1 て、 保 険 \mathcal{O} 額 納 期 限 0 他 厚
- 2 前 項に 定め るも \mathcal{O} ののほか、保証知するものと 保険料 \mathcal{O} 納付 方 法 に 0 11 て 必 要 な 事 項 は、 政 令で定 \Diamond る。
- П 座振 に による納 付
- 九 は \Box 座 その \mathcal{O} あ る 納 社会保険庁 付 金 が 融 、確実と認められ、かつ、その申、機関に委託して行うこと(附則、保険庁長官は、被保険者から、預 れ、 開金又は貯金の 出を承認 配することが切り 金の払出し て「口座」 保険 料 0) 振替: い 出 徴 収 納 上 L た金銭 有利と認 付」という。)を希た金銭による保険料 め 5 れるときに 望 する旨の 納 限 付 り、 を そ 申出 その \mathcal{O} 預 申出を承のかった
- 定 納 付 者による

す

でき

<u>ニ</u>の ニ 5 れる者であつて、 から付与される番号、 被保険者は、 政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの 社会保険 記号その 庁長官に 他 対 \mathcal{O} Ļ 符号を通知することにより、 保 険 者の 保険料 を立 て 替えて納 当該指 付 定代理納 する事務 付者をして当該被 を適 (以下この 正 カコ 0 条にお 確 実に 保険者 1 実施 て 「指定代理納 することが の保険料 を

付させることを希 する旨 日の申出 をすることが できる

- その申出を承認することができる。 前 項 の申出を受けたときは、その納付が確実と認め 5 れ か つ、 その 申 出 を 承認することが 保 険 料 0 徴 収 上 有 利 認 め
- 3 0 指 定の 手 ・続その 他 指 定代 理 納付者による納 付 に 関 L 必 要 な 事 項 は 厚 生 労 働 省 令で 定 \otimes る。

険料 0 納 付委託

九 \Diamond られた国民健康保険の被保険 納している者であ 二条の三 次に掲げる者は、 つて市町村 (者証の交付を受け)から国民健康保険 保険 者 一号に掲げる者にあつては国民 法 又は受けようとしている者に限る。(昭和三十三年法律第百九十二号) 和三十三年法律第百九十二号) 年金基 金の 加入員に、 第九条第十項の規)の委託を受けて、 第三号に掲げる者に 定により特 保 除料 0) 納付 別の あ に関 つ っては 有 効 ける事 期間 保 が 務 料 定

下「納付事務」という。)

を行うことができる。

- するも 納付事務を適工国民年金基金平 正かつ確実に実施することができると認めら、又は国民年金基金連合会 れ、 か つ、 政令で定める要件に 該当する者として社会保険 庁 長 官 が 指 定
- 2 「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規一国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納三 社会保険庁長官に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村 定の適用に関し必要な事項は、一付事務を行う場合には、第百四 十 五 政 今で定め 条第 五. る。 号中 \mathcal{O} 章 لح あ る 0 は
- 3 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該記 指定を受けた者の名称及び住所並びに事 務所 \mathcal{O} 所 在 地 を、 同 項 第三号
- 4 0) 旨を社会保険庁長官に届け出なければなら第一項第二号の規定による指定を受けた者 | 険庁長官は、前項の規定による届出会保険庁長官に届け出なければなら ないには、 び に 事 務所 \mathcal{O} 所 在 地 を 変更し ようとするときは、 あ 5 カゝ そ
- 5 社会保証 Iがあつ ならない。
- 第 う。) に 九 交付 \mathcal{O} 兀 したときは 被保険者が前 に基づき保険料を同項なあつたときは、当該ほい 〈各号に掲げる者で納付事務を行うもの〉(届出に係る事項を公示しなければなら) 責め に 任ずるものとする。 (以 下 納 付 受 託 者 とい
- 2 旨 及び交付 们 受 託 を受けた 者 は 前 年月日を社会保険庁長官に報告しなければ 項の規定により被保険者 ・・) 波保険者から保険料の交付を納付受託者は、政府に対して当該保険の規定に、 竹を受けたときは、保険料の納付の責め ならな 遅 滞なく、 厚生労働省令で定めるところに より、 そ 0
- 3 被保険 は 者 が 当 第 該保 項 の 険 映料 に 係 規定に より保 る被保 険料を納付受託者に 険 者期 間 は 第五条第二項 交付したとき \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} (前 適 用に 納 に ついては保 係 る 保険料 険 に 料 あ 納 0 て 付 は、 済 期 間 前 と 納 4 に 係 る 期 間 \mathcal{O} 各 月 が 経 過 L

4

定 者 が 人者期間 料 第 て を 項の は 納 保 は 付 **於**解 受託 規定 前 半 項 に 者 額 に \mathcal{O} ょ かり、 規定 交付 免除 期 に L 第 かかわ たとき 間 九 十条 同 5 0) (前納に 条第七 ず、 第 第五 項から第一 係 項 条第五 ぶる保険 0) 規 定 三項 料 \mathcal{O} 項 12 適 \mathcal{O} へまでの あ 用 規 つては、 定 に つ \mathcal{O} いては 適用 規定 に に 前 保 より 納 0 険 に 1 ラその一 料 ては 係 る 兀 保 期間 分 部 0 険 この各 料四 の額 免 につ 除 月 分 0 期 が き納 間 経 とみ 過 したとき) 除 付 なす。 期間と すること を要 は、 同 条 当該 第六 L な 項保険も 規料の

- 5 \mathcal{O} の項 にに定 つに た L た 日 保 険 に者 当が 金保第 項 規 は付定 がに あよ り 0 た 当 たも、 \mathcal{O} لح 促 4 に な 係 す る保 料 を 納 付 受託 者 に 交付 L たときは
- 6 をしても お 徴項 収の 規 定 ょ 残余がある場^へ いいては、当ま いいては、当ま る合に限っている。 記者が納 が納 り、す す バさ徴 そ \mathcal{O} 残 余収該 \mathcal{O} 額 に険 については 険 当 者 該 か納 付受託 5 徴 収 することが 者 に 対 L て できる 第 九 + 六 条 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に よる 処

第 九 存 L \mathcal{O} な 五な け れ納 ば 付 、 ならない。 ならない。 ならない。 厚 生 労 働 省 令 で 定 んめるところに より、 4り、帳簿を備、観を当該被保険A え 付 け れ に 納 付 事 務 に関 す る事 項 を 記 び

- 2 付受託 社 会保 者 険 i に 対 广長官 Ĺ は 報告をさせることが、この法律を施行す この法 っるため できる。 必 要が あ ると認 \Diamond る と き は、 そ \mathcal{O} 必 要 な 限 度 で、 厚 生 労 働 省 令 で 定 \Diamond るところに ょ
- 3 入 社 り、 対定による 納付受託者 り立入検査を行う職員は、その法律を施行するため必 身分をが 分を示す証明書を携帯しを検査させ、又は関係者かあると認めるときは、 そ \mathcal{O} 必 心させて させることがです。 できる。 員 納 付 受 託 者 \mathcal{O} 事 務 所 に 立.
- 4 ば 前項の日 規 でし、かつ、 があると き は、 れ を 提 示 L な け れ
- 捜 11

九 第三項に規定を取り りだす 治すことがで、 ・会保険庁長 できる。 官犯 には、実力を 第查 九の 十二の 条に の認 三め 一第ら 一れ 一項第二号の規定れたものと解釈し 定し にて はなられ 定な を受け た者 が 次 0) 各 号 0) 1 ず れ カコ に 該当 するとき は

- 三二一そ なくなっ
 - ず、 又 は
- 前第第指条九九定 き 第十十を 項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記一条の四第二項又は前条第二項の規定による報告をせ一条の三第一項第二号に規定する指定の要件に該当し 載 せ ず、 若しくはおったとき。 帳告 簿を にし 虚偽の記 記 載 を Ļ 又 は 帳 簿 を 保 存 L な か 0 た
- 兀 社会保険前条第一 偽 偽の陳述をしたとき。二項の規定による立れ は述 は、前項の規定に处をしたとき。 入 へ り * 若しく は 検 査 を 拒 み、 妨げ、 若しく は 忌避 Ļ 又 は 同 項 \mathcal{O} 規 定 に よる質 問 に 対 L て 陳 述 を せ 若
- 2 庁 長 官 に ょ り 指 定 を 取 り 消 L たときは、 そ \mathcal{O} 旨 を公示 L な け れ ば な 5 な 11

 \mathcal{O} 追 納

第

- 限 で九九 + +· 四 条 定 \mathcal{O} 全部 項保保険 ことを ょ り 又そ はの 第者 九十条口又は被 し 部に な 部 11 \mathcal{O} ŧ つき追納 額 の保 Ō 三 険 に とさ つき 者 で mをすることがでもい納付することをm 納項あ れ た保険 \mathcal{O} 2 規た 料に に ょ 老 できる。 り納 つい 齢 要し 基 て 付 礎 刊することを要しな暖年金の受給権者な は、 な ただし、 いも その \mathcal{O} とさ 残 第 余 \mathcal{O} 九れ れた保険料 なな除 額 に ŧ の二第 つき \mathcal{O}) は、 とさ 納 (承認 付 さ 項か れ \mathcal{O} た社 保険保 たときに 5 日 第 0 属 三項 料険 点する月 及庁 限 ま び長 らでの 第 官 九の十番 前 規 + 定年 条 認 に以 の <u>-</u> を 二受第け よ内 りの そ期 頭からな 間 \mathcal{O} に 部係 の額に 第 九 三項 つにま第
- 険 場 合に 料 0 お き 行い、 て、 い、次いで第二その一部にの 八 つき追納を 十九条若 L するときは、 くは 第九十条第 追 納 **か.**は、 項 0 第 規 九 十条 定に より \mathcal{O} \equiv 納 第 付 す 項れ ることを要 \mathcal{O} 規定 に ょ L ŋ な 納 いものとされ 付 す ること を た保 要し 険 な 料 11 又は t \mathcal{O} 第と

2

る 九 険 料 が 保 L あ 険 ると な 料 n た保 の項 き う カン は 険 5 队料 又は とされ 当該 あ つ項 保 第 て た保険料 ま 九十 険 料に 0 条 小の二第 つい より前 に 経に て、 過 ょ に L n 先に経 項から た月 納 そ 付 \mathcal{O} 第 務 分 し が カゴ た 月 項 生ら じ、 順に ま での 0) 次 9 分の保証 第八十 に 規 行 定 う 付 険 によりその 九 す 条若 料 ることを から追 とする。 しくは第 納をすることが 第九十条 部 し \mathcal{O} な 十条第 額 に t つき納 九 できるも 項 十 付することを 0 条 規 た 定 \mathcal{O} に 第 とす より 項に ź。 要 納 \mathcal{O} 0 し 規 き 付 することを要し な 定 うも 1 に ŧ ょ 0) ŋ 0 と 付 す

- 3 \mathcal{O} 場 合 に よお 1 て追 納 すべ · き額、 は、 当該 追 納 行係過 各月 12 政令 で定める額 を加算した額 とする。
- 5 4 前 各 項 項項 に \mathcal{O} 規 定 定 \Diamond に る ŧ り 0) のほ納 かが行 行 保険料の追納も行われたときは、 手 続 追 そ 納 がに \mathcal{O} 他 他保険料の追納行われた日に、保る期間の各月 納 追納に に 追納に係る月の保険料の額 は 9 11 て必 要 な \mathcal{O} 保 事 項険 は、が 納 政 付され 令 で 定め たも る。 0) とみ んなす。

報

第 九 該 年 + · 金 兀 条 保 保険の 者 五 た る 社 共 会 共済保 済組険 組合等に合う は、 に係る になる る 被年 生労働 金保険 省の者 令 数 た る 定の共 め他済 めるところ!他の厚生労ほれ合等に! 働 対 より令 Ļ で当 当該年金月 金事保 保 項 に る 者 った たる共済にる共済に 済告組 組合等を ることが 所 管 ける で 大 きる。 臣 を 由 当

- 2 項 各 年金 報告 を 行うも 険 者 たる \mathcal{O} とする。 組 厚 のそ に 者 合等 を 所 管す る大臣 を 経 由 て 前
- 3 t 九 + 年の -四 条 とする 金 の 二 険 者たる共 第三 項 《に規定する予#六済組合等は、1 想 厚 額生 の労 算 働 定省 の令 たの め 定 にめ 必 るところ 要な事 項に らし より、 て 厚 当 生該 労 年 働 金 省 保 令で者 定たる る共済 項組 はこついては合等をで 所 て 厚管 生労 働 大 臣 大 を 臣 に経 報 由 て、 を 行 う 第
- 4 \mathcal{O} に 厚 について、学生労働士 大臣 **金** は、 は、前各項に規定 室保険者たる共液は、厚生労働省会 流定す 一令の yる厚生労働公 組合等を所管な の定めるとこれ 前項に 行うも 規 定 す る \mathcal{O} とする。予想額 そ \mathcal{O} 他 れ に 関 連 す る 事 項 で 厚 生 労 働 省 令 で 定 る
- 5 な 厚 一労働 大 臣年 は るとき は 年 -金保険 者 たる 共 済 組 合等 を 所 管 す る 大 臣 に 協 議 L な け れ ば な

第 九 定 が あ保 るも 険 料 \mathcal{O} そ をの 除他 くこ か、注 律 国(第 玉 徴 + 収章 の解 S. に ょ 以 0 下この て 徴収する。 章 から 第 八 章 まで に お 11 て 同 Ü 0) 規 定 に ょ る 徴 収 金 は \mathcal{O} 法 別

促 及 び 滞 処 分

九 保険料 そ 0 他 0) 法 律 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 徴 収 金 を 滯 納す る 者 が あ るとき は、 社 会 保 険 庁 長 官 は 期 限 を 指 定 L て、 れ を

- 2 \mathcal{O} 規 定 に ょ 0 て 督 促 を L よう す ると き は 社 長 官 は、 納 付 務 者 に 対 し て、 促 状 を 発 す
- 3 4 督 促 状 に より 指 定する 期限 は 督 促 状 を 発 す 一る日かれ ら庁 起 算 して + 日 以義 上 を 経 過 L た 日 で な け 法れば な 5 な
- な は険 庁 長 税 官 滞 は 納 第 処 分 一項 \mathcal{O} 例 \mathcal{O} 規定 によつてこれ に よる督 を 促 処 を受けた 分し に者がその時 又は 滞 納 者 指 0 定 居 \mathcal{O} 期 住 限 地 ま 若 で に < は 保 そ 険 料その \mathcal{O} 者 0 財 他 この 産 所 在 地 \mathcal{O} \mathcal{O} 市 規 定によ 町 村 に 対 る L 徴 収 金 その処 を 分 L

で

- 5 一労働 村 大 は 項 徴の 険料の額に満たない端数は、納付よる処分によつて受け入れた金額徴収金の百分の四に相当する額をの規定による処分の請求を受けた たとき 1に交付った。 市町村に 父付するものとする。に充当する場合におい村に交付しなければな中町村税の例によつて つてこ な 6 な れを 処 分することが できる。 0 場 合 に お て は
- 6 当 前 項 筃 \mathcal{O} 規 月 定 \mathcal{O} 保 に 険 ょ が付義務な場で出該ない 者に 7) て は、 さきに 経 過 L た 月 \mathcal{O} 保 険 料 カュ 6 順 次 れ に 充

延 滞 金

- 第 لح 九 \mathcal{O} 꽢 + 日 又から 滯 徴 前 納収 条 金 第 こつきやむなっています。 を発産に 一種差押の日のご 一種の一部につい 一種の一部につい 一種の一部につい で整除した金額 ょ 9 事のて 督 促 を ると認 L たとき ま で がめら日 ら日は のつたときいれるときいれるときいいない。社会保証 て計 は、 険 庁 そこり長官 金収 を額 収に なする。たっち年 た + ただし、 兀 ・六パ 徴 収 金 セ 額 ン が 1 五の 百 割 円 未 満 で あ 期 る 限
 - 2 は、 前 で その納る 合に 付 のに納あおに いて、 徴 金収 金 金額によれてき納付い ょる。 は、 日な 以後。 後 \mathcal{O} 期 間 に 係 る 延 滞 金 \mathcal{O} 計 算 0) 基 礎 と な る 徴 収 金
- 3 延 す ·るに当り、 のつた徴収へ **一**り、 端 るとき
- 4 延収督 促滯 ないに V) 指算 L た 期 限 はまでに 徴収金額を控験 たとき、 又は前ろ 三 項 \mathcal{O} 規は、 定 たによの つ端 て数 計は、 算 し切 た金箔 並額が五元でる。 五. 十 円 未 満 であるとき は 延 滞 金 は
- 5 滯 金 金 額 に 円 未 満 \mathcal{O} 端 数 が あ ると き は、 そ \mathcal{O} 端 数 は 切 り て

戸 条籍 事 町の 無 料 証 五 明十

第

のろ 百 険 加 事 兀 算の要件 ŋ 局 長 市項の 安件に該当する子の豆 被保険者、被保険者、被保険者 村 長 (地方自) 治 の戸籍に関し、無料で険者であつた者若しく険事務所長又は被保険 けで証明を行う しくは受給権者又は遺成保険者、被保険者でお 破保険者でお 証明を行うことがでは受給権者又は遺t ことができる。 又は遺族基礎年金の支給芸者であつた者若しくは受給の指定都市においては、区 支給若しくは障害基礎年なは受給権者に対して、当はは、区長とする。) は、は |年金若し: く 村 険 はの庁 条 遺 長 例 族 基 \mathcal{O} 定 地 礎 8 年 方 るとこ 社 会保 \mathcal{O} 額

- \otimes 百 める事項を第三号並日五条 被保険者は 4条被 被は が保険者以外のは、厚生労働な の省 被令 保の 保険者にあつては古の定めるところによ 市町村により、 町村長に、町が、第十二分 第三号被保険者一条第一項又は第 者 第 に 五. あ項 ては社会保険に規定する事項 険庁を 長 除 官 < にほ 届か、 け 出厚 生 な け 労 れ働 省 ば ならの な定
- 2 第十二条第二 保険項 者に 及び 係 第 る四前項 項 \mathcal{O} 0 規 届 定 出 は に 1 て 号 準 被 甪 保 する 険 者以 外 \mathcal{O} 被 保 険 者 に 係 る 前 項 0) 届 出 に 0 7 · て、 同 条 第 六 項 カゝ 5 第 九 項 ま で 0 規 定
- 3 定め る 書 は そ 厚 \mathcal{O} 生 一労働 他 \mathcal{O} 物 省 件 令 · を 提 0 定 \Diamond るところに れ な ょ 5 り、 な 社会保 険 庁 長 官 に 対 Ĺ 厚 生 労 働 省 令 \mathcal{O} 定 \Diamond る 事 項 を 届 け 出 か 0 厚 生 労 働 省
- 定 者 るところ 又 は 受 給 12 権 により、 者が 死 その こしたときは、を提出しなけれ 旨 を第三号被 戸ば 籍法 保 険 (者以外の被保険) 者 映者に係るもの 干法律第二百二 百二 0) に + 兀 あ つて 号) はの 市規 町定 村に 長 ょ に、 る 死亡 第三号 \mathcal{O} 届 被出 保 義 険 務 者 者 又 は は 受給権 厚 生 者 働

4

0 7 は 会保険 庁 長 官 届 け 出 な ならな

5 保 険 項 者 ことあるのなから第九項な までの規 は 第三号被 定 は 保険 第三 一号被 者 0) 保ば 死 元亡に係 険 者に るも 係 でる前 <u>の</u> 項 لح 0 読 届 み出 替 に え 0 るも 1 7 準 0) とする。 用 でする。 この 場 合 に お 1 て、 同 条 六

関 する調

第 百 手 他 六条 帳 \mathcal{O} 物件 被 保険 \mathcal{O} 提 会保険庁 出を命じ、又は当者若しくは被保険 長官は、 必 要 が あ ると認 \Diamond るとき 帯主若しくはこれらの者であ は 被 保 険 会者の資: 格 一又は保証 険 0 料 た 者 に 関 でする処理 0) 資産若 分に し Š 関 し、 は 収 被 入 0) 保 状 険 況 者 に に 関 対 する 書 民 そ 年 0) 金

2 前 領の規定によつて質問 を行う当 該 職 員 は、 その 身分を示す 証 票を携帯 か つ、 関 係 人 0 請 求 が あ ると き c は、 れ を 提 示 L な け れ

(受給権 者に関う す る 調 査 ば

ならな

V)

百 金 受給権 |額の改定若しくは支給の停止に係る事に4条 | 社会保険庁長官は、必要がある 者に 質問させることができる。 る事項に関する書類その:あると認めるときは、受 受給 他 権 \mathcal{O} 物件 者に を 対 提 し して、 出す そ べきことを 0 者 \mathcal{O} 身 命じ、 分関 係、 又は 障 害 当 該 \mathcal{O} 職 状 態そ 員 を \mathcal{O} て 他 受 給 れ 5 権 0) \mathcal{O} 事 消 項 滅 に 関年

2

L

3 前 条第二 項 0 規 定 は 前二 項 \mathcal{O} 規 定 による質 問 又 は 診 断 に つ い て 準 用 す

(資料の 供

第 及び 百 八条 所その 社会保険庁長官は、 他の事項に つき、必 保険 要な 者 書類の閲覧又は資料の提供を求めることが 0 資 格に 関し必要が あると認めるときは、 官 できる。 「公署に 対 į 被保険 者 又 は 玉 民 健 康 保 険 0 被 保 険 氏 名

2 た者、 項 同 しくは世帯主の資産若しくは収入の 者、同条第二号に規定する厚生労働省令で定め、第一号に規定する政令で定める給付の支給状況 九 条第三号に規定 社会保険庁長官は、 十条 項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合、 項 第 する厚生労働省令で定める施設 号に規定 年金給付又は (する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法(平成九年法律第百/働省令で定める施設(厚生労働省令で定める施設を除く。) に入所している者若しくは 保 況 険 料 受給権者に対する被用者年 に関する処分に関し必要があると認めるときは、 況又は第八十九条第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権 る援助(厚生労働省令で定める援助を除く。)を受けている者若し 地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済 ・金各法による年金たる給付の支給状況若 名及び住所その他 受給権者、 0 被保険者若しく 事項 べにつき、 しくは第三十六条の二第一 郵 百二 は 被保険者 便局その他 入 くは受けて 十三号) 所してい \mathcal{O} 第七条 配 の官公署 いた者、 者であつ

知その 険 被保険 者 の資格又は 保険料に 関 し 必要があると認めるときは、 事業主に対し、 その使用する者に対するこの 法 律 \mathcal{O} 規定

若しくは

健康保険

似組合に

対

し必要な書類の

閲覧若しくは資料の提供を求め、

又は銀行、

信託会社その他の機関若しくは被保険者

-の 雇

用

主そ

係

人に報告を求め

ることができる

他の

必要な協力を求めることができる。

査

- 百 する 実 態社 そ はの保 他険 前の庁 項厚長 生労働 省 第 令 で 条 定の \Diamond 目 る的 事 を 項達 に 成 関し必要 す るた め、 な 統被計保 調険 查者 若 を行うも しく は 0 被 とする 保 険 者 で あ 0 た 者 又 は 受給 権 者 に 係 る 保 険 料 0 納
- 2 険 庁 長 に 規 定 す る 統 計 調 査 に 関 L 必 要が、 あ要 ると認 8 るときは 官 公署に 対 し、 必 要 な 情 報 \mathcal{O} 提 供 を 求 め で
- 3 項 \mathcal{O} 金 定 \mathcal{O} ょ り \mathcal{O} 提 供 を 求 \Diamond るに 当 た 0 て は 被 調 査 者 を 識 別 す ることが でき な 11 方 法 に ょ る 情 報 \mathcal{O} 提 供 を 求 \Diamond る
- 第 条礎は規金機 兀 百 年 定する共済 玉 \mathcal{O} 八 の二第一項中年金番号の利用 条 構」と、 とあ 並 年金 U る 事 に \mathcal{O} 組同 務 第 は「市町村 のは「市町村 のは 第十 用 「都道府県知事」とあるのは「用が特に必要な場合として厚生第十四条に規定する政府管掌年合等その他の厚生労働省令で定 組 三 + 合 + 兀 匹 条 条 か 二 の 規 長」と、 別 定する基 規定 表第 <u>ー</u> 同 を ||当令で定めるの上欄に掲げ · 条 第 準 年 用金 す 「厚生労働大臣」と読み替えるもの、生労働省令で定める場合を除き、何年金事業の運営に関する事務又は当 á. 項 号 中 る者 げげ 9 る 都のい 玉 道場 7 一の存るは、 機関 県に 同 知お住 又は法 法 事 い民 その 第三十条 て、 本 他同台 人」とあ の法帳 0 第 都 法 兀 + る 府 とする 人も」と、 該 \mathcal{O} 該事業に関連する事な二第一項から第三項キンは「全国健康保険協の執行機関」とあるの四十二第一項中 - オ 県 条 \mathcal{O} ほ 兀 + か、 同 必要ない 2」とあれて項中 技 項 務 くまで 協 術のびの多 会 市 \mathcal{O} \mathcal{O} は町 第五 読 行 規 玉 村項 替 \mathcal{O} 定 民 長 え項 た 中年 は 並 8 金 労 \mathcal{O} 第 び 同 何 法 働 他 政に 大臣市 人も」とある 第 三条 法 規 及町 /第二項 第 定 定する基 び村 日の執 る。 兀 \mathcal{O} に 年 行 \mathcal{O}
- 第 百 前の九 条民 は 当 同 定該 種 構 0 ればならない。する団体(以下構成員である被促の事業又は業務に 「国民年なるに従事する 年金事務組合」といの委託を受けて、当りる被保険者を構成 [合」という。) は、同項に規定する委託(けて、当該被保険者に係る第十二条第一!(者を構成員とする団体その他被保険者を!! 託を受けようとするときは、こつ項の届出をすることができる構成員とするこれに類する は、社、社のできる。 体 で 政 令 で 定 め る
- 3 可 を受け 社 項に は険な規 れ す 長 官 は 前 を項 \mathcal{O} 認可 ですことができるといれている。 き民 る年 · 金 事 務 組合 が そ \mathcal{O} 行 う ~ き 事 務 \mathcal{O} 処 理 を 怠 り、 又 は そ \mathcal{O} 処 理 が 著 L 会保 < 不 当 険 で 庁
- 付 例 \mathcal{O} 事 に関 する

 \Diamond

るとき

同

項

 \mathcal{O}

認可

取

り

消

2

- 百 九 法 学 申 規定 国 及 で 人」という。 関 す 成び 成十五年法律 い地方公共E 事務手続にB はする事 る学校 あ る被 保険 務 法 人その を適 寸 律 者 第 体 は、 百並 \mathcal{O} 正 十び特別 委 カゝ 他 その設置、 託 9 \mathcal{O} 配を受け 確 政令 号) 国 実に 立 ロで定める法 第六十八名 第六十八名 て、 実 する学校教育法 ん施することが 当 八条 法 法 該 公人である(平成) 被保険 者に 第五 で つに十 て、 きると 規 五 五十二条に規定せると認められる、社会保険庁員 係 定 年 正する公立大学法人及 年法律第百十二号) 笠 る同 項 0 申 請 す る 長 る大学そ ŧ 官 をすることが のとし がこ 及第二 これらの法人なび私立学校は第二条第一項は \mathcal{O} 7 他 指 で \mathcal{O} 定 でするも 、 きる。 政 合で定 か法に . ら 規 (昭 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 申 す \Diamond 和 以 る教 二る十国 請 下こ 育 基 兀 施 \mathcal{O} づ 年 き 法: 設に 条に 上第二百-公人、地士 お お 第 九 + て 当 条 七方 「条学の 十 独
- 庁 官 は 学 生 納 付 例 事 務 法 人が その 行 うべき事 務 0 処理 を怠 又 人はその 処 理が著しく不当 で あると認めるときは 学

2

長

官

 \mathcal{O}

認

付 特 例 事 務 法 人 に 対 Ļ そ 0 改 善 に 必 要 な 措 置 を 採 るべ きことを 命 ずることが できる

3 略

納 付 確 認 寸 体

第 百 以 険 九 庁 長 の 三 官 が 同 れ 種 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 業 团 体 又 かは 5 業 \mathcal{O} 務 付申に 確請従 認に 事 する被 団基 ヹづき、 き、次で 保 険 者 項 0) を 業は、業務 構 成 を適 員 とする 正 カュ つ確体 実に そ \mathcal{O} 行 他 うことが れ に 類 で す る団 きると認 体 で 8 政 令 5 で定 れ る Ł \otimes \mathcal{O} る لح t L 0 7 で あ 指 定 0 するも

下こ 0) 条 12 お て 保 険 料 納 体 う。 司 項 0 業 務 を行 うこと が できる。

- 2
- 3 社 会保 納険 庁 長 官 は 保 険 料 納 提付 確 認 ることが が求 8 に応じ、 保 険 料 納 付 確 認 4 体 が 前 項 \mathcal{O} 業 務 を 適 正 に 行 う た め に 必 要 な 限 度 に お て、
- 保 険 料 滞 事 実 に ける情 報 を 供 す で きる。
- 4 納 社 付 確 認 険 庁 寸 体 長 に 官 は対は関 L 保険 その 料 改 納 善 付 に 確 必 認 職団要団 員体が が措が そ 0 を これらの職にあつた頃の規定による命々を採るべきことをなの行うべき業務の知 命ず理 ることが を 怠 り、 で 又 きる。 は そ \mathcal{O} 処 理 が 著 L く不当で あ ると 認 8 るとき は 保 険
- 5 社 会保 庁長 官 料 納 付 確 項 第一 定 を取 ŋ すこと が で きる
- 6 L 保 て はなられた 納険 な付 確認 11 寸 体 の保 険 役員 若 L < は認 は前置 元者は、 は、正当な理由な運反したときは、 当な なく、 第 項 二 の 項指 \mathcal{O} 業 務 に 関消 7 知 ŋ 得 た 秘 密 を 漏
- 7 \mathcal{O} 指 定 \mathcal{O} 手 続 そ 0 他 保 険 料 納 付 確 認 団 体 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 厚 生 労 働 省 令 で 定 め る。

過 置

第 百 れ る範 九 条 囲 の措項 内 兀 に ک お いの て 法 律 所に 要の 基 づ 経過措品を政令な 置を を定定 めし、 ることがで で 廃 、きる。 でする場が 合 に お VI 7 は、 政 令 で、 そ \mathcal{O} 制 定 又 は 改 廃 に 伴 11 合 理 的 に 必 要

用 規 定

- 第 にび中の 百 規 三十四条の 定 いて 九十 険 は 準 料 掛金 六 用 する 条第 とあ 及 前 五. る び第 項のは 第百 八 +三十三条に 八 厚 掛 条 生労働-金」と、 \mathcal{O} 規 定 おは、 大臣」とあ 第九十六条第一 加 入員 \mathcal{O} とする。 に 金に 条 項中「ジス第一項 -七条第一 から 前 て 準用力 条第 第 界一項」とある 界一項中「社会 用する。この^は 五. 項 べまで、 るのはは会保険が 場 第 合 九 に + 庁 お 七 第百三十 長 1 条 及び て、 لح 第 兀 あ 八 九 1条の二 ŋ, 十八八 並条条
- 基 を受け な 前 項に け れ ば お なら いて準用する第九十六条第条第一項」と読み替えるも な準い。 四 項 0) 規定に ょ ŋ 玉 税 滞 納 処 分 0) 例 に ょ ŋ 処 分をしようとするとき は、 厚 生 労 大 0

則

第

ま + き被 規 定 用 に 第 よる 七 年 条 金 届 第 各出 項 のは 第 至 号に 被 司 号に該当 保 険 者 該 当 組合員は L な カン 若 保 0 た者 険 L くさの が 加配 同 間号の規定 入者とな 被 定 つ 用 に 者年 たことに 該 当 中金各法! 関 す \mathcal{O} 保 被保険が 被険 者となつたことに 五 者 条 第一項組合員: 見若しくは は に関する 等 同 条第 加入者 第 項に + お \mathcal{O} 資 第 体を 7 五. 第十二条第六 項 喪 カコ 失した後がら第八項

さ

カュ 7 険 者項 険 料 で 0 付 規 該 定 済 期 届 を 間 出準 に が用 算 行す 入われ場 た日の な 属 す á 0) 月 \mathcal{O} 規 前定 々に 月 ょ ま る で届 の出 が 年 行 間わ のれ うち た 日 に \mathcal{O} 属 あ る す ŧ る 月 \mathcal{O} を 前 除 \mathcal{O} 当 該 届 は 出 に 第 係 五 る 条第 第 項 被 \mathcal{O} 規 険 定 に カュ

- に す 0 付 ることが 7 間 保 に 前 できる 項 算 険 定 に 入さ 者 規 又 定 れ は でする届 な 第 三号被 1 届期間 保険 を遅 **(前** 条の規定 滞 たことに った 定 に ょ 者 ŋ は、 0 保 11 て 険そ B 料の 納 む 者 を得 付の 済 第 ・い事由がち ・期間に算入され 期 لح な L 認 1 て 第 \otimes \mathcal{O} 5 三 被 れ号保 るとき 被険 保者 険 期 は 者間 としての \mathcal{O} うち、 社 会 保 被前 険 保 庁 項 長 険 \mathcal{O} 官 者 規 に 期 定 そ 間 に を \mathcal{O} ょ 旨 除 ŋ < 保 届 険 出 料
- 3 付 済 前 期 項 \mathcal{O} 規 に 算 定 入 に 八する。 により 届 出 が 行 わ れ た لح き は、 第 _ 項 \mathcal{O} 規 定 に カュ カュ わ 5 ず、 当 該 届 出 が 行 わ れ た 日 以 後、 当 該 届 出 に 係 る 期 間 は 保 険 料 納
- 4 き 老 は 齢 基間 当 礎 届 金 畑田のあつた P型の受給権者が 日が \mathcal{O} 第 属 す 項 る \mathcal{O} 月規 るの定 に 月 ょ かる ら、届出 出 料年を 期改前 すの る規 定 ょ り 当 該 届 出 に 係 る 期 間 が 保 険 料 納 付 済 期 間 に 算 入 さ れ た
- 5 六 + 日以 年三法項 律 \mathcal{O} 後 12 第規該年 保険 三定十二年 料 兀 ょ 号) 納 り第二項 付済 附 期 則 間 第 \mathcal{O} に算 届 + 出 に 係 期翌 の間 適 が 用に 保 」とする。 険 0 いては、特納付済期を改れ、前 同間定項 条に 第 算 一項中 「たる」である。 日 に 以対 後 す のる 玉 玉 民民 年 年 金金 の法 被等 保の 険 者 部 期を 間改 正 す る あ 法 る 律 和

七 条 同 兀 第二号被 に こついて 一条及びな 定 を L な

2

制 第十三条第一項ただ、 自となつたときは、... 度 の加条 入者であ 項第二: にだし書に該当するときは、社会保険庁長官は、あるときを除く。)又は 一号に該党保険者 を除く。)又は厚生年該当しなかつた者が同 は、 きは当 該 こ被 年 同 この限りでない。 做保険者について国 一金保険 者について国民な談当することによび第百五条の規定 氏年金手帳を作成以外の第二号被保険者により被保険者に 被漏保用 作成し、その者にこれ做保険者が厚生年金保者となつたとき(共落 とい れ保済 除の被ね合のは を交付 保組 す るも 険 合 者 員 \mathcal{O} で 又 あ は る第二 す 私 学 教 号職 被 員 保共 険 済

資 料 提 供

第 八 法 に 基づく老齢 社の 1会保険 給庁 付等に 係 被保険は の者 管の 掌資機格 関に に関 対し し、要 、要 必 が 必要な資料の提があるときは、 提 供共 を済 で求めることがで組合、日本私立 できる。 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 学 校 振 興 共 済 事 業 寸 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 被 用

老 齢 基 礎 年 金 \mathcal{O} 支 給 の繰 上 げ

- 九 日 五. 歳 前 保 日 に 保険 に 達 険 する 者 お 料 で 前 な 納 いも 付 第二十 済期 \mathcal{O} 社 十会六保 に限 間 又 八条ただした るもれば保 の険 とし、料免除 官に 書に 老 除 次条第 該 齢 8当したときは、
 脚基礎年金の支給 有 中金の支給は現に規定は でする支給に 繰 あ の上 0 限りの て、 で請 繰 六 ない。 + 上 一 歳 の以 うることがで 上 六 + 五. ることが できる。 歳 未満 で ただし、 できるも あ るも \mathcal{O} そ \mathcal{O} のを開 第五 < が) は その 条 請 当 項 求 があの規 つ間定
- 2

金

で

第 の生ニ年 保の 険 支 料 給 納繰 付 上 済げ 期の 間 請 又 求 はが 保 きる 険料 . 免除 者 除期に 間係 同を有する者でいる老齢基礎な で毎金 つて、 \mathcal{O} 支給 次の の繰各上 号の げ \mathcal{O} 1 特 ず ħ か に 該 当する ŧ \mathcal{O} 六 + 歳 以 上 \mathcal{O} 者

あ

厚限上 りで \mathcal{O} 求を 則 す 第 ることが 五 第 項 できる。 \mathcal{O} 規 定 たによる被! ただし、 その 保険 者 者 が、 で ないも その 請 \mathcal{O} 求に が 限 る。 あ 0 った日ったは、 前 当 日 分 にの お間 社会保 第二十六名 条 官 水ただし に 老 齢 書基 に礎 該 年 当 金 L たときは \mathcal{O}

 \mathcal{O} 下欄 生 年金 に 掲げ 保険 る 法 年 附 法齢則 にに第 八 、条の二各で してい に 定 限 す うる者 る。 (同 条第三 項 に 規 定 足する者 そ \mathcal{O} 他 政 令で 定 \otimes る ŧ 0) に 限 るも \mathcal{O} とし、 同 条 各 項

他 の被用 者 年 金 各 お達 け る 前 号 に 掲 げの る 者に 相 当するも \mathcal{O} とし て 政 以令で定 め る

2 6 略

する 老 齢 年 金 \mathcal{O} 支

第 |期間が一年以上であり、かつ、第二十六条、ある者が六十五歳に達したときは、その者は、とのををは、その者を、基づく旧陸軍共済組合その他政令で定めるが、被保険者としての被保険者期間に係る保険をの組合員であつた期間を有する者に対す 、第二十六条ただし書に該きは、その者に老齢年金を政令で定める共済組合の組間に係る保険料納付済期間 に該当する場合金を支給する。知間、保険料免期間、保険料免 る。間間である。 で及び 当該 つ旧 保険運 料令共 納で 済 付定組 済め合 る令 期 間期 間昭 を合算 当 和 該 + 五. l 年 料料期 勅 令 除間第

2

4

「附則な え スるものとする。(略)第二十八条、附則第九条の三第第二十八条、附則 一第一項に規定用する。この問則第九条の1 然定するT 場合によ 定する要件! 勿合において 一(同条第 叶に該当する」と、同冬いて、附則第九条の二第ポー項ただし書を除く。 同条第一 く。、 第一 項 項中第 中 九 保 条 第二 険二 一十六条」とれていることがあれていることが前を こあるのご スは保险 条の規力 は険定 料魚 「附則第-指免除期間 第一百 九間項 条の名に規 する」 定 でする要 とあ 項 件 と読みに該当 す

5

第

日 有し 者 に 対 す Ź 日脱 の退 日に金 おの い支

数 九 料 及 条 米の三の二 者に び 保 付 明求することができるに限る。)である 済 限る。 期間の 四 分 月 当分のの の 三 数 できる。 のつて、 保険料 間 免除期間 請 ただし、その者が次の各号第二十六条ただし書に該当 四求 0 \mathcal{O} 分の一免除 月 数 0 前 兀 分期 の間 一に相当 \mathcal{O} 月数請 \mathcal{O} 求 ヮのいずれっ 四分の三人の日の属り 「する月 数 れかに該当するときは、このその他これに準ずるもの数を合算した月数が六月以 に す 相 る 当 月 Tする月ップの前月、 数 ま で (スカースの第一) \mathcal{O} この限りでなとして政会 上 半号 上である日本 報免除期間 今で定める な 本間国の 籍 月 7 るも を 数の の 二 有 被 \mathcal{O} 保 分険 はない 0 者 者 こ 脱 期 退一時金の支1(被保険者で 間 相当 に 係 Tする月

4 保険者 金の で 支給 かつたものとみなけれを受けたときは、 たときは、 支給を受け た 者 は、 そ \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 計 算 0 基礎 となっ た第 号 被 保 険 者と て 0) 被 保 険 者 で あ 0 間

略

7 5 第十 九 条第 項、 第 四 項 及び第五 項、 第二十三条、 第二十 兀 条、 第 百 五. 条 第 兀 項 第 百 七 条 第 項 並 び に 第百 + 条

 \mathcal{O}

規

定 は、 脱 退 時 金 に 0 ľ て 準 甪 がする。 この 場 合 に お 1 て、 これ 5 0 規 定 に 関 L 必 要 な 技 術 的 読替 え は、 政 令 で 定め

8

0 児童手当法 昭昭 和 四十六年法律第七十三号)

認

第七 \mathcal{O} 条 区長を含む。 受給資格者 以下 は、 同 じ。 児童手当の支給を受けようとするときは、 <u>)</u> 認定を受けなけ ればならない。 その 受給資格 及 び 児 童 手 当 (T) 額 に つ V て、 住 所 地 0) 市 町 村 長 特 別 区

2

(支給及び支払)

第八条 対し、

児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による、条市町村長は、前条の認定をした受給資格者に る。 による認 に定の請求をした日の属す、児童手当を支給する。 の属する月 0) 꽢 月 から始 め、 児 童 手当を支給 す × き事 由 が 消

3 • 4 滅した日の属する月で終わ (略)

2

第二十二条 (略) (拠出金の徴収方 法

2

3 てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取政府は、拠出金その他この法律の規定による徴収金 · 取 り の取立てに関する 扱わせることができる。 事 務を、 当 |該拠 出 0) 他 0 法 律 0) 規 定 に ょ る 収 取

4 (略)

則

六条 ŧ もの (第五条第八条 当分の間、 (特例給付) 間、 第十 規定により児童手当が支給されない者に限る。)に対し、第二十条第一項に規・八条第一項に規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、 第二十条第一項に規定する一 第四 条に 般事業主又は第十八条第一規定する要件に該当する

2 九 《条まで並びに第三十条の規定は、前項の給付について》第五条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項、「項各号に定める者の負担による給付を行う。」の(第五条第一項の規定により児童手当が支給されなどの 項、 で準用する。(塩、第十九条、 (以下、 第二十条、 略 第二十一 条 第 項 及び第二項、 第二十二条から第二十

3 5 略

(三歳以上小学校修 元童に係る

次のイ又はロ 1分の間、 に 次の各号の児童 掲げる児童 1 単(以下この条において「小学校修了前特例給付支給要件児童」という。)を監護し、,ずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当す一に係る特例給付) 児童手当に相当する給付を行う。 かつ、これと生計

立

父又は

- 以 三歳以上小学校修了前の児童を含む二人以上の児童、後の最初の三月三十一日までの間にある者(以下この条に三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出 、後の最初の三月三十一日三歳以上の児童(月の初 お生いの て目 - 「三歳以上小学校日から三年を経過1 小学校修了前 し た児童とする。)であつて十二歳に の児童」という。) 達する 日

- 護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校修了前:一児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校修了前特例給付支給! 小学校修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。'あつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童!特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者! 児童を監
- 2 \(\)
 4
- 5 ら第二十九条まで及び第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。(以下、略)・第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで(第十八条第一項及び第五項を除く。)、 第二十二条第一項、
- 6 (略)
- 第八条 するもの(同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者に限る。)に対し、同項の給付に準じた給付を行う。八条 当分の間、第十八条第一項に規定する被用者又は第十七条第一項に規定する公務員であつて、前条第一項に規定する要件
- 2 · 3 (略)
- ら第二十九条まで、 第二十九条まで、第三十条及び前条第四項の規定は、第一項の給付について準用する。(以下、略)第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで(第十八条第二項及び第五項を除く。)、第二十二条第一 項、 第二十三条
- 5

0 健康保険 法(大正十一年法律第七十号)(抄)

(定義)

期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。) 二 臨時に使用される者であって、次に掲げるもの(イに掲げる者にあっては一月を超え、ロに掲げる者にあっては一 船員保険の被保険者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者・該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の・ 各号 0 ず れ カュ に

- は口に掲げる所定の日を除く。)
- 日々雇い入れられる者
- 季節的歌 事業所又は事 +業所又は事務所(第八十八条第一項及び第八十二月以内の期間を定めて使用される者 る者 九条第一項を除 以下単に 「事業所」 という。) で所在地が 定し な いも のに
- 兀 『業務に 使用される者 (継 続 して四月を超えて使用されるべき場合を除く。)

康事 保 業 険の 療組事 の合業 保事に 険 業 使 者所用 に使れ る さ 続 L 7 六 月 を 超 え て 使 用 さ れ る ベ き 場 合 を

七六五 う 及高健的 び 齢 \mathcal{O} 同者 被 条 医 各 険 号 者 の被の所 等」とい ずれ カュ 、 う。 に 該 齢 用 当者 すのれ る医る 者療者 で \mathcal{O} 同確 法 保 第 に 五関 する +条 法 の律 規 定昭 に和 よ五 り十 後 七 期 年 高 法 齢 律 者 第 医 八 療十 の被 被 保 第 五 険 者 十 لح 条 なの ら規 な定 いに もよ る \mathcal{O} 被 议 保 下 険 者 後 を 期い

社 齢 会 保保医 業次に険険療 のおの庁 長 て社官保 健 険 康 保険 組 合 又 一月間に | 1する者 | と | 1する者 とは組組合 で \mathcal{O} あ 承 る 認 ベ を 以長使間た に 者 限 る 健 康 保 険 \mathcal{O} 被 社 会 保 険 庁 長 官、 健 康 保 険 組 合 で な 11 ょ ŋ 玉

あ る者の民 又 法 康 気物木の掲律他継事は律 又販、積又又の、製がに特続業次のおり 大大のでは、製がでいる。 大大のでは、製がでいる。 では、製がでいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 1 日雇 世 V で雇けれた。 がき続く二品がに該当れかに該当れがに該当れて (健) して適 社 用 会事 業 と上使用に入ります。 用される見ば 承認を受けた 込た働 も者 を ないこいう。 ないことがE は、この限 いう。ただ りてい で な 後 1 期 高 齢 者 医 療 0 被 保 険 者

いの 7 引き続く 通 算 てニ 十保 4 のの 明 5 カュ であ るとき。

は由がある

次のそ任適貨貨電鉱土物に法の意用 又掃し旅動掘築、事いの保に各 は又の客力又そ加業て理険お号 _ があるとき。 人各

該

当

す

る

事

所

を

う。

の業

ののはのエの 「適用事業所」とは、かの の発生、伝導又は供給の の発生、伝導又は供給の の発生、伝導又は供給の の発生、伝導又は供給の の発生、伝導又は供給の の選送の事業 造又時次 は五の 存体以号の上の 修事のい 理業従ず 業れか をに 使 用 す んるも

保解 変 更、 破 壊、 解 体 又 は そ \mathcal{O} 準 備 事

0)

事

業

業

焼 \mathcal{O} 事

金物 の却物物 険は又の

融

物 \mathcal{O} 保 旋管 又 保 賃の配は事 賃貸の事業 おおとさつ

媒 介 周 \mathcal{O} 又又事は 業

集 金、 研 案 究 内 はは 調広 査 告 業業

ヨカワヲルヌリチトヘホニハロイ 研 ののの 他事事

病 \mathcal{O} 祉は治 法報療 の助 和事産 そ 矢 療 \mathcal{O} 事

通 信 又 道 業

昭 _ — 十 六 年 法 律 第 匹 + 五 号) に 定 める社会福祉 事 業及び更生 保護 事 業 法 平 成 七 年 法 律第八十六号) に定める更